

第九十四回
国会

参議院大蔵委員会會議録第十号

昭和五十六年三月二十七日(金曜日)

午前十時三十二分開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

福岡日出磨君

補欠選任

野呂田芳成君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中村 太郎君

衛藤征士郎君

嶋崎 均君

藤井 裕久君

磯山 篤君

塩出 啓典君

委員

岩動 道行君

岩本 政光君

大河原太一郎君

梶木 又三君

片山 正英君

河本嘉久蔵君

古賀雷四郎君

塚田十一郎君

野呂田芳成君

藤井 孝男君

大木 正吾君

鈴木 和美君

対馬 孝且君

和田 静夫君

多田 省吾君

矢追 秀彦君

近藤 忠孝君

三治 重信君

国務大臣

大蔵 大臣

野末 陳平君

渡辺美智雄君

政府委員

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省国際金融局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

大蔵省証券局長

閣提出、衆議院送付

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大木正吾君 予算委員会の方から渡つてまいりましたので、質問が少しダブる点もあるかもしれませんが、一つは税調の中期答申、昨年の後半に出した中で、まあ選択増税あるいは間接税問題関係について触れておるわけでありますが、この中のたしか三十一ページ前後だと思いますが、表現としますれば私が指摘することがそのものずばりじゃないんでありますけれども、三十二ページに、「広く消費に着眼する間接税は、個別消費税のように、価格機構への介入が特定の産業に偏ることがなく、」ちよつと省きましてその後の方に、「消費の実態に応じてより公平な負担を求めることが可能となること等、評価すべき」云々という言葉がございます。これについて、小倉税調会長を呼んでおりませんから、これは税調の考えだと言えはそれまでなんです、大臣並びに主税局長、これはどういう中身を持っているんでございましょうか。要するに読み方によりましては、間接税は、言えは社会的に公平だというふうな受け取り方も

できるんでありますが、そういう取り方でよろしゅうございましょうか、これは。

○政府委員(高橋元君) 「さらに、こうした広く消費に着眼する間接税は、個別消費税のように、価格機構への介入が特定の産業に偏ることがなく、」このくだりについてのお尋ねでございましょうか。

○大木正吾君 そうです。

○政府委員(高橋元君) これはよく税制が経済との関係でいわゆる公平と一言で言われております中に、よい税制であるかどうかという判定基準として、税金がかつたために資源配分を必要以上に乱さないということが要請されるわけでござい

ます。税は、くどくなりますが公平部門への資源の移転でございまして、資源の移転に必要なだけの負担を課するというのが本来であります、特定の部門にだけ税負担をかけますと、その部門の生産が縮小する。それによつて資本の効率が悪くなつて、資源の移転がかえつてよいに起こるというふうな経済に対する擾乱的作用があるわけでございまして。そこで、個別消費税の場合にはどうしても特定の消費物資ないし特定の産業部門に課税が行われるわけでございまして、その意味では、個別消費税には中立性という点で見ればデメリットがあるということでございます。それが第一点の前提の「中立的であること」ということでございまして。

それから、最近のように消費が均質化、多様化してまいつておりますので、消費に応じて課税を

すると申しまして、たとえば酒、たばこといったようないわゆるエクサイズという形式の消費税は別といたしまして、選択的な消費税ということになりますと、消費に負担を求めるというのは間接税の本旨でございまして、消費の実態がこ

のように均質化、多様化していく場合に、それに

対して消費の担税力に應じた課税をするということになり、課税の対象になります。物またはサービスに限定した場合に、やはりそこに完全にキャッチアップできないという事態がしばしば起こつてまいる。そういう点が個別消費税についてのいわゆるデメリットでございます。そういう個別消費税についてのデメリットは広く消費に着目する間接税の場合には避けられる、そういうことを指摘しておるわけであり、そういうこと。

○大木正吾君 私がついてゐるのは、前段の方はいまの高橋さんおっしゃつたことでわかるんですが、この三十二ページ後段の中に「消費の実態に應じてより公平な負担を求めることが可能となること等、評価すべき性格を備えている点に」という部分で、このところがどういふ合意か、そこを聞きたいんです。

○政府委員(高橋元君) 昨日もこの委員会でも御質問がございましたように、また大臣からもお答えがありましたように、たとえば高級織物に課税をする、と申しますと、個別の消費税制のもとでは、執行技術的な問題また納税義務者である製造者または小売業者の負担からして現実にはそれが税制としてワークしないという問題があるわけであり、またたとえば高級織物に課税をしますと、やはりそれは高級織物産業と申しますか、そういうものの全体の経済実態というものを踏まえないとできていかないわけで、それに應じた仕組みとなりますと大変むずかしい。全体の消費がシフトしてまいりますと、これまた話が少しずれるようにで、恐縮ですが、新しい商品がたくさん出てまいります。昭和四十年代に、たとえばセパレート型のルームクローラーというのができましたときには、ルームクローラーがコンプレッサーと空気の出るところとに分かれるわけでございますから、それは物品としては課税物品でないということになつてしまひまして、それをまた法律を改正して課税に取り込むというようなことが起こつたわけでござい、法律をもって物品を指定してそれに課税をするという個別消費税には、いま申し上げた

ような二つのどうしても技術的に越えがたい難点がある。それがかつて高級な消費に対して税負担を求めることを害してゐる。それが公平な負担を求めることがむずかしいという個別消費税についてこの税調査答が指摘しておる問題点であるというふうに理解しております。

○大木正吾君 この「消費の実態」という言葉の使ひ方、同時に「より公平な負担を求める」というのは、特別の物品を例示しまして申し上げる気持ちはないんですが、「消費の実態に應じて」ということの言ひ方になりますと、言へば税の基本的機能とも言うべき生活水準の平等化といひましようか、あるいは税がやっぱり貧富の差を調整すること、あるいは税がやっぱり貧富の差を調整すること、か、そういう意味合いにおきましてある程度負担の、特に所得税等については相当はつきりした累進関係の問題が提起されているわけであり、消費の実態といふこと、そのまゝに据え置くということ、言へば物を買ふ能力のない人は買ふなくてもよろしいし、買ふ力がある人は買つてもよろしい。しかし問題は、買ふ能力のないという人の場合には、これはまさしく買いたいけれども買えない、あるいは生活を切り詰めてどうにもならないという人もおるわけですね。そうしますとどうもこの辺の言葉がひつかりまして、社会的に生活の不正といふものはそのまま温存されてもいゝんだと、こういうふうな意地悪くすると、これないこともないのですが、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(高橋元君) たとえば物品税は物品にかける税金でございますから、昨日も申し上げましたように、建物というよう不動産ない設備には課税できないわけでございます。不動産、建築といふものは物品税の場合にはどうしても除外される。たとえば白粉を賣う主婦とかなりつぱな家を建てるところの世帯主とていずれが担税力または消費の担税力があるかと申しますと、それはむしろ主婦でなくて建築主であろうというふうな思ふわけですが、個別の消費税といふものを前提としておりますと、より高いまたはより大きな

担税力を持った消費といふものに必ずしもそれに應じた課税ができないというのが限界であらうというところが先ほど来申し上げておることでございます。

それからもう一つ、応能公平といふことは重要な租税の原理でございますけれども、やはり租税の学問上は応能消費基準といふことも重要な税制上の考慮で、応能所得課税といふものと応能消費課税といふものとを組み合わせることで公的の資源配分といふものの適正が図られるような税体系をつくる、そういう観点も決して否定し得ないもので、各国の税制もそういう形をとつておる。

そうなりますと、消費について課税をしていくという場合には、より経済に対して擾乱的作用が少なく、またより消費という基準から見れば担税力の強い消費にはより大きな税負担がかかるというような消費の税制といふものを考える必要があるのではないかとこの考慮からこういう答申が出ておるといふふうに理解しておるわけであり、

○大木正吾君 いずれにいたしましても、五十三年度で、五十三年度の税調に出されたおたくの資料によりますと、たとえばこの委員会が審議された酒税等といたばこの場合には、第一分位から第八分位まで見ていきましてもほとんど水平的な負担状態になっていまして、第一分位が〇・八四に對して一番上の第九分位が三・九七、こういう状態でございます。同時に、住民税とか固定資産税含めていきましたと、これが一・八九から六・七九で、約四倍ですね。合計トータルして税のいわば所得配分機能といふ意味合いでの関係では、第一分位が二・九八に對して八・一八ですから二・五倍だ、こういうような税の統計表等も資料としてはおたくの方で出しているわけですが、この文章のいわば表現の仕方にもよると思うのですが、誤解を受ける面がある。いま高橋さんも言つたことの意味合いはわからぬことはいないのですけれども、「消費の実態に應じてより公平な」、こういうふうな言葉があるわけでは、これでいきま

すと、やっぱり買えない、要するに購買力のない人はやむを得ないしんぼうしろ、こういう言ひ方にもなりますし、それがより公平かということになりますと、より公平なんだろうかと。うちでもどうしても子供のために欲しんだがという物などがあったとき「より公平な」といふことは少し言い過ぎじゃないかという感じもするんですが、大臣にお答えいただきませんけれども、高橋さんもう一遍そのあたりを、少しこれは言い過ぎじゃないかという感じがするんですが。

○政府委員(高橋元君) これはもうちょっと前のくだりから実は一つの文章になつておるわけでございまして、「広く消費に着目する間接税については、税負担配分の逆進性や物価に対する影響等の観点からの批判があることは事実であるが、これらについては、適切な措置を講ずることによつて、その難点を克服できると考える。」これに続いた文章でございます。したがひまして、消費基準で消費に対する課税を行うという場合には逆進性や物価への影響がある、それは適当な税制を講ずることによつて克服ができますが、消費税によつて所得の再分配ができるというふうには考えられない。これはいま大木委員の御指摘のとおりであります。私が先ほど申し上げましたように、所得基準の累進税と消費基準の比例税ないし逆進税等全体を組み合わせる現在税体系全体としては五十二年の家計調査に基づく「所得階級別税負担表」のように累進の税制ができておるわけでございます。

さらにもう一つ申し上げれば、昭和三十年ごろには間接税の割合が全体の五割でありましたけれども、その場合に、その五割の中の全体の税収の三四・九%、それが酒とたばこによつて得られていたわけでございます。当時の逆進性の議論と申しますのは、この五十二年表でもごらんいただきますように酒、たばこの逆進性といふものはかなり強いわけでございますから、そういうもので比例して税体系全体として酒、たばこで三割の、三分の一の税金を上げておること逆進性が

強かつたわけでございますが、現在の間接税制は全体で二九%の税収を得ておりまして、酒、たばこによる部分は七%であります。そういうふうな推移してきております。エクサイズの部分が減ってきていわゆる個別の物品サービス課税の部分がふえてきておりますので、むしろ当時比べれば間接税負担としては比例的な要素がふえてきておるといふこともまた事実だと思ひます。その辺を踏まえてこの税制調査会の中期答申ができておると思ひます。

○大木正吾君 考え方の問題としましてはそう違ひがないように思ひます。ただ表現の問題で、断片的に読んでいきますと誤解を受ける面もありまうので、これは非常に短い文章の部分をつまみ上げたのですが、税制改正問題の際にはこれからも当然間接税が話題になりがちですから、その意味合いでもって私ちよつとこつこつ何つたわけですか。

そこで大臣にこれは伺ひたいのですが、三年先、五年先のことにしてはなかなかこれは具体的にわからぬと思ひますが、マクロ的な判断なども含めまして中期的に考えまして、大型間接税はいたしませんという話は大体は国会でもコンセンサスが与野党の中に出たと思うのですが、中間接税という中消費税というか、あるいはミクロ的な間接税の、これは選択増税ということになるかもしれませんが、どうですか、どの辺かの中期的なものについては考えざるを得ないような方向に向かうのでしょうか、どうでしょうかその辺は。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は余り先々のことまではわかりませんが、総理大臣も言っているように明年は大型増税などという事は事実上できない。したがって、増税を頭に入れないで行政改革や歳出カットでの五十七年度の予算編成をやるべきであるという御趣旨でもございまして、ミクロ的な間接税をふやすとかどうかということについては私はいま考えておらないのです。問題は、税金を賦課するということは歳出に充てるための財源

確保なのでから財源が確保されれば増税は必要ないということであつて、それとの見合ひだということですからやはり一遍やつてみないことには何ともこれは申し上げられない。ともかく現実の問題としては歳出カットで極力やるうというのでから、それで打つて一丸としてやること以外はいま頭はないということでありまう。

○大木正吾君 少し予算委員会でもって補助金問題で問題を出したものでから、少し私が逆にいじめられるような形になつた感じがせぬでもないですがね。

大臣にちよつと伺ひますけれども、きのうのどなたかの御質問に対してお答えしていたわけですが、日本の税体系、要するに直間比を中心として考えてまいりますと、大体似ているのはイギリスが一番近いですね。それでアメリカは極端な直接税中心主義で、フランスが一番距離が遠いわけですが、そういう意味合ひで考えてまいりますと、私も少しく税調の委員をやつたことがあるのですが、どうも戦後のシャヴブ勧告以来の税制のあり方の基本問題ですね、これについて若干ぐらつきがあるという感じがする。もちろん社会条件が違つたり経済条件が客観的に違つてきまうからそういうたゞつぎがあることはやむを得ないと思うのですが、ずばりそのものを伺ひますけれども、やつぱり財政民主主義ということを税制的に理解いたしますと、おれは税金を幾ら払つていると、あれも払つているといふことがはつきり見えまして、そしてどこにそれが使われているんだというところがはつきりする方が、これはきわめて俗な言い方になりますけれども、いいわけで、そういうふうに見ていきますと、私はやつぱり所得税、直接税中心主義の方が財政民主主義の原則からすればとるべき方向だと、こういうふうには私は考えておるんですが、所得税だとうしても直接税が過ぎますから、避けて通るために間接税の方に手を回していくという形であつて、税体系そのものの根幹についての理念が乏しい、こういうふうには私自身最近特に感じておるんですが、大

臣、直間の問題ですね、財政民主主義と絡んで、私の見解ではやつぱり所得税を中心としたあるいは法人税等について目に見えるものをはつきり中心としながら、同時にそういったものによつて再配分機能等についてもやつぱり国民が納得ができる、こう考えるんですけれども、間接税の方にだんだん体系がねじれていく、このことについて私は間違ひではないかという感じがするんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私はやつぱり物の考え方、どちらが正しくてどちらが間違つておるといふことは断定的には言えないと思ひます。ただヨーロッパなどではフランスが六割の間接税に頼つておると、ドイツが四五%ぐらひの間接税に頼つておると、四五ですね。イギリスが約四〇%弱の間接税に頼つておると。それはそれなりのやつぱり考え方があるやうなもので、フランスやイギリスの間接税が多いからといって、大衆課税で国民をいじめている国だといふふうにはだれも理解していませんからね。ですから、やはりそういう意味で間接税は取りやすいと言へばあるいは取りやすいかもしれません。けれども、資産があつてかなり支出も多いんだけれども、所得税はあんまり払つてないという階層もありまう。そういうようなことも考えたりいろいろ考えてみると、間接税といふのはまた選択可能性もかなりあるわけですね。このいまのような個別間接税の場合は、税金をあんまり払いたくなければしやうちうち飲めばいいわけですから。ウイスキーや酒といふばいといふとられるから、しやうちうちで間に合はせやうというやうな選択性もあるといふやうなことも考えられると、まあ承知の上で払つてもらえるのなら、もう強制的に所得税で天引きをするといふことを少なくしてでも——競馬に行く人はこれは上納金を納めるから、幾ら納めてなんて考えて行く人はあんまりないんです、これは競輪でも競馬でも。

だから、そういうやうな考えも少しは取り入れて、財源確保の点からあんまりな抵抗なく

払える税金の幅というものがもつとあつたていいんじやないのかという気もしておるんですが、公平、不公平という学問的な話になると私もよくわからぬのですが、ただ「所得階級別税負担表」なんというのを見ておつても、酒、たばこはなるほど所得階級の低い方には強く働くが、それ以外のものはまあまあ上の方でも下の方も大差ないといふことになつておるから、やはり直接税と間接税との組み合わせをどうするかという常識の問題、それぞれの見解は違ふかもしれませんが、大体そこらで最大公約数ができるかどうかといふところにあるんじやないかと。だからそれが財政民主主義になうといふことも一概に断定的には言えないんじやないかと、極端なことをすればどうちもだめなんです、これは。極端な話。だからみんなが理解できる程度の接点といふのはどの程度にあるかと、民主主義だから最大多数の人がまあまあいいんじやないかといふことになれば科学的に幾らか違つても、いいものはいないといふ話になつちやうなものであつて、そこらのところはあんまり自然科学的な割り切り方であつたていいんじやないかという気もいたしております。

○委員長(中村太郎君) 委員の異動について御報告いたします。ただいま福岡日出磨君が委員を辞任され、その補欠として野呂田芳成君が選任をされました。

○大木正吾君 大臣のお答えですけれども、私と見解が違ふということではちよつと心もとないといふと失礼に当たりますけれども、そういう感じなんです。

きのう物品税に絡んで矢追さんの御質問の中で、まあ言へば表示条項、四十二条でしたか、二十四条、どつちかですわね、あれありまして、余り機能してないというやりとりがあつたわけですね。物品税はちゃんと一〇%の場合にはそういうことを書けといふことは法律にありながらも実行的にはなされてない、こういう話がありまして、

結果的にはやっぱりそういうもので込み込みでいきますからわからないわけですね、自動車にしてもあるいは電気製品にしてもわからない。しかし所得税とか法人税の場合には、まああなた非常にかいりいな言葉として受け取られておられますクロヨンなんという言葉が、社会的にはこれはもう語られ書かれているわけですすね。ですから所得税がなぜクロヨンだなんということを言われるかということは、これはやっぱりわかりやすい税金だということからはそうなっていると思うんですよ。財政民主主義というものはやっぱりこの言葉をそのまま解釈をすれば、言えは所得税、まあ大蔵大臣が所得が幾らあって、私幾らあって幾ら納めている。

こういうことでもってわりあい国民は理解しやすいわけですね。しかし間接税、物品税等をずつとこう見ていきますと、やはりそれは確かにいまの競馬とか競輪のお話もあつて、好きな方は行つて納めて、そのときに幾ら税金がかかつておるか、そんなことは余り関係ないということとはわかりませんがね、私はやつぱり直接税、要するに国民が納めているその状態が皆相互にわかり合つてゐる。

同時にそれがまた、言へば再配分機能等についてもなるほどおれの老後の問題にこういうふうに使っているんだなということがわかる状態ですね、こういうふうなことが税の根幹にはあつて、それでそれを補完するものとして物品税などがある、こういうふうな税法のあり方なり税法系のあり方があることが最も財政民主主義というものの立場から正しい、こう考へておるわけでして、そのこととを大蔵大臣とほくの見解違ふんでしようか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は違わなと思ひますよ。違わなと思ひますが、しかし所得税は高いから減税しろという声が多いわけですからね、世の中には。しかし財政支出はある程度どうしたつて切れないものがあるわけであつて、だから極端なことを言えば、じゃ間接税をだんだん少なくして所得税中心主義でやると言つても、これは抵抗がものすごく強い。ですからそこらは兼ね

合いの問題じゃないかと私は思っておるんです。別に大木委員の言うことは間違っているとも何とも思っていないし、私は一つの考え方として、所得のある者が納めて、ない者が納めないで、それだけで賄いがつくんならば私はそれも一つの方法だと思えます。しかしなかなか世の中というのはそうはいかなくて、物品税とかあるいは酒税などを上げるような時期であつても、酒やたばこというものは必ずしも所得税を払っている人だけが飲むものとは限りませんわね、砂糖にしたつて。だけれども、そういう税金も取らざるを得ないという中で、も、やっぱり所得税減税をやれという声も強い。これも事実ですから、所得税納めてない人からす

れば、いや、いっばい所得税とか法人税取つてくれば、いい。間接税なんか上げるなどということも言えると思うんですが、これは。ですからそこらのところはもう兼ね合いの問題で、あんまり私は科学的にどういう数値が一番いいということは断定的なこととはなかなか言えないんじゃないかと、政治の世界では特にそうじゃないかと言えるような気がするんですがね。

○大木正吾君　いまの後段の説明は、それはそれなりに私なりにわかるんですが、一番大事な問題は、大臣は同感とおっしゃったそこををしつかり大蔵省の税務当局、事務当局にいたしまして、でも、そこをを押さえておきませんと、やっぱり税法系がぐらぐら揺れることがあるし、同時に財政民主主義というきわめて大事な問題が薄れていきますからね。やっぱり日本の場合には三〇%前後の間接税というものがずっと戦後若干減ったりふえたりしてきますけれども、その辺の状

態というものと同時に七〇％が所得税、法人税等の直接税で来ているわけですから、そういった形は非常に税制のあり方としますれば、まあ戦後三十六年貴重なぼくは一つの流れをつくってきたと思っておるわけでして、イギリス型がわりあいに近いと、ちょっと間接税の比重が高い、一〇％高いですね。アメリカはもっと極端に直接税にウエートを置いているわけですから、やっぱり国々

の慣行があることも大臣おっしゃるとおり全くそのとおりでございますから、ぜひお願いいたしましたことは、そういった日本の戦後三十六年間に置きましての税の動向につきましては、やっぱりなるべくそれがおれることは若干あつても基本はぶれない形でもって進めてもらいたい、こういう気持ちを持っておりまして、少ししつこくなりましてけれども、そこを御答弁ちようだいいたわけです。

さて、物品税問題に入りまして二、三お伺いたしますが、私もこれは余り詳しく勉強をいたしておりませんので質問が少しくそれるかもしれませんが、一つは自動車関係の問題でございますが、きのうも同僚委員の質疑がございまして、九つもの自動車関係の諸税があるわけですが、これについて国と地方に分けてまして、高橋さん申しわけないですけれども、きのうの繰り返しになるかもしれません。私がもう一遍説明していただけませんか、どういう理由でどうなったかということについて。

○政府委員（高橋元吉） 税目で申し上げますと国税——まずその前に全体九つといますけれども、したが、九つでございますけれども、たとえばガソリンを使って走ります乗用自動車、四輪乗用自動車ということになりますと、その税金は消費税である物品税、これは国税であります。それからその消費税を払って買いました自動車を持つておりますと、固定資産税類似のものとしてこれは府県税であります自動車税がかかります。それから自動車が走行するために車検を受けなければなり

ませんが、車検を受けます際に、今後二年間走行して道路に関する社会的費用等々にかんがみて税負担を負う、それが自動車重量税。これも国税でございしますが、その四分の一が市町村に譲与されることになっております。それから走るという段階になりますとどうしても燃料をたくわけでございますが、その燃料につきましてはガソリンについて揮発油税を払っていただいております。これは国税でございします。ただしその中の一定割合は二割程度でございします、これは地方に財源

を譲与すると、全額譲与ということを明らかにするために地方道路税という別税目でいただいておりますが、実際は一体のものとして御負担をいただいております。したがって、こういう消費、保有それから車検、燃料と四段階で課税をお願いしております。

ほかの五つの税目は、これは自動車の種類または燃料の種類によって変わってくるわけでございまして、ディーゼルカーでございまして軽油引取税になる。それからLPGをたきます場合にはLPG、いわゆる石油ガス税の負担をしていただく。これはガソリン税に対して代替的な税金でございしますが、この中のLPG税は国で全部取りますけれども、半分半分になっておりまして、半分が国の収入になり半分が地方に帰属するわけでございします。譲与税になります。それから軽油引取税は、

これは都道府県税でございますから軽油スタンドにおいて県がかかるわけであります。それから自動車であるか軽自動車であるかということによりまして軽自動車税——ちよつと私一つ落としました、申しわけございませんでした。自動車を取得いたしましたときに、不動産の取得と同じような意味で自動車取得税というのを、これは都道府県税として払っていただいております。ですから普通の場合には五つ払っておるわけでございますが、その自動車取得税が、軽自動車でございます

と軽自動車税という形になるわけであります。

以上、ごたごた申し上げましたが、基本的には物品税が消費税としてかけられており、それから揮発油税が燃料税としてかけられており、それから車検の段階で自動車重量税がかけられておる、それに対して道路財源等々の観点から自動車取得税、軽自動車税それから軽油引取税、LPG税とというような税目がついておる、こういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○大木正吾君　高橋さんみたいな専門家でさえも説明がなかなかしにくいような実は税で、私もこれなかなか理解しにくいと言いますか、自分の不勉強さもございませうけれども、もうちょっと何か

これは大蔵省なり自治省等とお話し合いになりましてね、そして整理をする必要があろうと思うんですが、どうしても新しい税金ができませんと、結局国と地方が取り合いをするんですね。これはじやんけんばんするわけでもないでしようし、お互いの事情でもってやり合っているかもしれないし、また地方は大蔵省に対して弱いですからね。自治省というのは弱いから、どうしても自分たちが欲しいと思った新しい税目ができたときに、それが取れないと、国が全部吸い上げてしまいますと、新しいものをまたくつつける、こういう形が大臣、率直に申し上げてばく現場でもって見ておつて、そういうことが——税制調査会へ行つたら並んでおるんですよ、主税局長さんと自治省の何と言つたつけ、並んでおましてね、新しい税目をつくるときに、こそこそと行つて聞きますと、やっぱり自治省は欲しいと、ところが大蔵省はどれぐらいくれるかわからぬと、そういうさきも出てくるんですね。ですからやっぱりこの九項目、確かに税の質の違うものもございましてけれども、もうちよつと整理してわかりやすくする工夫が欲しいということが一つなんです。

もう一つ高橋さん、これは自民党の党内の事情等にも触れますから、その部分は答弁としては要りませんが、大蔵省は揮発油税が道路財源としていまだもって全部が、何か建設省ですか要するにその絡みでもって道路特定財源化していることについて御不満なり、今後のこれを解決する方向性等については何かお考えないですか。

○政府委員(高橋元君) 私ども税制を担当いたしておりますし、広く財政の一部門を担当しておるわけでございますが、その場合に税についての基本的な考えというのは、まさに公私間の資源配分また税を課税したことによる民間の資源配分、これが適正であるかどうかということが税について一つの基本的な考えであります。

それから税と歳出との結びつきぐあい、ひもが余り強くついでしましますと財政の硬直化を招くという点が欠陥である。したがって一般税をす

べて一般的な歳出としてそのときの財政需要に応じて配分をする、これが一番理想的な姿であることは確かだと思ひます。自動車関係税とかエネルギー関係税は、多く受益と負担の関係があるという点に着目をして使途特定の税源ということになつております。これがそういう税制ないし財政の基本的な条理のルールに照らして問題があるということ、かねがねからこれは税制当局としてもそうございまして、税制調査会では特に問題になつてきておまして、今回昨年の秋に中期答申の御審議をいただきました際にも繰り返し相当深刻に御議論をいただいたわけでありまして。

税制調査会の中の御議論は二つに分かれております。一つはいま申し上げた基本的な考え方に沿ひまして、「一般財源化の方向で検討すべきである」、それはなぜかと申しますと、昭和三十年来道路特定財源としてわが国の道路整備を進めてまいつた財源上の寄与は認めるけれども、いまとなれば道路に対する資源配分から見ても道路特定財源がむしろ大き過ぎるのではないかとということが基本にあるようでございます。もう一つの御議論は、いまのままで特定財源の状態をもつと維持すべきである、むしろ拡充を図つた方がよいという御意見であります。百万キロあると言われております道路の中の九十何万キロというものはたしか地方道というふうな承知しておりますが、その地方道の整備水準がまだ低い。国の場合には約九割が特定財源で賄われるわけでございますけれども、地方の場合の特定財源比率はその四、五割、ちよつと正確な数字を覚えてませんが、県市町村合わせれば四、五割の特定財源しか充当されてない。そういうことからすれば、少なくとも地方という観点から見れば地方道路整備はまだ住民の需要として重要であるし、またその整備を進める政策的な目的も十分ある。したがって道路特定財源制度は「充実強化を図るべきである」という、こういう御議論と二つに分かれております。

これは財政需要の優先度をどう観念するか、それから税及び歳出を通ずる財政の資源配分機能をどう有効に生かすかという基本問題でございまして、今後も税制調査会の中でも真剣な御議論があると思ひますし、私どもも歳出当局の方と連携を保つていろいろ考え方を練つてまいりたいというのが現在の私どもの考えでございます。

○大木正吾君 地方に参りますと、人口一万ぐらゐの町で、まだ市になつていないところに商店街の方は車がやつとすれすれに通れるぐらゐですけれども、その裏の方に行きますと物すごい狭い道路ができています。これは国道か地方道かよくわかりませんが、とにかくこの目的税的な揮発油税が道路財源としてできまして、国が使つていて関係では国道関係では八、九割ぐらゐまでは大体道路財源としての目的を果たしたと思ふんです。やつぱりそういうこととの関係でもって税調の中で意見が分かれたりしてつたといつたし、それから国は一体この財源というものを、じや地方が三、四割であるから、まだ残つていから云々だとおつしやるけれども、それじや一体この財源を地方自治体の道路関係の財源の方に全部なりあるいは半分なりを回していくというこの考え方は、高橋さんないでしよう、これは。ですからそういうふうにしていけば、私はやつぱり言えば、寒村と言つて悪いんですけど、やはりあいに岩手県とかずつと列島上見ていきますと裏日本各地、特に東北関係はひどいと思ふんですが、そういうところ、香川県とかあるいは——例を挙げると悪いんですが、新潟県なんかわりあいよくできている方な感じがするんですよ。ですからそういうことなどもつと見て回つてみておもうんですけれども、もう少しやつぱりこれは、大体目的税として国道関係が九〇%前後整備できた段階では、いまのお話二つ意見がありますということでもって終わつたんですけれども、むしろ主税局自身がこういう問題についてどうも積極的な、目的税という形でもってこれ以外に幾つか二、三はあるかもしれないけれども、やつぱりこういう相当多額の税金が上がつてくるものについては総合的な使い方に切り

かえていく、あるいは地方道路がどうしてもだめであればそういうものの兼ね合いについてどういうふうな整理をしていくのか、そういう方向というものを少しやつぱり考えるべきじやないかと思ふんですが、どうですか主税局が少し指導してそういうことをやる気はないですか。

○政府委員(高橋元君) これは道路需要と申しますか、それを財政的にどう満たしていくのか、その財源の必要がどのくらい現在依然として大きいということとの関連はあると思ひますが、私どもの基本の考えは、やはり税はすべて一般税であるべきだということに思つております。ただ一般税であるべきだということ、道路需要対受益者負担という関係の現在の財源制度というものの関連をどう考えていくのかということでございますし、さらにもう一つつけ加えて申しますと、現在一リッター当たり五十三円の揮発油税を負担していたらだいておるわけですが、その負担の高さというものもやはり受益者負担であるという觀念のもとで初めて出てくるのではないのか、こういう御指摘もあるわけでございます。

主計局も参つておりますから歳出面の事情もお聞き取りいたして、私どもとしても先ほど申し上げましたように、基本的に検討をこれから重ねてまいりたいという気持ちでございます。

○大木正吾君 いまの問題は、これは補助金の問題でありますとか租税特別措置の整理の問題、そういうことにも関連いたしまして、公共事業等のこれからの方針について関係して一つの事例の問題として私申し上げておりますから、ぜひ前向き、他の税制との絡みの中でもって戦後三十年たつたんですから、新しく新しい発想というものもぜひ持つてもらいたい、このことをお願いしておきたいんです。

次の問題は、この間参考人がおいでになつて申されたことの中で二つほど伺ひますが、一つは物品税法の改正の中で控除率算定方式と積み上げ方式ですね、これについて意見がたしかあつたはずなんです、これについては大蔵省の方ではどう

いうふうな整理といましようか統合というか、
 そういった形について、この二つの方式でもって、
 たとえば自動車などを例に引いて算出していくと
 たしか金額に違いが出てくるようなものもまだあ
 るはずなんです、これは何とかして一本にまと
 める方法はないんですか。

○政府委員(高橋元君) 一定率方式は製造場にと
 にはつけれないわけでありまして。これは製造者
 つまりたとえば名前を挙げれば日産自動車なら日
 産自動車が一社で一定率を決めるわけではござ
 います。物品税の基本的な課税標準についての考
 え方は、製造場を出したときにその製造場での
 価格、万人に対しての通常の取引関係で売られて
 いく場合のその価格というものを基礎としてお
 ります。まあそういうことになりまして、
 工場によって原価は違ってくるわけですからま
 あまちはちになつてくるわけではございます。現在
 たしか十社ですか全体で、自動車の製造者はある
 わけでございまして、工場の数はずっと多いと
 多い。十社の中で八社ぐらいは一定率を利用してお
 られるというふうな聞いておりますが、なかなか
 全国統一の価格ないし地域的に若干の加減算をや
 るとしても、そういう価格を設けてそれによつて
 蔵出し価格を推定してもらつて大きく変わらな
 いという会社もございまして、販売マージンの関係
 でそういうような一定率控除だと実売価格の方が
 有利だという方もあつて、一定率方式は納税の簡
 便のためにやつておるわけではございまして、
 も、完全に全部が一定率に乗るようなことになり
 ますと非常に高いマージン率までも含み得るよう
 な課税標準を考へなければなりません、それで
 はかえつて税負担の公平を害することになりまし
 て、現状のような形になつておるわけではござい
 ますが、一定率制度が納税者の簡便というところ
 からきておりますことも考へまして、私ども適宜の
 機会には何年かの間隔を置きまして一定率の実態
 の調査というのをもたしておつて、できるだけそ
 ういうことに資したいというふうな考へておるわ
 けであります。

○大木正吾君 これに関連してもう一遍伺いま
 すが、要するにいま大体実情はわかりましたけれ
 ども、小売価格、販売する場合の価格につきまし
 て、今度の税改正によりまして便乗的な面で、言え
 ば税金がこれだけ上がったから原価が仮に百三十万
 円の自動車の場合大体これぐらいになるんだとい
 う形でもって便乗といふまじやうか、販売価格と
 税制改正との兼ね合いでもって大衆に対する便乗
 的な販売については大蔵省捕捉できるわけであ
 りませんか、もしそうかつた場合には。

○政府委員(矢澤富太郎君) 酒税の場合と違いま
 して、物品税の納税義務者は私どもの直接の所管
 業種ではございせんので、非常に正確なかつこ
 うで捕捉することはできないと思ひます。

○大木正吾君 執行面の問題は恐らく国税庁関係
 だと思ひますけれども、むしろ私はこの算定方式
 が二つに分かれていて問題等との関係でもつてち
 よつと目算してみているんですけれども、まあ課
 税の率の掛け方によつて約二万円ぐらいの違いが
 出てくる、百二十万円ぐらいの原価の物にいたしま
 してね。そういうことでもありますから、恐ら
 くこれは課税の仕方が違つてきますと販売価格、
 小売価格との兼ね合いではある程度上乗せが起き
 てしまふ。ただ競争がありますから、そういう意
 味合いでもつて、また客観的な販売競争の中でも
 つてどうなるか別問題ですが、そういう感じがど
 うしても……、こういう課税の仕方によつて生
 じてしまふ、こういう心配がありますので、これ
 は希望をいたしまして、きょうは国税庁も来てい
 らつしやるだろうと思ひますけれども、ぜひそう
 いったことにならないように御指導方を願ひし
 ておきたいんです。

次の問題ですけれども、これも参考人の方の意
 見の中にあつたと思うんでございましてけれども、
 たしか税務執行関係が非常に複雑になりちよつと
 大変だ、事務負担が大変だという話が出ていたと
 思うんですが、これについて大蔵省は今度の改正
 問題との兼ね合いでもつてどういふふうな御指導
 をされるおつもりですか。

○政府委員(小泉忠之君) 課税標準の関係でかな
 り算定、先ほども局長から御答弁ございましたよ
 うに、個別の物品につきまして控除率を課税しな
 い場合には算定してまいるわけではございまして、
 そういった意味でかなり課税標準を確定する場合
 に複雑な事務手続になつております。しかしなが
 ら、その物品税法の範囲内で、たとえば物品を組
 み合せて販売する場合に、その原価まで当たり
 まして、積み上げるべき物をそれぞれの物品の比
 率でもつて案分するというような簡易方式も採用
 いたしております、現行法令内のできるだけの
 簡素化を図つてはおります。

○大木正吾君 いずれにいたしましても、そうい
 ったものが結果的には物価の、言へば人件費等が
 ふえてまいりますとやつぱり物価上昇への波及が
 起きてくるわけですから、執行面の問題といたし
 まして、そういうことが複雑にならないように
 ぜひこの辺についても執行側、徴税側といたしま
 しても工夫をして指導してもらいたい、こう考
 えております。

次は、印紙税関係について少し伺ひますが、ち
 よつとこれも意地の悪い質問で失礼に当たります
 けれども、自由診療ですね、お医者さんの自由診
 療とか弁護士ですね、大臣がこれは御資格人者で
 すからちよつと言ひにくいんですけれども、税理
 士さんなどに対しては、営業ではない執照であ
 るという理由によりまして、結果的に印紙税がか
 からないとこういうことになつておるわけでは
 ね。これについて私たちが見ておりますと、どう
 もやつぱり納得いかぬ感じがするんですが、大臣
 がたまたま税理士の資格持っているから、私質問
 やめておこうと思つたんでございまして、まあど
 うやら聞いてみようと、こういう気になりま
 して改めて伺うんでございまして、どうでしょう、
 この報酬と営業との兼ね合いにつきましてどうい
 うふうな考へたらいいんですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 確かに医師、弁護士、
 税理士、そういうような者は印紙税はかからない
 ことになつております。これはもととはやはり
 頭脳労働、肉体労働、そういうようなものの対価
 としていただくから一般の賃金と同じだと、です
 から印紙税は取らないというところだろうと私は
 思つておるんです。

しかし現在の医業というのは、自分の聴診器と
 勘だけで判断する医業はだんだん少なくなりまし
 て、高額医療機械何億円なり一億五千万とかとい
 うようなものを使つて診断をしたり、それからい
 るんな入院の施設とかお薬代とか、物の減価償却
 使用料みたいなものがいつぱい診療報酬の中に入
 るわけですから、昔の医業とはかなり違つてい
 ますね、これは。ですからそういうことを考へれば、
 私は大木委員のようなことが言えるんじゃないか
 と。したがつて十二兆円の診療報酬が保険で払わ
 れるわけですから、国民全体からすれば、だから
 その中で純然たる技術料が何ぼで、技術料以外の
 いわゆる物の経費が何ぼあるのかよくわからませ
 んけれども、一人数十万あるいは何億という売り
 上げがあるということになると、やつぱり私は何
 か考へたいんじゃないかと実は言つたんです
 よ、これをどうするときに。ところが急に言われ
 ても間に合わないような話だつたな、事務当局
 大体そういう話だつた。(笑)でございまして、こ
 れは将来の問題として私は検討したいんじゃない
 かと。ただ弁護士、税理士はどうですかね。
 税理士でもコンピュータを用いて、それからた
 くさんのノートとか書類とかそういうようなもの
 の代金までも報酬として受け取るという部分につ
 いては、やつぱり分離する必要があるんじゃない
 かという気も、これもいたしてあります。

以上でございまして。

○大木正吾君 まあ例示して申し上げたんですけ
 れども、いろいろ大蔵省苦勞して税収を図るうと
 いうことでしようけれども、たとえば今度のこの
 印紙税の問題につきまして、たとえば取引が百
 万円程度とか五億円とか、そういう開きで見
 ていきまして、大体それにかかるところの印紙税
 の定額率部分あるいは階級定額率部分見ていきま
 しても、少しくやつぱり、〇・〇二%云々といふ

くだりがございすけれども、不公平というか、まあ言えば中小零細関係に対して負担が大きくて、取引の大きいところがわりあい上げ幅が薄いというか少ない、そういうような感じがするんですが、その辺についてはどうですか主税局長。

○政府委員(高橋元君) 受取書という二十二号文書でございすが、これを例にして申し上げますと、恐らく年間に百億通ぐらい受取書というものが出ておると思います。これは私どもが昨年の夏に行いました印紙税の実態調査からしますと、百億通近いものでございすが、その中で課税文書、つまり免税点以上の文書というものは約九%から一〇%ぐらいでございす。昭和四十年でございすか、四十八年に実態調査をしまして改正を願ったわけですが、その当時も百円の免税点の下にありす文書の割合は九割、上が一割ということはほぼ同じでございす。今回は定額税率、階級定額税率を通じて二倍という税負担の引き上げをお願いいたしておりますので、免税点の関係は動かしてないわけでございす。

そこで、アンバランスが起こるんじゃないかという御指摘でございすけれども、基本的には現在の階級定額税率というものを貫く思想は、これは比例税率という頭であるわけであります。たとえば不動産の譲渡契約であれば、今度改正後ですと万分の四、領収書であれば万分の二というのが比例税率でございすが、たびたび申し上げておりますように、印紙税は自主納付の文書税でございすから、納税者が十円刻みの印紙をたくさん持つておつてそれを全部張られるというのは大変だということで、納税者が、これもいろいろ御批判はありましようけれども一番わかりやすいように、このくらいの取引であればこのくらいの金額ということがわかるような大ざっぱな刻みをつくった比例税率が現在の階級定額税率でございまして、その最低額を定額税率として切つておるといふことに御理解をいただきたいと思います。

たとえばイギリスのように万分のたしか五十でございすか、フランスも万分の五十だと思いま

すが、そういうような税率を決めて、それで比例的に印紙を張つていただくというわけには、もう百八年経つております印紙税ですからなかなかむずかしい。大正十五年までは比例税であつたが、現在は階級定額税に移つておるといふ長年の歴史も踏まえてこういう税率表をつくつております点を御理解をいただきたいと思います。

○大木正吾君 いずれにしても、見ていますとやはり大企業に弱いという感じが、私のひがみかもしませんが、いたしますし、同時にさっき大臣の御答弁がありましたけれども、やはり今回の税制改正問題に絡みまして、幾つかまだ大蔵省は工夫しますれば、だれが見てもおかしくない税収入が図れる面があるわけでございすから、そういった点ではぜひこの辺の問題については、やっぱり公平を守るという立場からしまして、自由診療に伴う問題等に対しては印紙税らないとか云々とかいふたぐらいたくあたりについては大臣も前向きな御答弁があつたんですが、税務当局でもこういった問題については、私は渡辺大臣が在籍をするときにでもやらなきゃできないと思うんですね、率直に申し上げて。大臣おだてるわけじゃありませんけど、やっぱり厚生大臣を経験されて、そして武見さんと大げんかした男だからさ。やっぱりあなたにやらなければこういったものできませんよ。ぜひそういったことをやつて、渡辺というやつやらないか、蜜勇ふるつてりつぱじゃないかと、こういうふうな気持ちを持たせることが、国民に対して、やっぱり私も、じゃこれからの分は納めるかと、こういう気持ちになるわけですからね。取れるところから取るという形でもつてぜひこのことは、大臣は今度留任されるかどうかかわりませんけれどもね、とにかくにもやつぱりこういつた頼もしい大臣がいるときに蜜勇ふるつてひとつやつてもらいたい、こういつたことを本問題についてお願いいたしておきます。

次に、有価証券取引税のことで一、二問伺いますが、これはなぜ、証券会社が株式を譲渡する場

合の一万分の十八、こういったものなどはどうしてこれは税率を据え置いたんでしようか。その理由を聞かしてください。

○政府委員(高橋元君) 証券業者が売ります株式の税率、これは有価証券取引税法上の第一種の甲と言つておりますが、それは今回、ただいまもお話のございましたように据え置いております。証券業者がディーラー業務として株式を売りますと、その事柄の性格を考へてみますと、商品有価証券を証券会社が売るわけでございすから、いわば流通の一段階であつて、市場の出会いをよくするために自分の持ち株を出して値の安定を図るという取引の円滑化を図るためのものであらうというふうに承知しております。

そこで、証券業者の手持ち株の売買というのは非常に回転期間が早ようございす。一般には二十七月月に一回ぐらゐの回転でございすけれども、証券業者の商品有価証券は一・四カ月に一回ぐらゐの速さで売られておると。それから、株式のディーラー業務にかかる利益率も非常に低くて、本省管理会社という比較的規模の大きい証券会社の場合には万分の六ぐらゐのマージンであります。全国通じて見ても万分の二十までいってございせん。万分の十六ぐらゐであります。と申しますことは、こういう軽度の流通税でありますけれども、有価証券取引税を負担するところが比較的小さいということかと思ひますし、中小証券業者の場合のディーラー業務というのはこれは八割、大証券にわゆる四大証券がもうちよつと下まて入るかよく存じませんが、大証券の場合には二割ぐらゐのディーラー業務であるということ、そういう税負担万分の十八というものをさらに引き上げてまいつた場合の税負担が現在のディーラー業務のマージン率の中に入り込めるかどうか、またそれが一般の二十倍ぐらゐの速さで回転しておりますから、累積をしますと非常に大きな税負担になつてまいるわけであります。そういうことでそもそもが第一種の甲は第二種の甲に比べて税率が低くてございすが、その関係を今回は維

持をしてかつその第一種の甲の税率は据え置かしていただくという案をつくりました次第でございす。

○大木正吾君 これは二十八年に改正されました関係でございすけれども、キャピタルゲインという認識は大蔵省は証券取引についてはお持ちにならないですか。

○政府委員(高橋元君) 二十八年に、シャープ税制以来有価証券のことに株式の譲渡差益の課税というものをやつてきたわけですが、その実際の執行面の実態を見ますと、これは穴だらけであり、課税の公平が実際に保たれていないということで廃止をいたしました。廃止をいたしました時期と有価証券取引税をつくりました時期とがたまたま同じ昭和二十八年の税制改正でありましたので、しばしばこれはキャピタルゲイン課税の代替税ではないかということが言われておりますし、現在でもそういう見解を持つておられる業界の方があつて、これは承知しておりますけれども、有価証券取引税はいわゆる流通税でございまして、もうかつていふやうがもうかつていふやうが、有価証券の取引の背後にありす担税力というものを推定をいたしまして、そこに薄くかける流通税だということでございますから、基本的に所得課税でありますキャピタルゲイン税に代替し得るものでもございせんし、性格は全く異にしておるものであると。有価証券のキャピタルゲイン課税につきましまして、これもしばしば申し上げておりますように、総合課税の原則というものでございすだけ工夫を払いながら段階的に近づいていくということを私どもとしては考へておるわけであります。

○大木正吾君 国債の発行などが非常に大量ですから、大臣も非常に証券業界等に対しては強気で物言えない環境ではないかと、私も若干同情してゐるんですけどもね。ただ流通税全体的に見まして、今回の改正措置を見ていきましても、やっぱりなかなか実態がつかめないものもあるうと思ふんですけども、思いますけれども、とにかくやつぱり富裕者優遇といひましようか、あるい

はそういつた考え方がどうしても根底に残されて
いるといえようか、依然としてあるし、むし
ろきのうも大分ありましたけれども、誠備グルー
プの事件とかいろいろありますが、まさしく
証券業界なりに対しまして、やっぱり少しく厳
しく大蔵省が出る出番という私は環境的にはそ
う感じがあるんですが、ですから要するに、

キャピタルゲイン非課税というような認識、ある
いは実際の株式の売買の実態、そういったもの
に対してのもう少し、担当官がどれくらいあるのか
私よくわかりませんが、厳しいというところか
あるいはもう少しよとそこの部分からの税収とい
うことを見るこの方が、渡辺さんどうですかね、
これはさっきの問題と関連しまして案外こうい
うところは手が届かない、いわば脱税とは申し上
げませんけれども、税金逃れがあると私たちはま
た感じておるんですね。私も実は時間があいま
せんでしたから実態的に取引所に行つて調べたわ
けでもありませんし、会社なんかなかなか秘密で
もつて明らかにしてくれませんか、わかれませ
んけれども、しかしこの辺にむしろ高橋さん、税逃
れといえましょうかあるいは税金もつと納めても
らいたいという問題点が存在している、こういう
ふうに感じているんですが、そういうふうに見て
おられますか。

○政府委員(高橋元君) これも所得税は総合課税
課税であるべきだという長年の理想からいたしま
すと、所得税につきましては幾つか非課税になっ
ておる所得が、一つは利子・配当が分離課税にな
つておるといふことだったわけですが、
その点につきましては五十五年度の税制改正でグ
リーンカード制度というものを導入して五十九年
から総合課税の方向が確立をしたわけでありま
す。

もう一つの穴と申しますのが、医師の社会保険
診療報酬について七二%という税率を昭和二十九
年以来決めておられたことでございすけれど
も、この点も昭和五十四年に実態に近い五二%と
いう、五千万円以上の部分につきまして概算経費

率を決めますことによつておおむね大半は合理化
できたというふうな考えております。

三つ目にありますのが有価証券のキャピタルゲ
インでございまして、これは昭和二十八年からだ
んだんと課税できるケースをふやしてきたわけ
であります。現在では御案内のとおり、全体とし
て六つのケースについて課税ができるということ
になつております。問題は、五十回、二十万株とい
う場合、または一銘柄二十万株と申し場合、
それらをさらに強化すべきではないかということ
であります。株の所有証券の譲渡差益について
課税する場合の一番の問題は執行面でありまして、
損ばかり申告されてしまつて利益が出てこない。
それからまた、必ずしも完全に捕捉ができるとい
うことでもありませんので、非常にむらが出てし
まう。たまたま調べられた人だけが課税されてし
まう。こういうことがあつてはいけませんので、
やはり総合課税という理想に、どうやって執行面
で不公平を起こさないような措置を講じながら接
近をしていくかというところでございす。昨日も
お答えを申し上げましたけれども、私も証券の
担当者も入れました証券税制の研究会というよう
な場もたびたび持つておりますから、そういうと
ころで現実的にどういふふうな接近可能な執行上
の手段があるかというのを証券局、国税庁、証
券業界の人たち、それから私もよくよく実務的
に相談をしながらいい方法を見つけてその理想に
向かつて近づけてまいりたいという考えでござい
ます。

○大木正吾君 これは私の意見であり、同時に希
望的なことを申し上げて、ぜひ大蔵当局のこれか
らの一確かに行政改革問題等についての政府の
非常に強い態度と言いますか、補助金の問題
なり行革問題の推進をする、要するに出る方を抑
えていく、そういう態度は相当国会の中の論議
を通じてましてしつかり固まつてきていふと、こ
う判断いたしますが、ただ同時に、また試算もあり
ましたとおり、今後の増税問題について中型にし
ても小型にしても、さっきの大蔵の答弁ですとい

まのところ考えていないという御答弁でしたか
ら、それはそれでいいですけども、やっぱり中
型にしても間接税万般にわたつて手をつける一
イギリスの失敗なんかもありますからそう簡単に
できぬと思ひますけれども、そういうことをす
る前に、先ほど申し上げた自由診療問題でありま
すとか、私の秘書にも税理士おりますので、これ
またちょっと言ひにくい話なんです、そういう
問題であるとか、同時にいまの流通税関係で、す
ねこれについての抜け穴が幾つもあつてなかなか捕
捉できないわけですから、いづれ私たちもこうい
つた問題についてもっと細かく調べた上で当委員
会において質問してみたいという気持ちもいたし
ておりますが、とにかくそういう点で工夫をす
れば税源というものは相当に捕捉でき、同時に税
収も図れるというものはあるわけですね。ですが
大臣に、これは最後にお伺ひいたしますけれども、
ぜひそういう問題に對しまして増収と言ひ
ますか、私は増税という言葉使ひませんが、税の
収納の、言へばウィークポイント的なところにつ
いてぜひ考えていただきまして、そして批判の多
い間接税はもちろんのこと、同時に不公平がきわ
めて拡大しておりますところの所得税の減税等の
財源ですね、こういったものについてはバランス
をとつて執行していただく、こういうことが一
番望ましい現在の、言へば国民の感覚だろうと考
えておりますので、大臣に最後にこういふこと
について積極的に取り組みをいただけるかどうか
伺つて私の質問を終わります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 医師税制の問題につ
きましては先ほど主税局長が言つたように、すで
に正を正したわけですが、最近目に余る
架空請求、不正請求が発見されます。しかしな
がら、それらは現在の税制によると、たとえ架空
請求であつても七二%は経費控除をすることにな
つてゐるわけですから、これは、それはおかしい
じゃないかと、したがつて架空請求や水増し請求
した者は、その水増し部分だけは実額課税しと、

実額課税、経費がかつてないんだから。一千万円
インキやつたら七百二十万円経費を見ないで一
千万円全部所得にして。あたりまえじゃないか
というところで、いま国税当局に対してはさうい
う調査をやつたらどうかということを言つてゐるん
です。もう一つ進んで、ともかく再三にわたつて、
反復継続してちよこちよ水増し請求ばかりや
つてゐるという者は、水増し請求が二割か三割
あつても全体の十そのものを、要するに特別に五
二%経費控除だ、七二%控除だというようなこと
を認めるな、これは。もとのところから全部……
かかつた経費は認めるけれども、かからない経費
は認めない。あたりまえのことじゃないかと、そ
ういふようにやつたらどうかというのには法律を
直さなきゃできないんですね、これは、法律を。
したがつてぜひともこれは議員立法で結構です
から与野党で一致して、こういう厳しき折、その水
増し請求、架空請求を反復継続してやつてゐる人
はもう自分の間医師優遇の特別措置法は適用しな
い。三行ばかり書いてもらへばでかやうなんです、
実際は。ところがこれも政府で出させようとする
とむずかしいらうなんです。なぜかと言つと、そ
れはいろいろなデータを集めてそれで何しなきゃな
らぬから時間がかかつて、二カ月や三カ月で大臣
にやれ言われてもできないと言ふんです。こうい
うのは議員立法だと減税でも何でもできちゃうん
だから。私はひとつ議員立法で考えてもらいたい
と思ふんです。今国会中にできないことはない。
財政再建に非常に役立つと、そう思つておるわけ
です。

第二番目は、要するにキャピタルゲイン課税の
問題ですが、これも法律を直さなきゃできないと。
しかしながら、私は信用取引なんかできるんじや
ないかと思ふんです。みなさん口座持つてゐる
わけだから。だからそこで何十万株以上動かし
た者については、それはもう二十万、五十万株とい
うものに該当していればできないけれども、実際
はそれをオーバーしてゐるものだっていうことは
わからぬわけですよ、調べないと。だからそのこ

ところは私は少しこう、特に取引の多いものは調べてみれば何かヒントが出るんじゃないか、そこはまだ指示していないんだけど、ぼくは。これも一つ研究材料なんです。だからただやってみるやつでもなかなかだめだから、少し検討して、どういふふうにしてやるかという問題について検討してみたい。いずれにしてもキャピタルゲインというものは、シャープ勧告のときもそういうものを課税した上で、そうして要するに配当控除というものを認めるということになっていくわけですから、これはいいところつまり食いしちやつたということでも困るんで、今後の税法系の抜本を私は一遍やらなくちゃならぬと思ってるんです。そのときには必ずこれは逃げて通れない問題であるから、いまのうちに研究をいたします。

○大木正吾君 終わります。

○鈴木和美君 お昼の時間まで大変恐縮ですが、高橋局長にもう一度印紙税のところ、確認という意味じゃないんですが、きのう私が質問申し上げて、記載金額のないものというところで二百円ということがありまして、それは今度は何でしよう、明細書とか番号とか記号とかそういうものを付したものを後ほど金額とするということで提案されていますね。ところがこれは、どっちがどうかかわりませんけれども、調査室の方のやつを私は見ておいたら、「これを当該文書の記載金額とする等、その計算方法を整備する。」と書いてあるんですが、それから片っ方の提案の方の法律案の方にはそれは書いてないんですね。これはどういうこととに理解したらよろしいでしょうか。

○政府委員(高橋元君) これは法案の要綱をお出し申し上げておると思うんですが、法案の要綱の中では2の(2)というところがございます。『物品切手、請負契約書等の記載金額の計算方法を整備する。』と書いてございます。それを法律の条文で申しますと、いまお手元にあるいはごらんかと思いますが、別表第一の「課税物件表の適用に関する通則」第四項のイ、ロ、ハ、ニの二の

(二)というところに具体的に書いてあるわけであります。

で、全体で不動産の契約書というのは六百六十万通ぐらいあるわけですが、その中の八十四万通ぐらいは記載金額がないわけでありまして、記載金額がないのはなぜかと申しますと、不動産でございますとたとえば田一反歩売りますと、値段は別に追って協議します、こういう契約書が出てくるわけでございますね。そういう場合にはこれは何万円だかわかりませんから、後で値決めですと二百円張つておいていただく。後で値決めをしまして、それを三億、五億と決めましたときにその金額に應ずる印紙税を納めた本契約書をつくつていただくわけでありまして、それからまた売買契約であります、支払い方法を変えまして、一部分は金で払おうと思つておつたけれども、一部分は代物弁済にしますと、あなたに対する貸付金を相殺しますと、こういうふうなことにしまして併済方法を変えるわけでございますが、その中の記載金額がなくて、もとの売買金額の課税でそれで済んでしまふ。その場合に、後の併済方法の変更に関する部分は二百円になります。通常はそうなんです、八十四万通の中には、ただいま御提案申し上げておりますようにほかの文書を引用して強いて金目を書かないというものがあつたわけですね。ここにございますように、たとえば「名称、発行の日、記号、番号その他」によつて引用されていることが明らかであると、建築の請負書でありますと別紙何月何日付見積書ののとおりと、こう書きますと、記載金額がなくてしかも本契約ができてしまふ。それでは全く脱法的でありますから、そういう場合には見積書に書いてある金額をもつて請負契約書の金額としよう、しかるべき負担をしていただくこと、こういう趣旨の改正であります。繰返しになりますが、八十四万通の全部が脱法的だと私も思つておりませんけれども、最近かなり脱法的なものが目につきますので、今回そういう計算方法の整備をお願いすることにいたしましたわけでございます。

○鈴木和美君 わかりました。これは従来から議論されたものを今回で明らかにしたというように理解していいわけですね。

○政府委員(高橋元君) そのとおりであります。それから一言つけ加えさせていただきますと、ネクタイ券とかくつ券とかいうものがございまして、これは見ただけでは幾らのネクタイだか幾らのくつだかわからないわけ、お店に行つて帳面を見ると、これは二千円ですとかこれは五千円ですとかいうようなことが初めてわかる。その場合には、これは物品切手で金額の表示がないわけでありまして、二万円でありまして現在六百円印紙を張つてもらうやうが、ただの二百円で済んでおるわけですね。それは困りますから、今度は番号なり名称なり大ききなりでもつて、これは二万円のくつ券だということであれば二万円相当の千二百円を払つていただくように、今回の改正案、課税の通則というところで同じような改正案をお出ししておるわけでありまして、

○鈴木和美君 わかりました。

もう一つの問題の確認ですが、昨日、私は十九号のところを申し上げて、二百円が二百円になるということなんです、物品又は有価証券の譲渡に関する契約書及び十八号の「金銭又は有価証券の寄託に関する契約書」ですか、こういう問題についてはきのうの御答弁では御検討なさるような答弁に私は承つたんですが、そういうふうな承つてよろしいでしょうか。

○政府委員(高橋元君) 普通の不動産でも船でも、そういうものでありませんものを売ります場合は、普通はキャッシュだと申し上げましたが、たとえば月賦で自動車を買つてくるとかそれからクーラーを買つてくるときには、これは売買契約書をつくりまして、また、代金を延べ払いにする場合も物品の売買契約書をつくるわけでありまして、そういうものにつきます現在定額税率の改正後であります二百円で済ませることになつておりますが、そういう点につきましては負担のバランスというものを考えて検討はしてみたいと思つております。

ております。それは昨日お答えしたとおりであります。ただ通常の場合キャッシュでもつて、受取書については印紙を張りますけれども、契約書がないときが大半であるというこのバランスも頭に置かなければならぬかもしれないんですが、昨日またただいまの御指摘もありますので、検討はいたしてまいります。

○鈴木和美君 それから印紙税の最後なんです、きのうも私申し上げましたが、印紙税のその税額を決めるのにも科学的な根拠が私はないみたいと思うんですよ。それで予算全体の中ではつじつま合わせみたいなことで、結局足りなければこれだけ乗つけるというようなことで、その財源の中で今度は引き出した数字が全部こういうふうにしわ寄せされていくように、私はそういうふうには思ふんですよ。したがって財政事情及び現在の負担水準を考慮すればという言葉があるんですけども、本当に印紙税というものが科学的なそういう根拠に基づいていけるのか。もしあれば、この機会にもう一度その負担水準についての科学的な考え方を聞かしていただきたいんです。

○政府委員(高橋元君) 印紙税の絶対水準は幾らがいいかという大変むずかしい御質問をいただいたわけでございます。これは昭和四十二年に全文改正いたしましたときの考え方というのは、文書をつくりまして、文書の背後には経済取引があるわけで、経済取引の背後には担保力があるであろう。したがって財産権の創設、変更等というものはそれなりの経済的利益を持つておるので、それに対して一万分の一、それから不動産を売つたりなんかいたしますと一万分の二という比例的な税率を求めようということで、ただこれは自主納付の文書税ですから、納税者の便宜を考えてそこを階段状にして百万刻みの印紙で張つていただけたらいいかなという形をつくつたわけでございますが、最近のその負担水準に顧みないというふうには要綱の中で申し上げておりますのは、その一万分の一とか二とかいうのは外国の立法例を見ても、また現在の財政

状況を考えましても、もう少し御負担をいただける余地があるんじゃないかという考え方で階級定額税率と申しますか、簡易な比例税率を倍にしたわけでございまして、したがって、その最低額である定額税率も倍になっておる、こういう考えであります。しかし一万分の二ないし四というものが絶対的にそれでいいのかどうかということになります。これは企業の売上高の〇・一％弱ということですからまだこれは低いという見方もございまして、もうこのくらいでいいではないかという見方もございまして、実際のうちも申し上げたことですが、銀行振り込みで三割以上の取引が決済されるようになっていきますから、そうなりますと文書がつくられる場合というのは非常に少なくなつてきておる。それからすべての経済取引に係る文書について課税するというのではなくて、二十五種類の文書についてしか課税しないという限定がございまして、そうなりますと、文書をつくつて印紙税の負担を願う場合と、同じような経済取引がありながら印紙税の負担が全くない場合と出てきてしまつておるわけです。経済の実態はそうなつておりますので、その点も負担水準の高さを考えている場合に念頭に置かねければならぬのかというふうに思いますが、提案理由等で申し上げております財政事情とか負担水準というものは、そういう意味で、大体外国に比べまして日本の印紙税の負担水準は改正後でも高いとは言えないというふうに考えておる次第であります。

○委員長(中村太郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時五十分から再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時五十五分開会

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 自動車の問題に絡んでもう少しきのうの質問に関連してはつきりさせていたいただきたいと思うんですが、午前大木委員からも質問がありました。主税局長にまず固定資産税というのはどういう税か教えていただきたいんですが、固定資産税です。

○政府委員(矢澤富太郎君) 土地、建物あるいは機械等を課税標準といたしまして地方がかけている税金でございますが、思想をいたしましては、地方自治体がいま所在すると申しますか、住民生活に最も身近なところにある課税標準であるというところで地方財政の財源に充てられている性質の税金でございます。

○鈴木和美君 なぜ私そのことを聞くかという、自動車税というものについて午前の部で大木委員に固定資産税の意味があるんだという局長の御説明があったと思うんですが、私はいま自動車の状態を見ると、いわゆるいま御説明をいただいたような固定資産税とは全く違つた、言わば自動車は活用するときに意味があるんであつて、そういう立場から見るといわゆる固定資産税的な税の課し方というのは多少おかしいんじゃないのかなと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(高橋元君) 御説明の便宜上そういう言葉を使つていただいたわけですが、自動車税の性格は財産税でございます。財産税であるといふますその理由が、これはもうたしか明治の六、七、八から自動車のあります前車から車という形にかつておりました。それが今日に及んでおるわけでございますが、そういう特殊な財産に課税をする、その観点から固定資産税を類推をいたしまして形状的な財産税の課税客体になるような資産として、自動車税が定着してきておる。したがって申しますか、それとあわせて道路損傷負担金的な性格と二つを兼ね備えておりますが、財産税でございますからいわば固定資産税的なものであるという御説明を申し上げた次第です。

○鈴木和美君 私はむしろ、自動車税というのは道路を利用する者に対してその損傷とか何かという、どつちかと言えば重量税と同じような意味を持つていておつたんですが、これは間違いないんでしょうか。

○政府委員(高橋元君) 自動車が行くいたしますそれから発生する社会的なコスト、公害でございます。それから交通事故でございます。それから、それから自動車が行くそのものが道路等の社会資本の充実に要請を当然いたすわけでございまして、自動車の走行に関連をして自動車の保有者に負担を求めるといふ税金はこれは自動車重量税といふのがございまして、二年間で二万五千六百円現在にいたしております。そのほかに自動車取得税といふものがございます。自動車を買つてきたと、取得したということでは不動産取得税と同じように取得に担税力を見出す税金という説明がなされております。これは流通税でございますが、その財源は道路特定財源に充てられておるという、道路損傷負担金的な性格を持つておるという、ことに私も私は理解しております。自動車税は地方ではむしろ一般財源でございます。これは道路財源に特定されておるといふ用途になっておらないこともあわせて申し上げたいと思ふます。

○鈴木和美君 もう一度、大変申しわけないんですが、局長そうすると、自動車の重量税といふのはどういふものか、重量税をもう一回御説明いただけないか。今度重量税。

○政府委員(矢澤富太郎君) 自動車重量税は、自動車の走行に伴ひまして公害とかあるいは交通事故とか、各種の社会的費用を伴うものでございまして、その自動車が行くいたしまして社会的費用を発生させるということに着目いたしまして設けられた税金でございます。自動車が行くいたしまして、また同時に道路あるいは交通安全施設等の社会的資本の要請も強まるわけでございまして、そういう点も配慮して創設されておりますが、税の性格としては一種の権利創設税だといふふうに言われております。

○鈴木和美君 そういう御説明だといいたしますとこんな矛盾があるんじゃないかと思うんですが、ここはどうでしょう。つまり道路の損傷、社会的な資産に対する損傷といふようなことから見れば、一つは営業用とそれと自家用と税の違いですね。もう一つは、大きい車と小さい車の税の負担割合といふのが大変矛盾があるように思ふんですが、その点についてはどうでしょう。

○政府委員(高橋元君) 自動車重量税はその名の通り重量を課税標準として課するということとできておるわけであります。

これはいささか古い話になりますが、一九六〇年代に、たとえばフランス、ドイツ、そういうところで自動車が行くことに基きまして道路損傷、公害、その他の負担に対して適当な課税方法というものが検討されたわけでございまして、そのときに、自動車がそういう道路損傷的な社会コストをもたらすのは自動車の車軸にかかると申します。たしか三乗だつたと思ひますが、三乗または四乗で道路を壊していく。したがつて車軸税という名前が一時取つたことがございまして、そういう車軸税的な要素を取り入れたらどうかというふうないろいろな考え方が現在取り入れられております。現在は自動車の自重〇・五トンごとに六千三百円といふふうな決まつておりますから、したがって、通常の千六百ccぐらいの車ですと一万二千六百円、一年、車検ごとに二万五千二百円ですか、そういう税額になるわけでございまして、したがって、たとえばリンカーンとかキヤデラック、ロールスロイスとか、あるいは大きな車になりますと、税金は重くなるわけでございまして、トラックにつきましても、トラックの目方が大きくなる都度税金が高くなる、こういう思想になつておるわけで、元来は重量に比例するわけでございまして、ただこれは、たしか四十九年の改正でそれまでフラットにすべての車は重量に比例して課税をしておつたわけでございまして、けれども、営業用のトラック、バスというふうな

のにつきましては、タクシー料金またハイヤー料金、それから運送料金、そういうものに与える影響を考慮しまして営業用の引き上げに若干の配慮を加えて、現在官自の間で重量税率に差ができておる、こういう沿革でございまして、基本的な思想は自動車の重量に比例して課税をするということとでございします。

○鈴木和美君 何人かの方々から何回も指摘されておりますように、やっぱりこの自動車税に対して物品税それから取得税、自動車税、重量税などを含めながら再検討をして、わかりやすいような税体系にすべきだと私は思うんですね。同時にわかりやすい体系にするときに、営業用または自家用、それから各小型、大型などなどの税に対しての公平感をもたすように今後十分検討していただきたいと思うんですが、今後の方針はいかがでしょうか。

○政府委員(高橋元君) 不動産、たとえば家屋でございまして、その取得につきましては取得税がかかっておる、その保有について固定資産税がかかっておるというようにいろいろな税金が保有、取得、または利用についてそれぞれかかってくるわけでございします。自動車の場合には消費の段階、取得の段階、利用の段階、保有の段階、それぞれに課税されておるといふ意味では非常に課税される税目が多いことはまことにお示しのとおりでございします。

これらにつきまして、もっと簡明に納税者の方にもおわかりになりやすいように考え方を明らかにすべきでないかという御指摘をたびたびいただいております、私もさような方向で検討を進めてはおりますが、申し上げます、申し上げておりますように、課税主体、これはもう国であり都道府県あり市町村あり、それからこれが使われます財源も道路財源に充てられておるものがあり、そうでない一般財源のものもあり、なかなか現実問題としては答えを出すのにいろんな考えなければならぬ多くの問題があるわけでございしますけれども、御趣旨はよく理解できますので、引き続き

て検討したいというふうに考えます。

○鈴木和美君 自動車税の問題について最後ですが、午前の部でもお話がありました、道路の補修、改修、そういうものとの関係で、自動車税が仮に道路が十分であるというのであれば一般財源に使われるみたいな議論もある。また道路をもう少し拡張すべきじゃないか、国から地方にかけての道路も拡充すべきじゃないかという御意見があったんですが、私としては、やっぱり自動車税といふものが道路の補充に十分だったというのであれば、やはりそれはユーザーに対して還元すべきだと思ふんですね。ほかの財源に使うというようにすることは絶対おかしいと思うんです。そういう点についてどういう考えをお持ちなのか、最後にお尋ねします。

○政府委員(高橋元君) 典型的な一般財源と申しますと物品税がそうでございします。自動車の物品税は全体の物品税収の三割または三五%ぐらいでありますけれども、そういうものと、それから都道府県の財源でございします自動車税、これが典型的な一般財源でございします。そのほかのものはおむね特定財源化されておるわけでございまして、特定財源とすることが適当かどうか、またこれは時代の変遷とともにどういうふうに変えるべきか、それについての考え方は午前中にお答えを申し上げましたけれども、なお税本来のあり方との関連で特定財源とすることがどの程度まで許容されるのか、どの程度まで必要であるのか、一般財源化をどういうふうに進めていくのか、引き続き税制調査会等においても検討をしていただきたいと思いますし、私も検討するつもりであります。

○鈴木和美君 それから次に、有価証券の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

大変また原則的なことで恐縮ですが、有価証券取引税というものができた背景と、そのときの理由についてはお尋ねしたいと思ふんです。昭和二十八年八月にできたということは承知しています、総合課税からどうしてそういう税に振りかわ

ったのかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) いまの振りかわったのかというお尋ねでございしますが、私は振りかわったというふうには理解していないわけでございします。

昭和二十八年の六月二十三日の衆議院の大蔵委員会、有価証券取引税法の提案理由の御説明を政府からいただいたわけでございしますが、当時の御説明でございしますと、「政府は、今回有価証券の譲渡所得に対する課税を廃止することとして、この機会に、有価証券の取引を行う者の負担力等に顧みまして、この機会において有価証券取引税を創設し、有価証券の譲渡があった場合に軽度の税率により課税することとしている次第であります。」こうなっております、これが「この機会において」と、こうありますものだから、有価証券のキャピタルゲインの所得課税をやめたからそのかわりに、こういうふうには理解されている向きが多いんだらうと思ひます。しかしながら、譲渡所得の課税は、これは実は法人税と有価証券の譲渡所得課税というのは一体になった思想でございまして、配当をしてしまわないで社内に留保しておきますとそれに代りて株価が上がってまいります。その株を売りますれば、配当に対する課税を受けないでしかも有価証券の譲渡益は非課税でございしますから、全く税金を負担しないで会社の蓄積を手にすることができ、こういうことになりましては実は法人税と所得税を通ずる全体の企業課税としてはしり抜けになります。なりましますので、当時は、昭和二十五年以来ずっと有価証券の譲渡所得の課税が続いたわけでございしますが、いかに現実には執行面で形にならない。たしか私の記憶は正確でないかもしれませんが、極端な話を聞きますと、課税実績は全くなかったというふうには聞いています。ほとんどなかったと言った方が正確かもしれません。それでかえって税の公平を害するということから、この有価証券のキャピタルゲイン課税は当時の有価証券または資本市場の、何といひますか整理という政策要請もあつたわけでございしますから、その機会

にやめまして、それでその後、三十五年以来キャピタルゲイン課税については段階的に拡張をしてきておるわけでございします。

ところが、有価証券取引税はこの機会につくられたわけでございしますけれども、有価証券の移動の背後にあります負担力というものを基準にいたしまして、これに軽度の課税をしていく。したがって損がある方が得がある方が、この有価証券取引税は納めていただくわけです。売った場合には必ず納めていただく。日本では売った場合でございしますが、外国では買った場合という場合が多いわけでございしますが、売っても買ってもとにかく納めていただく。そういうことで流通税、これはいわば印紙税と同じような形の流通税でございします。その税の性格も全く違いますし、私もこれは代替課税という因果関係になつておらないというふうには理解しております、このことは昭和四十九年ですか、前回、前々回改正をいただきましたとき以来、政府の見解としてお答えをさせていただいてきております。

○鈴木和美君 特別に政府として、キャピタルゲイン税ないしは取引税というものは違ふんだと、代替でないんだというのを重ねて強調しなければならぬ何か特別の理由があるんですか。なぜかと言ひますと、財政金融法規の解説全集を私見ておりましたら、こういうふうには書いてあるんですが、それは間違いなんですか。「昭和二十二年四月に旧所得税法が施行された際、個人の有価証券売買益」は「総合課税の対象となつた。しかし、有価証券売買益はその捕捉が容易でないうえに所得金額の計算も困難な場合が多いという税務執行上の困難性の問題と証券市場の育成という政策目的から、昭和二十八年八月これを原則として非課税扱いにするとともに、新たに有価証券取引税を創設し、これに肩代わりさせることとなつた。」と述べていますが、これは誤りなんですか。

○政府委員(高橋元君) 昨年の十一月に、社団法人日本証券業協会、これから有価証券取引税の税

率引き上げ反対の御要望が出されておるわけですが、その中を拝見しますと、「有価証券取引税は、昭和二十八年に有価証券の譲渡所得が非課税とされた際、その代替として設けられたものであり、その後における有価証券譲渡所得課税の強化の経緯を見れば、有価証券取引税の税率引き上げは行うべきでない」と、こういうことが書かれてあります。

で、先ほどなぜそういうことを強調するのかというお尋ねでございますが、その二十八年の提案理由説明のときから、ややその辺に誤解を生ずる表現があったのかもしれないけれども、私は有価証券譲渡所得課税はこれは所得税の本質の議論として、総合課税を進めていくという観点から段階的に強化を図らねばならないものだというふう

に考えておりますし、現にその検討は引き続いて行つていくわけでございます。今回の有価証券取引税の税率の引き上げは、それと全く発想を異にしておりまして、こういうものが厚くなつていったからキャピタルゲインの方は非課税でいいんだという議論にはならないということを強く強調しておるわけでございまして、御認識をいただきたいと思つてお答えをしておるわけでございます。

○鈴木和美君 私もそこところは大変強調したいところなんです。つまり流通税であるということとだから余り高くない方というように考えられがちなんです、つまり代替であるというような性格であるというんであれば大変考え方が変わりますね。これからの有価証券のいろんな増税問題について賛成の党もあるし、反対の党もあるわけなんです。その辺のところも考え方をきちつとしておかないと、大変私は誤解を与えるんじゃないかと思うんです。私はある意味では代替じゃないかなと、こういうまでも思つておるわけなんですけれども、その点いかがでしょう。

○政府委員(高橋元君) 四十八年の六月に、国会で四十九年改正の御説明をしております際から、代替課税ではないと、別種の課税であるという見解は繰り返してお答えを申し上げてまいりました。

た。

で、有価証券取引税の税率がそれほど高くないという理由の一つとして、それは国際的にも受け入れられているわけでございすけれども、資本の自由移動の利益というものを阻害しないように、そこで有価証券の税率にはOECDでも言われている限りがあるだろうということがOECDでも言われておりまして、それはそのような流通税の理論としてお考えいただきたいと思ひます。

○鈴木和美君 それならばどうして今回の取引税を上げることになったんですか。

○政府委員(高橋元君) これは証券市場に与える影響を考慮しながら、当面の厳しい財政事情のもとでこの流通税にも相応の負担をお願いをいたすという趣旨に出たものであります。

○鈴木和美君 厳しい財政再建であるというのであれば、本質的にはつまり譲渡所得というかその方に向ける目を向けるべきであつて、この流通税の方に直ちに目を向けるべきではないと思うんですが、それはいかがでしょう。

○政府委員(高橋元君) 有価証券取引税は流通税でありまして、流通税である印紙税につきましても税負担の増加をお願いをいたしております。それと同じ趣旨で、当面の厳しい財政事情にかんがみ税負担の増をお願いをするわけでございまして、それとまた別途キャピタルゲイン課税につきましても、所得税の本旨からいたしまして、有価証券取引を把握する体制というのについて工夫を加えながら段階的に強化を図つていく。そのための工夫につきましても、私どもがつくつております証券税制研究会、その他いろいろな具体的な体制を工夫するための勉強を続けて段階的な強化を図つていきたい、こう考えておる次第でございます。

○鈴木和美君 先ほど私が述べました取引税のできた背景の中で、むしろキャピタルゲインの課税が廃止されたときのつまり理由ですね。非常に所得金額の計算も困難な場合が多いというのと、税務執行上の困難性と、もう一つは証券市場の育成

という政策目的からこれを非課税にするということだと言つてますね。この廃止された背景と今日の背景とでは変わりがあつて、変わりがないんですか。

○政府委員(高橋元君) 昭和二十五年でございまして、財閥会社の持ち株解放ということがありましてから、非常に有価証券の個人保有がふえたわけでございますが、そういう環境のもとで証券市場の育成を——ずいぶん長い間株式取引所も閉まつておりましたので、図らなければならぬ政策的な要請は當時はあつたと思ひます。現在そういうものがまだ引き続きあるかといへば、税制を通じてまたは所得税のキャピタルゲイン課税という重要な要素を犠牲にしてそういうものを図らなければならぬ政策的な理由は——これは見解がいろいろだと思ひますけれども、私どもとしてはそこまではいつていないと思ひます。ただし、有価証券取引の把握またはそれによる所得の厳格な公平な把握という体制を整備するのに非常に困難があるという事情は引き続いて同じでございます。

で、その点については漸次工夫を加えながら今まで六種類のキャピタルゲイン課税を行うという体制をつくつてまいりましたし、今後さらに段階的に強化していきたいということでもあります。

○鈴木和美君 近藤さんからもお話があつたんですが、どうしてその把握が困難なんですか。

○政府委員(高橋元君) 株主名簿で書きかえをやりまして、株主の方々にどれだけの配当所得が帰属しているかということとは明らかにあります。そういう意味では全く資料がないというわけではなくて、いふまでもなく、そういう売り買いの差額としての利益といふものを把握することは、売り買いそのものについて——これは申し上げておりますように申告所得税が良心的な形である、個々の営業の場合に仕入れをして物を売ります。その差額を計算をして事業の所得として申告をしていただく、そういう場合に比べて特にむずかしい点があるかといへば、理論上は同じなんです

が、実際は証券市場の現状からするとなかなかむずかしい。これが実名を使つて一々買つて売るといふのじゃなくて、人の名義の株を売つたり買つたりしているわけでございまして、そのところがなかなか把握できないというのが現実かと思ひます。取引に当たつて名義書きかえが行われることがないとか、それから申告がなければ譲渡された有価証券の原価がわからないとか、それから仮にもうかつたといつたしましても同じ年に一方で損をしておられるかもしれない。利益から損を引かないと所得が決まらないとか、取引の件数が非常に大きいとか、こういうことが有価証券の譲渡所得を正確に把握する場合の技術的な困難でございまして、こういうことを逐次解決するような方法を

うような高額かつ反復的な取引について課税を行いますとか、事業譲渡類似の株式について譲渡所得の課税をいたしますとか、買い集めの所得について課税をいたしますとか、ゴルフ場の会員権、これは株式形態の会員権の譲渡に対する所得を課税いたしますとか、一銘柄について年間二十万株以上の株式を売った場合の譲渡益に課税いたしますとか、それから特別報告銘柄を二十万株以上売った場合に課税いたしますとか、合計六つの課税というものを段階的に強化を図りながらやるようにしてきておるわけでございます。これらにつきましては把握の实情が低いではないか、あるいはもつとケースを広げるべきではないかという御指摘があることは重々承知しております、それに対応する把握体制というものについて実務的に検討を進めながら前進をしていきたいという考えであります。

○鈴木和美君 私は個人的に、いま五十回とか二十万株をどうするということはそれほど興味がありません。やってみたらどう効果があるかわからないです。なぜならば、その把握する体制が完全にとれなければこのところをいじつてみたつてそれほど益はないですね。ですからそういう問題はあるんですけれども、沿革的に五十回とか二十万株とかいうことが決められた経緯というのは何でそれは決められたのですか。

○政府委員(高橋元君) 当初は、事業または事業に近い形で有価証券を売ります場合には、事業所得という形でやっておたわけでございます。事業所得として課税いたしております場合でも、税務上の執行上の判断で事業所得とこういうふうに見ておたわけでございますから、実際にいろいろなトラブルが発生しておた。そこで昭和三十六年になりまして、ある程度以上の大きさの取引を課税対象とするということをもつと明確にしますために、五十回かつ二十万株という外形基準で法令上決めたわけでございます。したがって課税されますものは譲渡所得であります場合、雑所得

であります場合、事業所得であります場合、さまざまでございますけれども、外形基準で、頻繁かつ大量に売られるというものを課税の対象にしたわけでございます。

○鈴木和美君 これは証券局になるかどうか知りませんが、五十回、二十万株ということが厳に公正に守られておるというように把握すべきなんではないか。それとも、五十回ですから五十回以下、四十九回までですね、そういうようなことで架空名義が何かでいろいろ方々に手を出しながらやっていると理解すればいいでしょうか。○政府委員(高橋元君) 私ども税制の立場からいたしますと、そういうことが的確に把握されることを望みかつそれを可能なようにする工夫を執行当局がやつてもらつておると思つておるわけでございまして、五十回かつ二十万株ということでございます。五十回で百万株でもだめだし、五十回で十九万株でもだめだし、こういうことで二重にたががつかつておるという御説があることもまた事実だと思つております。

○鈴木和美君 所得の捕捉をするということと取引の把握をするということとはちよつと違いますね。そういう意味からすると、取引の状態を把握するというのは申告納税になつておるからそれだけでしかできないのですか。これは税務署ですね。税務署の方に取引税を納めるときに証券会社が預かつた金額を払う、それによつてわかるというだけですね。これは税の捕捉の方ですね。それとも、そうじゃなくて、公正に取引が行われていたかいかというところはどこが把握をすることなんですか、取引の状態を調べるといふのは。○政府委員(高橋元君) 有価証券取引税は、通常の場合証券会社が売買の注文を受けて執行いたします。その段階で証券会社が現金でお客分を集めて納めてくるわけですね。相対で売ります場合には印紙で、印紙を張つて納めていただくということになつておりますから、売買移動ということには有価証券取引税に関する限りはそういう形で把握で

きるわけでございます。しかしながら、証券会社を通じ取引所において売買ができておる、それが幾らで買つた株を幾らで売つておるのかということになりますと個人でしかわからないわけでありまして、個人が申告をなさつてくる場合に取得価格と売却価格の差額を譲渡益として出していただく、これは他の事業所得についても同様でございますが、そういうふうな個人が申告納税の趣旨に従つて正確に計算されるという前提でいまの所得税法は全部できておるわけでございますから、その申告水準を上げるためにさらにどのような資料で捕捉すべきかというところだと思います。

○鈴木和美君 税務署が証券会社に行きましていろいろなことを仮に調べるときには、自由にすべて公開させてやることのできるんですか、それとも何か制約があるんですか。○政府委員(高橋元君) 証券局でいまに参りましてお答えをしますが、顧客からの注文を一つ第三者者に公表するということにはなつていないと思ひますし、またそれが証券会社としての仕事の身だろうというふうな考えております。

○鈴木和美君 お言葉でしようけれども、第三者というのは税務署も含めてですか。ただ個人に見せてくれと言われたからだれが幾ら買つておるかということだけを見せることはまかりならぬと。その第三者というのは税務署も含まれておるのですか。○政府委員(高橋元君) お客からの注文を人に公開するということは通常は仕事の上ではやらないと、それが顧客と業者の間の信頼関係だといふふうに思つておりますが、税務署に對してもその資料は直には参らない、現状ではそうなつております。

問 検査権を定めておりますが、何の何々という個人の所得を調べるために必要な範囲で質問検査することは可能でありますけれども、証券業者が扱つた注文全体を税務署に教えてくるという形にはなつていないわけでありまして。

○鈴木和美君 ちよつと横道にそれるかもしれませんが、取引税法の十一條の申告による納付という問題と、特別徴収による納付というこの条項についての御説明をちよつとただけませんか。○政府委員(矢澤富太郎君) 特別徴収による納付は、たとえば一般の人あるいは一般の会社が証券会社等を通じて証券売買を行つたときに証券会社が徴収をいたしまして納付する制度を特別徴収と申しております。

それから申告納付の場合でございますが、これは相対売買、証券会社が自分の持つておる株式を取引所を通さないうで相対で売買する場合に納付する場合の制度でございます。○鈴木和美君 特別徴収の方はわかりますけれども、片つ方の申告納付の方はいまのお答えでいいんですか。○政府委員(矢澤富太郎君) 失礼いたしました。証券会社が自分で自分の持つておるものを売却する場合の納付の方法でございます。

○鈴木和美君 その申告されたつまり取引税ですね、取引税が申告されて、税務署はそれを見て、つまり利益があつたかないか、所得があつたかないかという程度のことしかできないんですか。○政府委員(高橋元君) これは申告による納付の場合でも特別徴収の場合でも、一カ月間に証券会社が委託を受けた場合または自己の株を売つた場合、その総額を税務署に申告をしていただくわけでございますから、個々の注文の内容、まただれから受託したかということまでは申告をとつておりません。またそういう制度でもないわけでありまして。○鈴木和美君 それはいま初めて知つたんですけれども、そうしますとあれですか、逆に疑問が出てくるんですが、証券会社の個々のいるんなもの

が見せてもらえないというところ、証券会社が脱税しようと思えば幾らでもできるわけですね、いまの話から言えば、総額でやるだけだということであれば、非常におかしいんじゃないですか。

○政府委員（高橋元君） 有価証券取引税法も二十二条に質問検査権というのがございまして、その月間の取引について申告納付または特別徴収による納付、それがありました場合に、それが正確に計算されておるか、正確な基礎帳簿があるかということ、有価証券取引税の納付について疑いがあれば税務署が質問検査をすることができるとになつておりますが、それ以上の目的はこの有価証券取引税法の二十二条の質問検査権に含まれていないわけでございます。「有価証券取引税に関する調査に必要があるときは」ということでございまして、つまり万分の四五という税金を正確に払っているかどうかという目的の範囲で質問検査できるわけであります。

○鈴木和美君 そうしますと、疑問を持たない場合ということ、疑問を持たなければもう税務署はそこそこに入れないということになりますか。

○政府委員(高橋元君)　ちよつと正確に御質問理解できておるかどうか、お許しを願いたいんですが、委託を受けて証券会社がお客のために株を売りますですね。そのときにお客から、その売買代金から有価証券取引税を差引きます。差引いた、預かったものを納めてくるわけではございません。

それにそれとして、有価証券取引税が正確に計算され納付されているかということと有価証券取引税法の二十二条で質問検査をいたします。一方所得税法の二百三十四条と申しますのは、その顧客の所得について、税務署が個人について所得計算に疑問を持ったときにその取引先である証券業者にも質問ができると、こういうことでございますから、質問検査権と申ししましてもその使い方がなまり趣旨なりというのは全く別のものになっておるわけでございます。

○鈴木和美君 この二十二条ですね、いまお話の

二十二条というものは正確に納められているか、納められていないかということに関して税務署が入ることですね。正確に納められている、納められていないということは、そのときに証券会社との記帳とか番号とか何かというのは全部そこで見ることができるようになりますか。

○政府委員(高橋元君) 鈴木委員の御疑問、お尋ねは、恐らく顧客がどういう注文を出してそれを証券会社がどういうふうに記録しておつて、その記録を顧客について見せてくれということが二十二条でできるかという御趣旨かと思えますけれども、二十二条は有価証券取引税が正確に計算され、納付されているかということの調査でございますから、顧客の所得が正確であるかどうか、顧客と申しますのは顧客の売り値、買い値両方が顧客のところまでいかないかわからない、そこまでを調べる権限ではないわけであります。

○鈴木和美君 私が問題にしている観点は、個人であれ法人であれ、法人の方はどっちかというところ、決算に載ってきますからまだいいんですけど、そうでない証券屋が相当利益を持っている、また個人も持っている。しかしこれをどうや

て利益を捕捉するかという捕捉の方法からずっと考えてくると、だれか現行の法体系の中でも個々々のその利益の状態というものを調べることはできないのかと、そういうのが一番疑問点としてあるわけですね。そうするとこの二十二条言うのと、つまり取引税が正確に納められているか納め

られていないかというだけですから、それに関しては個人の個々個々にまで立ち入るということとはできないですね、税務署は。その証券会社がつまり公正に納めているかというだけの調査でしょう。これではちょっと所得の方では把握できないなと思うんですわ。しかしおかしいと思えばそれはおかしいなりにまた調査はできますよ。しかし一般論としてどうかということを私聞いているんですよ。

○政府委員（高橋元君）　たとえば売上代金を銀行に預金をいたします。そこから必要な仕入れをま

た払っていくわけですが、銀行が預金取引を始めまして顧客から預金を預かった、それからまたそれを払い出したということを一々顧客にかわりまして税務署に出すということはこれはできないし、またないわけでございます、そういう規定は。で、いま問題にありますのは、その顧客になつております所得者が正確に所得計算をしていないだろうということと税務署が把握し、または把握したいと思ふときに、銀行にこの人の口座の出入りを教えてくださいという形で頼んで見せてもらうというのがいまの質問検査権でございますから、有価証券取引税の有価証券取引に係る譲渡益の把握についても質問検査権の範囲としては同じことになつておるわけであります。

○鈴木和美君　大臣にちよつとお尋ねしますが、有価証券のこういう問題を取り扱っているのは東京では日本橋だけですか、税務署は、非常に少ないですね。ですから必ずしも完全な所得の把握をする、捕捉をするということができない状態にあるんですね。そのためにいまのずつとお話ししてきたように、本当におかしいと、それこそいろいろな情報とか何かの提供があつておかしいと思わなければなかなか手が入れない。いまの制度はこのように私なつていると思うんですよ。これでは非常に不公平感というのがますますつのると思うんですね。だからもつと証券会社と税務署の捕捉の關係というものを、常に個々個々の問題にまで手が入られるみたいに私はすべきじゃないかと思うんですが、その考え方についてどうでしょう。

○國務大臣（渡辺美智雄君）　これは銀行調査と同じで、だから預かつてだれに貸したかというのは調べているわけですからね。ただ銀行へ行つて全部見せろということはやらないらしいですよ、これは。だれそれさんと、渡辺さんとかね、その関係また類似したのは全部調べるといふことをやっているんですよ、どこでも。ですから証券会社へ行つて膨大なものがあつても、そのうちでこういうような人、こういうような人の取引関係をひ

とつ調べたいと言えば協力するはずですよ。私はそう思っています。また証券会社は実際は持っているんですよ。株なんというのはみんな自分で株券持っている人はいないわけですから、取引で売ったり買ったりする人が一々株券取りに行ったりまた持ち出してきたりなんてやらぬですよ。かなりプロでなくともある程度の人は証券会社にもんな預けてあるわけですから、一切が。だからもう預かり証だけでその差しかえですからね、向こうでは。長いお客さんは、この人は何年間に幾らで買ったコストの株を幾らで売って幾ら利益があつて、いま預かっているやつのコストはどうだと、全部コンピューターに入っているんですよ。これは実際は全部入っているんですよ。ですからそういう

のを指示していけば出るんですよ。調べればわかるんです。私はそう思っています。何もそこに法律上調べて悪いという規則はないはずですから。ただ量が多いから全部は調べられないというだけのことであって、私は調べる気があれば調べられるんじゃないかと思うんですが、現在の法律で。ただそこで、証券会社もつと便宜を図ってくれば調べが簡単だというだけのこと、みんな大きな証券会社なんか持っているわけですよ、どの人は一年間に幾らもうかったと、全部わかっているんです。ただ教えてくれない、全部については。そういうように私は思っていますから、これはやっぱり税務調査の弾力的運用によって、特別な立法をしなくてもある程度は調べがつくと、そう思っていますからね。

○鈴木和美君 私も一般的にそう思うんですが、現実は大巨、やつぱり違うと思うんですね。やつぱり違うんですよ。われわれ常識的に考えれば調べられると思うんですよ。ところがやつぱり証券の性格上、また証券会社が個人との問題でなかなかないというのが協力してくれない、教えてくれないというのが往々にしてあるわけですね。むしろ最近はその方が多いんじゃないでしょうか。そういう意味ではいま大臣がおっしゃったその見解、態度、姿勢、ぜひ強く私は推し進めてもらいたいと思う

それからもう一つは、非常にまたこんなこと何
って恐縮ですが、医師優遇税、医師の調査と税理
士の問題、大木委員への答弁で、議員立法までや
つてくれというお話がありました。しかし大臣ね、
これ何ぼここで決めたつて、それを調査する人間
がいなきやだめなんですよ。それがいないこと
には幾らいろんなこと決めたつて私は無理だと思
う。きょうの議題にはなじまないかもしれませ
んけれども、罰則を五年から七年に今度は直すとい
うでしょう。いいことですよ。しかし実際に七年

に延ばしても、だれが行くんですか、調べに。数が少ないんですから。いま私は、だからあれを見ながら思つたんですが、大臣は七年に一回ぐらいいつぱりこれは相談、実調などをしないとおかしいなと思つてあの五年を七年にしたんだと思うんですよ。七年に一回ぐらいはせめてやろうじやないかと。七年に一回ということは、ちょうど税務職員を三千名ふやさなきやいかぬですよ、七年に一回というのは。そうでないと、ああいうものをつつたつて本当に實際は効果が上がらないですよ。だから私はそういう意味でも、徴税というか納税の不公平というそういう意味では、大木委員に答えられた大臣のあの姿勢というのは高く買いますよ。しかし同時に、それを実質的に裏打ちすることは、しつこいようですけれども、ぜひ頭の中に入れてがんばつてほしいと私は再度お願い申し上げます。

価値証券取引を把握する体制が十分整備されないまま総合課税に移行する場合には、新しい不公平を招くおそれがあるので、段階的に課税の強化を図っていくのが適当である。」と述べていますね。それから私が先ほど申し上げましたように、二十八年以来いろんなことがあったかもしれませんがそれでも、このままの状態で来ているわけですね。ですからやはり、これは真剣な体制の整備、調査、検討というのが私は必要だと思いますが、その展望、対策について改めてお伺いをしておきたいと思っております。

○政府委員(高橋元君) 総合課税の方向で有価証券譲渡益の課税を段階的に強化していく、この方針には変わりございません。五十二年の中期答申でそういう御指摘をいただいて、その後五十四年の改正で一銘柄二十万株以上という課税を新しく導入をしたわけでございますし、特別報告銘柄につきましての課税も五十四年の改正で加わったわけでございます。そういう意味で譲渡益の総合課税の方向での段階的な強化は着々進んでおりますが、先ほど来お示しのごさいますように、その把握体制がまだ十分と言えないということでございます。御指摘そのとおりだと思います。大臣からもお答えがありましたように、その点につきまして今後証券税制研究会と申しますか、私どもと証券業者を交えました役所との間の具体的なかつ実務的な方法についての詰めを経て漸次そのな体制を強化し、またそれによって段階的な強化の方向を歩みたいというふうに考えておる次第でございます。

ですからね。だから私も勉強したいと思つてゐるんですが、何せいま忙しくて勉強する暇がない。速やかに国会を終わらしてもらつて、少し暇をつくつてもらつて真剣に内部でよく相談します。

○塩出啓典君　それでは最初に、有価証券取引税の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。

きのうからの本委員会の論議で、昭和二十八年に有価証券の譲渡所得課税が廃止をされたとき、この有価証券取引税が設けられたわけでありましたが、これは決してかわりではないと、たまたま時期が一緒になつたんだと、このように御

説明をいただきたいわけでありますが、そこで廃止前のいわゆる譲渡所得課税というのはどういう内容であったのか。またこれをやめた理由は、所得の把握が困難でこのままでは新たな不公平を生ずると、そういうことで廃止をしたと、こう理解しているのかお伺いします。

○政府委員 高橋元君 昭和二十八年に廃止をいたします前は、一般の譲渡所得と同様に課税をしておりました。すなわち当時は幾らだったかわかりませんが、定額控除をした後二分の一で課税をしてあったわけでございます。それで二十八年に株式等の譲渡による所得のうち、譲渡所得に該当するものは非課税といたしまして、事業所得または雑所得に該当するものは課税と、こういうことにしたわけですが、その執行の基準は必ずしも明瞭でなくて、いまありますような六カ月未満の株式を年五十回、二万五千株以上取引した場合というのがおおむねそのときの基準であつたようにございます。

○塩出啓典君 有価証券取引税の国税収入に占めるウェイトは昭和五十四年度で〇・八％、西ドイツが〇・〇七、フランスが〇・一等に比べて非常に高い水準であるように思うわけでありますが、国際的な比較はどうなのか、簡単に結構ですから、○政府委員(矢澤富太郎君) 国税収入に占める割合でございますが、日本の場合は五十六年の予算で一・〇でございます。イギリスが五十三年で〇・五、西ドイツが〇・〇五、フランスが〇・一でございます。

それから外国との税制そのものの比較を申し上げ

取引税はございません。ただニューヨーク州に州税で有価証券取引税がございまして、これは株価の金額によつて率が違つておりますから、ただいまのニューヨーク州のダウ平均で基準をとりまします。〇・〇四二一というような率でございます。それからイギリスの場合が二%、株券でございます。西ドイツの場合が〇・二五%、フランスの場合が〇・三ないし〇・一五%というような数字でございます。

○堀出啓典君 本委員会における主税局長の答弁は、これはキャピタルゲイン課税にかわるものではない。これはしたがつてキャピタルゲインがあるものがロスがあるのが全部かけるわけだから、税負担は有価証券の本質である円滑な流通性を阻害してはいかぬと、そういう点から低いものであると、さうであるところという見解と理解していいのかわかりませんか。

○政府委員(高橋元君) 一九七二年にOECDの租税委員会が、資本の自由移動の利益にかんがみ

れにしても資本の自由移動の利益というものは株式の譲渡によって実現されるわけでございまして、そこを阻害しないような具体的な国際的な常識というものが一％を超えないということにあるだろうと、どんな場合でも、少なくとも〇・五％程度が国際的な通念として、流通税としての税率の基準ではなからうかというのが現状でござい

ます。
○塩田啓典君 前回の引き上げのときに当時の大倉主税局長は、共通の認識としてOECDの資本取引関係の委員会あるいは税の関係の委員会等では〇・五ぐらいが大抵いいという意見であると、このように答弁をしております。

また、わが党の鈴木一弘委員の質問に答えて、この五十三年度のときには「〇・四五％という」これは株式の場合であります。水準になりますので、少なくとも当面このしばらくはこれが妥当な水準である、このように答弁をされているわけでありますが、これを今回〇・五五にさらに引き上げる理由は何でしょうか。

○政府委員(高橋元君) いまの五十三年度の三月二十八日にこの委員会が鈴木委員の御質問に對して、当時の大倉政府委員が答えておられます。いまお話をとおりでございしますが、しかし、「将来一切これを固定すべきものだ」ということに言い切る自信もございません」というお断りをしております。その前に、御引用になりました答弁の中にも、「将来の財政事情に應じてこの税にさらにその負担をしていただくという可能性を否定するものではございませんけれども、」こういうことを申し上げておりました。

今回、有価証券取引税の税率を二種の甲につきまして万分の四十五から万分の五十五に上げさせていただきますという御提案をいたしております。いままさに前回大倉政府委員から申し上げましたそのただし書きのところが事情でござい

ます。現下の厳しい財政事情のもとで、たとえば社会福祉とか文教等の財源に充てるために既存税目の見直しを広範に行つたわけでございしますが、その際、有価証券取引税の水準が欧米に比べてす

で、かなりの水準にあることは事実でござい

ます。それは認識はあるわけでございすけれども、株式、公社債市場にできるだけ影響を及ぼさないことと配慮して、今回の改正案を作成して御審議をいただくということになりましたわけでござい

ます。
○塩田啓典君 まあ私はこの有価証券取引税というの、たとえばお酒の税のような従量税ではないに、いわゆる売買価格が上昇すれば税金もふえていくと、そういう点では従価税的な性格を持つておる。したがってこういうものはよほどのことがなければそう上げるべきものではないのではな

いか。やっぱり各税の間のバランスを保つ意味においてそのような配慮が必要じゃないかと思

います。ところがこの取引税は、昭和四十八年に二倍、昭和五十二年に一・五倍、したがって有価証券取引税の税率は他の税収に比して伸び率は昭和四十五年との対比で三倍以上に上つておるわけであります。それが今回さらに上がる。それに対して担税力に配慮をして今回ふやすというう

うお話でございしますが、現在の高成長から低成長に從つていろいろ証券業界の変化もあると思

うんであります。現段階において昭和四十八年あるいは五十二年に比べて担税力がふえておるとい

う根拠は何ですか。
○政府委員(高橋元君) 担税力がある、それを推定をいたしまして軽度の流通税をかけるという御説明をいたしておりますが、担税力がふえたと申しますよりも担税力のある者に對しまして厳しい財政事情に應じて若干の負担の増加をお願いいたすという趣旨でありまして、それは印紙税の税率の引き上げをお願いいたしておりますと同じ考

え方でございます。
仰せのように、昭和四十七年を一〇〇とした

ますと、有価証券の取引税の税率は五十五年には約五倍弱になっております。法人税が三倍弱、酒

税が二倍弱というのに比べますと、確かにかなり伸長度が高いわけで、その間万分の十五の税率が

万分の四十五まで上つておるわけでござい

ます。国際的に見てまた国際的な常識からいたしまして、

万分の五十五というのは一応の水準であるというふう

に考えておりますが、そこで厳しい財政事情ということから御負担をお願い申し上げたいとい

うことが私どもの考えでござい

ます。
○塩田啓典君 今後さらにこれを上げる考えはあるのか、あるいは上げないのか、あるいはどうい

う状況になったときに上げるというお考えである

のか、その点どうでしょうか。

○政府委員(高橋元君) まあ大臣先ほどは将来の

ことはもういま全く考えていないとこう申し上げ

ましたので、私も同様なお答えをする以外にない

わけでございますが、五十三年度の御審議のときに、

当時の大倉政府委員が申しておりました「将来の

財政事情に應じてこの税にさらにその負担を

していただくという可能性を否定するものではご

ざいませけれども、当面の負担水準としまして

は、「やはりこの「水準で安定させて市場の反応

を見るということが妥当ではなからうかと私も

としては考えております」とお答えしてお

ります。それと同じ気持ちでおります。

○塩田啓典君 最近の株式売買回転率の平均は法

人と個人に分けてどの程度であるのか。私の認識

では法人よりもはるかに個人の方が回転率が高

い。したがって今回の取引税の引き上げが、法人

よりも回転率の高い個人の方に打撃を与え、

これは昨日からも論議になっております。い

わゆる個人株主がだんだん低迷をしておる、低下を

しておる、そういう状況にさらに拍車をかけるんでは

ないか。そういう点はどうなのか。

○政府委員(吉本宏君) 株式売買の回転率でござ

いますけれども、仰せのとおり個人の回転率がや

や高いと、特に信用取引の回転率が高いというこ

とは事実でござい

ます。大体個人の平均的な数字

を見ますと、信用取引の場合が年九・四回、それ

以外の現金取引の場合が〇・九回、こういうこと

になっております。したがって、今回の株式

売買に係る取引税が上がるということは、それだ

け一つマイナス要因になることは事実でござい

ますけれども、この問題とそれから一般的な個人株

主の問題とは必ずしも直ちに結びつくというふう

には考えておりません。

この個人の持ち株比率の問題につきましては、

しばしば御指摘がござい

ます。これは非常にむず

かしい問題でございまして、どうやってこの問題

に對処していくかということにつきまして、私

ども日ごろいろいろ検討をしておりますところ

でございます。何と申しましても、やはり株式の魅力が

低下しておると、利回りが一・四、五％程度のもの

でございまして、持っていてどうも配当に

多くを期待できないという問題がござい

ます。私どもとしてはこれに對処して、できるだけ企業の

配当性向を高めると、利益が出たらできるだけ多

くの部分を配当に向けてほしいということ

を言っているわけであります。さらに時価発行の還元

率でも申します。増資をする場合に時価で

公算増資をするわけでございすけれども、この

時価と額面との間にプレミアムが発生するわけ

であります。このプレミアムを企業が自分でポ

ケットに入れる、こういうことになるわけであります。

このプレミアムをできるだけ株主に還元してほ

しいというようにも言っているわけであり

ます。最近私どもとして、単に時価発行というこ

とだけでなしに中間発行と申します。時価と額面

との間ぐらゐの価格でひとつ発行するということ

も考えてほしいというようにも言っており

ます。さらに、いわゆる株式の供給が少ないとい

うことも非常に問題でござい

ます。株式の供給が少

ないために市場の需給が逼迫して、投機的な動き

が増すということもござい

ます。したがって、この辺につきましても、私どもとして何とか株式

の供給をふやすために転換社債とか、あるいは最

近商法の改正で新株引受権付の社債というよう

なものも新たに発行することになっておりますが、

こういうこと、あるいは株式の分割を促進する

と、株式を分割することによりまして株価を冷や

すという効果もあるわけでありますから、こうい

うようなこともあわせて検討してまいりたい。それから法人の持ち株が余り行き過ぎないよう、そういつたことで法人の株式の相互保有というようなことにつきましても、最近商法の改正規定の中に挿入されてございます。あるいは昨日も大臣から答弁がございましたけれども、従業員の持ち株制度というようなことについてもできるだけ私どもとしても促進をしてみたいからどうだろうかというように考えています。

いずれにいたしましても、個人の持ち株の問題はそれ自体非常に重要な問題でございますので、有価証券取引税の問題とは一応切り離して、基本的に考えていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○塩出啓典君 それから、いま個人株主をふやすためのいろいろな証券局長の御意見を承ったわけでありまして、この点についてはまた後触れるといたしまして、まずいわゆる証券会社のデューラ機能としての自己売買の状況はどうなのか。今回証券会社の自己売買に関する取引税は据え置かれておられるわけでありまして、私はこれはいわゆる中小証券に対する配慮である、このように説明を聞いておられるわけでありまして、そのあたりを数字をもって御説明——数字じゃなくてもいい、大体の状況を御説明願いたい。

○政府委員(吉本宏君) ただいま証券会社の株式の自己売買についてお尋ねがございました。私どもの持つております数字では、特に株式の自己売買については中小証券におけるウェイトが高くなっております。たとえば自己売買の数字で、五十五年度これは四大証券でございますが、四社の場合が自己売買三八%、その他の会員で見ますと六一・八%、それから非会員が〇・三%、これは株式の委託売買のうちの構成でございます。そういうことで自己売買のウェイトがかなり高うございますので、中小証券の立場として何とか今回の有価証券取引税の引き上げに際しましてその辺を配慮してほしいという要望が非常に強うございまして、私ども主税局にお願いして特に御配慮をいた

だいた、こういうことでございます。○政府委員(高橋元君) 税制の問題でございまして、けれども、第一種の甲の売買につきまして、売却につきまして税率の引き上げをいたしませんでしたのは三つございまして。

一つの理由は、証券会社の売買というのは非常に回転率が高い。私どもが手元に持つております資料で申し上げますと、五十五年の一月から十一月までで大体回転率が証券会社の売却の場合一・四カ月、その他の場合二七・三カ月と、こういうふうな承知をいたしております。

それから第二が、証券会社の株式の自己売買の差益率というのが非常に低い。五十五年の九月期に、九月で終わります過去その前の一年間で全国の証券会社の自己売買の差益率は〇・一六、つまり万分の十六でありまして、本省の管理会社でございますといふ六程度の程度でありまして、そういうことで、自己売買の利益に対して有価証券取引税の負担というものがかなり大きいわけでございます。それから、これも証券会社の回転率が高いということから、これらの負担の増加を求める余地が比較的少ないのではないかと考えてございます。それから第三は、いま証券局からもお答えがあらましたように、中小証券の場合、証券会社の売却ということが、自己売買の割合が非常に高い。その三つを勘案をいたしまして、今回第一種の甲につきましては税率の据え置きを御提案を申し上げておる次第でございます。

○塩出啓典君 それから今回の特に公社債につきましては、特にコール市場、手形市場とのバランス、いわゆる公社債が現先市場において使われる場合に非常にその金利のコストの差というものが非常に影響を及ぼすのではないかと、そういう意見があったわけでありまして、今回提案されている中では、いわゆる国債については有価証券取引税を据え置きにしておる。それは大蔵省の説明では現在、現先市場の公社債の六割が国債である、そういう配慮をしたと、このように説明があったわけでありまして、それならばなぜこの公社債と

国債を、いままでずっと昭和二十八年以来同じであったものを、今回そのように差を設けた理由は何か。

○政府委員(高橋元君) 現先取引が三十年代の半ばから発達してまいりました。それで現先取引は、短期金融市場が必ずしも整備をしていないという状況のもとで、かなり重要な機能を営んでおるということはお話しのとおりでございます。有価証券取引税は二十八年以来設けられておったわけでございますから、三十年代の終わりになりまして現先取引が発達してまいりました段階で、すでに公社債の有価証券取引税というものはその中に組み込まれておったというふうな私どもは思っています。それで現先市場は、コール市場とか割引手形市場、その他の短期金融市場と競合をしておりますので、いわゆる金利裁定が非常に強く働く。そこで公社債にかかる有価証券取引税の税率、これは万分の一・五、これを引き上げますと他の短期金融市場にないコストが新しく発生して現先市場全般に影響を及ぼすことになると思えます。

現先取引が非常に現実問題として公社債引受業者等を中心とします公社債金融の中で重要な役割を営んでおられるわけでありまして、そういうことになりまして大変問題でありますので、現先取引の六割近くを占める国債にかかる有価証券取引税の税率を現行のままに据え置いておきますと、全体として現先市場の円滑な流通が確保できるとではないかというのが今度公社債に関する有価証券取引税の税率を据え置くことにした理由でございます。

○塩出啓典君 だからなぜ、いわゆる国債以外の公社債とに差を設けた理由、これは何ですか。

○政府委員(高橋元君) 国債は、もう一つ現在の流通の実態からしますと、かなり割引負けをしておると思えます。三月二十六日現在の流通利回り申し上げますと、国債の六・一、国債ですが、流通利回りは九分二厘四毛、利付金融債が七分八厘七毛、東京都八厘四毛と言いますかこれが七分九厘三毛と、こんなふうになっておりまして、国債

は割り負けをしておるわけでございます。そういう点も勘案いたしまして、かつまた現先取引全体の六割が国債で行われておるわけですから、国債については有価証券取引税の引き上げに伴うコストの増加を及ぼさないということにすれば現先取引の混乱も防げるわけでございますし、国債全体として割り負けをしておるわけでございますから、他の利付金融債なり地方債については有価証券取引税の負担の引き上げをお願いをしても、格別国債だけが特に有利になるわけではないという考え方をとっております。

○塩出啓典君 国によつては国債についてはそういう特別な税を安くしているところもあるわけですが、税金の制度というものはそのときどきの非常に短期的なそういう変化によつて絶えず変わるのではないかと、もっと長期的な見通しに立つべきではないかと、そういう点からいいますと、私どもは理由で差を設けるというのはいまおっしゃったように得がいかない。この点はどうお考えですか。

○政府委員(高橋元君) 証券市場に与える影響にも配慮しながら、現下の厳しい財政事情のもとで、有価証券取引税にも負担の引き上げをお願いをいたすというのが今回の御提案を申し上げておる趣旨であることは、たびたび繰り返してまいりましたとおりであります。そういう考え方からいまして、いま申し上げたようなことを考えておるわけでございますが、これから先、国債の消化、流通ということにつきましてはさらにさまざまな工夫が必要になつてまいると、そう思いますので、そういうことに対する一つの考え方の端緒ということで今回の据え置きをいたしておるわけでございます。

○塩出啓典君 私はやはり、有価証券取引税というものはいわゆるキャピタルゲイン、キャピタルロスがあつてもともに負担をしなければならぬ。そういう点から考えれば、むしろキャピタルゲインへの課税をする方向に進まなければいけないのではないかと。取りやすさからいって取引税の方は非常に取りやすいわけでありまして、取りや

三つの楽しみのうち残っているものといえはせいぜい「値上がりの楽しみ」ぐらいのものだが、すでに経済は低成長の時代である。みんなが値上がりを追えば、所詮ババヌキのような勝負ごとにならざるを得ない。

そして最後に、証券市場は大きな転換点に立っていると思う。ここで途を誤れば、わが国の自由私企業体制はとんでもないことになつてしまふような危機感をさえ私は持つ。

こういうようにこの前書きのところで述べておるわけであり。そういう点については証券局長としても異論はないと思うんですが、先ほど非常に向が国の株が配当が低いと、これをもつと配当性向を高めるように指導されていくという、こういうお話だったわけですが、けれども、現実にはなかなかアメリカとかイギリスに比べて非常に低いわけですね。こういうのは本当にそう言うだけで高くなるのかどうか、その点どうなんですか。幾ら高くなります、しますと言つても、実際するのは企業です。なかなかむずかしいんじゃないか、その点は法的には何か考えておるのかどうか。

○政府委員(吉本宏君) 株式の配当利回りが非常に低いというところは御指摘のとおりでございます。昭和五十五年度の数字で見ますと一・四八%ということ、一・五%を下回つておるというふうな状況でございます。これはやはり株価が非常に高くなつておるという反面、配当は額面主義でいくと、額面に対して一割配当と、一割配当を維持すれば大体株主に対して十分報いることになるというふうな認識が企業側はかなり強いわけであり。むしろ配当を高めるといふよりも、安定配当と申しますか、一定率の配当を続けるということ、これを企業の配当政策の基本にしている会社が多いわけであり。私も、株式の時価発行で公募している以上は、配当だけは額面がいいと、額面を基準にして考えればいいという考え方はおかしいんじゃないですか。いやしくも公募時価発行をやる以上は、配当についてもやはりできるだけ利益に対する配当性向と申しますか、利益に

対して何%程度を配当に回すかということを考えていた方がいいということを書いてあるわけであり。大体日本の場合、配当性向が一般的には三割から三割五分ぐらいでございますけれども、特に大企業になりますと利益率が高いわけでございます。したがって配当性向も低くなる。大企業の場合はむしろ二割から二割五分ぐらいではないかと思ひます。そういうことで、私もとしてはできるだけ配当性向を高めてほしいということを書いてあるわけであり。

それじゃそれをどうするかということであり。すけれども、これは法律で規制するとかそういう話ではございません。そういうことになりまして、時価発行の際に時価発行の自主ルールというのがございまして、ある企業がこういう形で時価発行したいという場合に、その条件として、少なくともプレミアム・プレミアムと申しますのは先ほどちよつと申し上げましたけれども時価と額面との差額、これがプレミアムであります。これをできるだけ株主に無償交付というふうな形で還元をしてほしいと言つておるわけであり。これを少なくとも次回の増資までに二割程度の還元をしてほしいと。それとあわせて配当性向についてある程度の公約をしてほしいと。たとえば自分の会社は、今後三年間は三割なら三割の配当性向を維持したいと、こういうことを公表して株主に對する公約とすると、こういうようなことをひとつお願いしているわけであり。これは一つの自主ルールでございますけれども、そういうことも含めてできるだけ配当性向を高めるといふことに努力していただいとすると、こういうこととでございます。

○塩出啓典君 同じくこれは東京証券取引所の企画調査部の企画室長がこういうことをある雑誌に書いておるわけであり。最近の株式市場の騰貴現象は、株式の供給不足に一つの原因がある。供給不足を解消するためには、企業が増資して、株式の発行を増やせばいいが、厳しい時価発行ルールがあつて、

時価発行増資ができない企業も多い。したがつて、そういう企業が時価と額面の間で発行できるようなすれば、増資意欲も高まり、同時に中間発行ならば同じ資金調達でも株数は二倍出るから、株式の供給不足も解消できる。つまり、企業の資金調達の多様化を図ると同時に、株式の供給不足を解消して市場の健全化を図る、というねらいが一つある。

もう一つは時価発行に対する反省がある。時価発行増資を実施してしばらくすると、株価が公募価格を割る銘柄が多い。株価はいろんな要因で上下するとはいつても、公募価格割れが多過ぎる。それにプレミアを還元しない企業も多い。時価発行も十年を経過して見直す時機に来ていることは事実だろう。

こう述べておるわけであり。先ほど証券局長も、いろいろプレミアムの還元のためのルールをするとか中間時価発行を推進するとか、このように言つておられますが、この間新聞に載つておりました昭和五十五年度における増資による資金調達総額は、いわゆる時価発行による公募の増資が史上最高であると、全体の総額は四十七年の次でありましたが、公募総額は一位である。ということは、時価発行というものはほとんど相対的にはふえてきておると。そしてその結果やはり株主というものが犠牲にされておると言わざるを得ない。そういう点から現在十年間経過をし、大蔵省としても推進してきた時価発行というものを見直す時期が来ておるんじゃないか、このように思ふわけ。その点はどうでしょうか。

○政府委員(吉本宏君) 時価発行は、大体昭和四十四年度から始まつております。それ以前は、大増資といへば額面増資と、額面の割り当てといふことで発行が行われていたわけであり。四十四年から始まりまして、四十年代の後半ないし五十年、最近までの間にかなり時価発行が成功を見ておると、非常に盛んに行われておるといふこととございます。これは御指摘のとおりであります。

時価発行の効用は、やはり企業にとつてかなりコストの低い資金が得られるということで、特に優良企業の場合これを盛んに行つたといふこととございます。私も、先ほど申し上げましたように、時価発行をやる場合にでもできるだけそれによつて取得したプレミアムを株主に還元すると、無償交付というふうな形で株主に返すというのを考慮しているわけであり。最近の五十一年度、五十二年度のプレミアムの還元状況をちよつと数字で申し上げますと、五十一年度は二百社の取得したプレミアムが四千六百三十八億円、その還元が千八百九十億円、四〇・八%と、同じく五十二年度も四一・六%と、こういうことになつておりました。大体取得したプレミアムの四割程度は株主に返されておるといふことは言えようかと思ひます。

私も、先ほど申し上げましたように、株式の無償交付あるいは配当性向の引き上げ、維持、こういうことを通じてできるだけ株主に報いるというのをやっていた方がいいと言つておるわけであり。それから単に時価発行だけでなく、やはり増資にある程度多様化と申しますか、いろんな形の増資を考えていいんじゃないかということ、昨年の夏ごろから私は中間発行といふことをぜひひとつ採用してほしいといふことを業界に申し上げたわけであり。中間発行と申しますのは、簡単に言えば時価と額面との間の、半分なら半分というふうなところで株式を発行すると、これは公募でございます。株主に割り当てられるわけであり。この点は株主割り当てと同じでございます。結局簡単に言えばプレミアムの半分が株式に入ると、あとの半分は企業に入る、こういうことをございまして、私はこの中間発行といふものを、できるだけ時価発行だけでなしに、こういった形態の増資ということも考えていただきたいといふことで申し上げております。すでにある程度実績も出ておりました。こういう形の増資が今後も行われるといふことを私も期待しておると、こういうこととござい

ます。

○堀出啓典君 今回の誠備グループの事件を契機として新聞の投書等にも、投資顧問にだまされたとか、いまは投資顧問は野放しではないか、そういう意味から投資顧問法をつくるべきだ、こういうような意見があるわけであります。米国では御存じのように、一九四〇年に投資顧問法ができて一九六〇年に改正をされ、現在登録制で、SECがいろいろ法律違反した投資顧問の登録を取り消すとかあるいは投資顧問の帳簿その他の記録を検査する権限を与えられておる、このようにお聞きをしておるわけでありますが、米国においてはこういう法律がうまくいっているのかどうか、大蔵省として、証券局としてはどういう認識であるのか。またわが国においてはそういうような必要性はないのか、やっぱり必要性があるような気がするわけでありますが、その点はどういうお考えですか。

○政府委員(吉本宏君) 御指摘のように、アメリカでは投資顧問業に対する法規制がございます。一九四〇年に投資顧問法というものが制定されました、これによって投資顧問業者はSECに登録が義務づけられておるわけであります。現在私どもの知っておる数字では登録社数が五千六百六十四社と、こういうことになっております。

その法規制でございますが、具体的に顧客に対する詐欺行為、顧客に無断で自己顧客間売買をする行為、虚偽、誇大広告等の行為、こういったものが禁止されておるということであります。これは日本の法制では、いわゆる詐欺行為は刑法の規定によって処罰をされるということになっておりますし、現にそういったようなことが行われれば直ちに法による規制に服するということになるわけであります。

ところで日本の場合の投資顧問であります、確かに私どもの知る限りでも七十とか八十とかそういった投資顧問業者がいるようでありまして、これは非常にピンからキリまでございまして、いわゆる競馬の予想屋みたいな、ちょっとした情報を

提供するというものから、ある程度のスタッフを擁しているいろいろ投資の相談にあずかるとか、こういうような業者もいるわけでありまして、これを規制するということになりますと、規制の範囲をどうするかあるいは規制の内容をどうするかと。先ほど申し上げましたように、刑法の規定によつてすでに処罰されるような場合はこれは新たに取上げる必要もないわけでありまして、一体どういう規制をしたらいいのか。投資顧問は株式についての一つの情報を提供するわけでありまして、情報を提供してその内容が具体的にいいか悪いかわからないという判断は本来投資家がやる筋のものであります。投資家がそれを判断して自分で投資をするわけでありまして、情報の内容そのものを法で規制するというのはどうだろうかというような問題もございまして、そういうようなことで私どもでもいろいろ研究をしておりますけれども、要は今回の誠備グループの問題を反省いたしますと、やはり投資グループでございまして、単に情報を提供するとかなんとかということではなしに、一つの投資グループをつくつて一括発注というふうなことで投機を行ったということが問題であるわけでありまして、そういった意味であるいは外務員制度、それと証券会社とかかわり合い、そういった点につきましても現実的な規制を施した方がより実効性があるのではないかとこのことを考えております。この点はなお研究をしておるところでございますので若干の時間をいただきたい、このように思っています。

○堀出啓典君 最後に大蔵大臣に三点ほどお尋ねします。

ちようど大蔵大臣が席を外している間の問題もあるわけですが、一つは、有価証券取引税は、きのうきょうの主税局長の御答弁からも、流通税であるためにできるだけ低いという、余り高いものであつてはならない、その言われながら今日まで、昭和四十八年二倍、その後一・五倍、そしてまた今回と、こういうように上げられて、いわゆる有価証券取引税がほかの税の伸びに比べて非常に

高い伸びになつてきておるわけでありまして、そういう点今後——今後のことはわかりませんが、けれども、私は有価証券取引税のような税は余りこれ以上上げるべきではないのではないかと、それが一点。それに対しての御見解を承りたい。

それともう一つは、むしろ取りやすいところから取るということよりも、税の公平という点から、キャピタルゲイン課税というものをやるべきである。これは大蔵大臣も午前中そういう御答弁があつたわけでありまして、これをぜひ検討をしていただきたいわけでありまして、今日までやる、そういう方向であると言ひながらなかなか進んでないわけでありまして、きょうは午前中の御答弁ではかなり前向きにやられるようなそういうニュアンスの御答弁と承つたのですが、今後のめどというか、大體具体的にいつごろまでにこうしていきたいという点を一歩踏み込んで御決意を承りたい。

それから最後の点は、きのうからも質問にもあつたわけですが、實際個人株主というものがどんどん減つてきたと。それは配当も少ないあるいは増資のときも時価発行で、以前のように五十円が株がふえる、こういう楽しみもだんだんなくなつてきている。しかも低成長時代になつて、値上がりもこれは投機的な状況になつて下手をするとはばを引かされる、こういうような状況が続いておる。いま証券局長からいろいろそれに対するお話もあつたわけですが、現実には私は非常に証券業界の危機ではないか。本当にもうここで一歩強力なやはり施策を講じていかなければならないのではないかと思つたわけでありまして、そういう点における大蔵大臣としての具体的な決意というか、こういうことからやつていきたい、そういう点がありましたらお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 有価証券取引税はこれ以上おぼつかないのじゃないかと。流通税ということになればおのずから限界がありますから、今後有価証券取引税に大きく期待するということは

望めないのではなからうか、私はそう思つております。同意見でございます。

それからキャピタルゲインの課税をやれと。これは技術的な問題がございまして何かうまい方法がないかと思つて、登録口座とかね。登録してあるところの口座ははつきりしているわけだから無税にしてやるよ、それ以外の口座はだめよとか、何かうまい工夫をこれは研究する必要があるし、私はこういうのをやっぱり実際に、利子・配当の総合課税という問題のとき、それが実施されるときですな、そのころまでに何かかけつけたいと全部だめになつちやうから、これは全部。その危険が私はあると思つております。したがつてそう長い時間かけてはられないんじゃないかと、そう思ひます。

それから個人の株主が少くないというのは、これはもう配当がもらえないとか、増資がだめだとかいろいろありましたが、いままでは産業政策上企業に力をつけるというふうなことで企業の大規模化、高度経済成長に見合った国際競争力というところが重点になつて重役の権限を強くし過ぎた、重役の権限を。株主不在、重役優先、企業本位という傾向がなきにしもあらずでございますが、いろいろ弊害が実はほかにも出ています。というのでこれらに対する反省の過程で、やはり本来日本の社会が自由主義経済体制下の社会として、しかも中堅階層、こういうものが安定した国民の層になるようにするためには国民が広く株主になることが非常にいいことだと、まして自分の勤めている会社の株はもう従業員が半分持つというぐらゐのところまでいっていいんじゃないかと、私は、極端なことを言えばですよ、そう考へております。それからさらに安定した自由社会を守る土台になつてくるとそう見ていますから、私はやはりこの株主はもつと優遇をさるべきものである、しかし不公正は正をしなければいけない、それは両方の面が相まって考へていく必要があると思つております。したがつて株主優遇のためのいろいろな措置が講じられても私はいいと、庶

○多田省吾君　ただ読売新聞の報道を見ますとですね、私はどうも真実性があるというようにとられるんですね。というのは、どうもその報道にもありますけれども、伊東外務大臣の訪米で日米会谈第一ラウンドが行われたわけですが、自動車問題では相当突っ込んだ要求がアメリカ側からございましたけれども、わが国の防衛努力についてアメリカの姿勢は大変柔軟であったというようなことからこういうことが取りざたされるんじゃないかと、このように思います。

うに私には思われるわけです。もう一度ひとつ大蔵大臣のお考えを聞きたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それはあんまり考え過ぎじゃないでしょうかね。私の方でもそんなに深く考えていないんです。要するに予算を組んだときには人件費については防衛庁の予算だけを二%認めるわけにいきませんから、人件費は各省とも二%で来たわけです、ずっと要求は。概算要求は大蔵省もどこの省も大体前年並みで概算要求出したわけですからね。それでお金がないので土壇

要請には一切応じない方針を明らかにしたと言われておりますが、これは本当でございませうか。

○国務大臣（渡辺美智雄君） それはこういうことなんです。要するに景気対策が非常に重要だと、われわれも景気対策には極力御協力をいたしました。よう。そこでもうどれだけ前倒しにするかという話でございませうが、いろいろ議論がございまして、それで七〇％以上の公共事業の前倒しということになったわけですけれども、そうすると年度後半は公共事業少なくなりますよと、よろしゅうござい

ば、私は大変なことであると、このように思います。いま大臣は否定されましたわけでございますが、さらにいまの公共事業費に対する御答弁のよ
うに、景気回復のための公共事業費の来年度下半
期の追加要請だつて絶対受けつけないだと、こ
のようにおっしゃつておられるぐらいてございま
すから、防衛予算は社会保障費を〇・〇一%も上
回っている姿もございまして、秋の補正予算で防
衛予算の上にまた燃料費を追加するというような
ことが絶対にならないようにひとつ要望しておきたい

と思ひます。

次に、物品税について若干お尋ねいたします。同僚委員からも、物品税法第四十二条、「物品税額の区分決済及び表示」について種々質問があったわけでございますが、私はまだ納得できませんので、まとめてもう一度お尋ねしておきたいと思ひます。

その第四十二条では、課税物品の製造者または販売業者に対して、販売に際しては税額相当部分とその他の金額とを区分して表示するよう義務づけているわけでありましても、現実的にはこうしたことは一切行われておらず、四十二条はすでに死文化しているような姿さえあります。この点につきましては、大蔵省は関係業者に対しては、いままでのような指導を行ってきたのか、報告願ひたい。

また、ほとんど実効が上がつてないのをどう認識しているのか。

最後に、大蔵省の姿勢は、国民に知らせるための努力をしてないというようにもとれますので、法律には明確な定めがあるわけでございますから、国民の権利を守るためにもぜひとも効果の上がる対策を講じていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(高橋元君) お示しの物品税法の四十二条でございますが、税額部分とそれ以外を区分表示するという規定が設けられておりますが、この規定の立法趣旨は、アメリカの関税法との関係で国内における価格が物品税込みであるということを示すということが当時の提案理由からも明らかでございます。それと、物品税の負担をしてもらった者が物品税の負担をしてもらつておるということを国民にも明らかにする、こういう趣旨で設けられたわけでございます。昭和二十六年にこの改正が行われましたから、昭和二十六年の十二月に国税庁は通達を出しまして、立法当時、その指導をしたわけでございますが、そういうことをいたしますと、小売業者、これは全国に百数十万あるわけでございますが、そういう方々の事務手

続が非常に膨大なものになってくる。そのほかいろいろの問題がありますので、その後格段の指導は行つておらないというふうに聞いております。

確かに、物品税込みの、税負担が伴つておるのであるということをお知らせすることは、間接税の負担者が明らかにすることは大事なことで、間接税の負担者が明らかにすることは、私どもも十分理解をしておるわけですが、全国間接税協力会総連合会というのがあるわけで、これは間接税の納税義務者の集まりでございますけれども、その方々は、物品税額を区分表示し決済をするということにつきましては、第二種物品つまり製造場課税のものにつきましては課税標準の計算上、税額に変動が生じて実際上できない。それから中間マージンを公示することになって、取引上きわめ不都合だ。第三に、区分表示をしますと、経費と労力の面から非常に煩瑣にたえず、実施が困難だ。取引上表示税額が値引き交渉の具に供されるおそれがある。脱税の要因ともなる。第五に、罰則によつて担保しようとしても、関係業者の大部分は不履行のおそれがあるという理由を挙げまして、私どもの方にとしになつてしまつてから、これはぜひこの区分決済の規定はやめてほしいというお申し出もあるわけでありまして、

そういうことに決してとらわれて申し上げるわけではございませんけれども、現在この規定が死文化しております、それをどういうふうにしていくかにつきましては、大臣からたびたびお答えのございますように、そういうことを実行上やつて、国民に間接税の負担ということを明らかにしていく体制ができるか、それともこの規定はやめてしまふか、どちらか早急に勉強をして結論を出してまいりたいというふうに考えております。

○多田省吾君 今回の物品税の改正案では、新たに十二品目の物品を課税対象とされたわけでございますが、課税対象とされた判断の基準を簡明にお述べ願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 物品税が、たびたび申し上げておることでございますが奢侈品、それから

比較的高価な便益品、趣味、娯楽品というものを対象にして課税対象物品の選定をいたしてきておりますが、今回の改正で品目を十二品目追加させていただきます。その考え方は、従来からの課税品目選定の考え方を踏襲をいたしまして、現在の課税物品と消費面で競合し、むしろ課税しておかないと現行の物品と比較してアンバランスになるという問題を持つております物品を課税対象にしておるわけでございます。たとえば新規に開発された物で、従来の物と並べてみればむしろ課税相当であるというものは、VTRとかテレビのカメラとか、ビデオプロジェクターというようなものがありますし、消費態様が変わつてまいりまして、たとえば四百リッター以上の大型冷蔵庫でございますとか、全自動の洗たく機とか、こういうものはむしろ課税をした方が、たとえば四百リッター未満の冷蔵庫との関係で、むしろそれは課税すべきものであると考えられる物がございまして、御審議を仰いだ次第でございます。

○多田省吾君 いまお答えのように、物品税は奢侈品とか、趣味、娯楽用品とか、便益品、嗜好品などを課税対象としておりますけれども、これらの物品が世の中に送り出される背景には、企業の投資と技術革新のための努力があるわけでございます。ところが物品税は、法律の改正を待つて初めて課税物品が定められるために、ある物品については人的、資金的投資が償還されてから課税されるという物もあれば、なお投資が償還されない段階で課税される物品も出てくることになるわけでございます。これでは税の執行上、公平を欠くことになると思ひますが、その辺はどう裁量されておりますか。

(委員長退席、理事藤井裕久君着席)
○政府委員(高橋元君) なるべくならば拒税力照応の消費課税でございますから、新規に開発された物品で、その消費についてすでにあります物品と同じような拒税力が推定されるという新規開

発商品が出てまいりましたり、また消費の態様が変わりまして、従来非課税のものでかなり拒税力があると認められるものが出てまいりますれば、なるべく早く課税をさせていただくというのが一番消費者の消費課税ということの本旨からすればいいというふうに考えて、従来からそういうふうに対処してまいつたわけでございます。自動車にしましてもテレビにいたしましてもデカレコーダーにいたしましても、比較的早い段階から課税の対象にさせていただいてまいつたわけであります。企業化すると、商品化すると、そのためにコストがかかつていくが、物品税がかかつてしまうとそれが回収できないではないかという御指摘のように伺ひましたけれども、そういう事情は、たとえば法人税における試験研究費の税額控除制度その他研究助成という形で一般的に対応をしております。それが全部回収されてしまふまで課税を待つというところは、むしろ課税物品のバランスをゆがめ消費課税のあるべき姿から見て問題が多いのではないかと考えておるわけでございます。

○多田省吾君 新規に課税対象物品に組み込む尺度をいたしまして、物品の普及率も考慮の対象にしていると思ひますけれども、その場合何程度を目途としておりますか。

○政府委員(高橋元君) これは物品の購入、まあ消費でございますが、そういう消費が物品税の課税の対象として取り入れるに適當かどうかという考え方から来ておるわけでございます。たとえばカラーテレビでございますと、現在企画庁の統計によりますと九十数%という普及率になつていゝるわけでございますが、そういうものであつても高い便益または趣味、娯楽というものを代表しておるということでありますならば、これは課税をすべきである、課税を継続すべきであると思ひます。先ほどもお答えをいたしたわけでございまして、物品の普及率というところによつて課税の尺度という考え方はむしろ私どもはとつておりませんで、普及の水準がまだ低いという段

階からむしろ課税をしていった方が全体としての消費税のバランスが保たれるという考え方を持っておくことはすでに御説明申し上げたとおりでございます。

○多田省吾君 物品税でいつも問題になりますのは、いわゆるキリ製のたんすには非課税という問題でございます。たんすには二〇%の税率で物品税がかけられておりますけれども、いわゆる五〇%以上のキリ材を使っていればすべて免税品になっている。これはいまでも伝統的工芸品であるからというように漆塗りの物なんかと一緒に非課税になっているわけですが、伝統的工芸産業を保護するということに対して異論を唱えるわけではありせんけれども、ただ伝統的な工芸品であるからというのみを理由にして免除するというのも納得のいかない点がございます。この前の酒税法の審議でもありましたように、そうなれば地酒とか二級酒とか伝統的な民族酒だつて伝統的工芸品に準ずるものだから非課税にしたらいじやないかという論法も出てくるわけでございます。最近御存じのようにナラ材ならナラ材、ケヤキ材ならケヤキ材のたんすというものがございすけれども、ナラ材のたんす、ケヤキ材のたんすのいわゆる内側や引き出しの材質にキリ材を使いまして、そしてそういう姿で全部無税になっていると、こういう品物が非常に多くなっているらしいですね。だから結局五〇%以上のキリ材を使えばたんすは非課税というこの規定を盾にとつて、やっぱり大業者の方々が非常に利口なのか、高級たんすの裏側や内部にキリ材を使つてすべて免税品にしてしまふ。いまでは十七、八万円以上の高級たんすの内側の素材はキリであるということが定着してしまつてい

る。そういうやり方と裏とか内側のキリ材というのはそんな上質のキリ材でなくともいいわけでございますから、そうするとちよつと非課税という趣旨が逸脱をされているんじゃないか、このようにも思いますが、この辺はどう考えておりますか。

○政府委員(高橋元君) キリだんす、漆塗りの家具、これらが規格非課税となつておりますのは、必ずしも伝統的工芸品であるという理由ばかりでもないわけでございます。漆器、陶磁器、木竹品、仏壇、仏具、和紙、文具、石の細工品、貴石細工、扇子、うちわ、人形、おもちゃ、これらが伝統的工芸品として指定されておりました、たしか百三十二ぐらいの産地及び品目の指定があるわけでございますが、その多くは織物でございますとか人形でございますとかそれから文具でございますとか、それから神仏礼拝用のものでありますとかいうような形で課税品に指定されておりました。そこで、キリだんすについてのお尋ねでございますが、全体のたんすの中でたしか二%ぐらいがキリだんすでございます。全国で家具の出荷が一兆七千六百億でございます中でキリだんすの出荷は四百二十億、これは五十四年の数字でございます。このキリだんすが比較的高いものであるのに物品税の課税が行われていないのはバランス上問題であるという指摘がしばしばございます。私もそのことは十分承知しておるわけでございますが、いわば注文でもつて指物屋さん、家具屋さんという人が長い間手間暇かけてつくつていくといううなものについて製造場課税の物品税を課税をいたしますとしますと、課税のための手間が大変である、そういう事情が当然あるかと思うわけでございます。漆につきましてもそうでございますが、ただ、いまもお話ございましたように、かなり規格化され工業化されております場合に、いまありますキリ製のたんすが非課税であるという規定について、いわばそれを拡大解釈をいたしまして、キリを使つて手仕事で仕上げたんじゃないやなくて、洋材または普通の材木を使いましてたんすをつくつておいて、内側にキリ張りをする、さらには両面フラッシュにしまして中にキリ材を詰める、全体としてキリ材が半分以上あるからキリ製であるというようにこのごろ散見されるわけでございます。そういうものについて物品税の課税判定上どういうふうにかという問題がございまして、私もそういうものが非常にふえてま

いらぬ前に何らかのもつと適正な課税ができるような措置を研究していく必要があるというふうに考えております。それから現在国税庁の通達で、主たる材料がキリである場合というようになつておりますけれども、今後何らかの工夫を加えてまいりたいというふうに考えております。

○多田省吾君 大蔵大臣にお尋ねいたしますけれども、五十七年度に大型間接税は絶対に導入しない、そのようにまだはつきりとした約束はしていらつしやらないように思ひますけれども、その辺はいかかですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 大型間接税などは考えない、念頭にないということです。

○多田省吾君 そうしますと、行政改革等が思うとおりにいかなかつた場合には、ある場合には大型間接税の導入も、可能性として一%ぐらいあり得るということでございますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まだこれから始まるうというときにですよ、失敗したときにはなんという、腹の中はどうか知らぬけれども、表に出して言えるものではないし、現実の問題としてことし一兆四千億円の増税をお願いしておいて、来年また一兆円以上の、一兆数千億円の増税をお願いできるかと、これは大體常識の問題ではないかと。いずれにしても、できるだけ歳出カットをやると。しかし国会の皆さんが国民の代表として、そんなに切られては困りますと、そんなに切られましては、というふうなことで、それは財源が不足するということになれば何か考えなきゃならぬかもしれないけれども、とりあえずわれわれはこれだけ国会を挙げて歳出カットをやれやれと言つてゐるわけですから、うまいくじやないか。ともかくやつてみよう、こう思つてゐるわけでございます。

○多田省吾君 確かに大臣おっしゃつたように、行政改革と言つても補助金の整理と言つても、毎度大臣おっしゃつてゐるうちに七割以上法律事項である。あるいは社会保障、教育あるいは農業、こういうものが主体であるということをやつて

つしやつておられます。やはり自民党内にも相当補助金の整理については反対の方もおられるようでございます。ですから国民の強い支援があるにもかかわらず、その内容いかんによつてはまだ未知数と言ふこともできましよう。しかし総理も大蔵大臣も行政改革に政治生命をかける、強い決意を示されてゐるわけでございますから、やはり私は五十七年度に大型間接税の導入は頭でない、考へてないだけじやなくて、絶対にやらない方向でがんばるとか、何とかもう少し言ひようがあるんじゃないかと、こう思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) もう五十七年度の大型新税、間接税、これは頭でないわけですから。もともとやると言つてないのに、やらないことにしろやらないことにしろと言われましても、私は一回も大型間接税やると言つたことないんですよ、一回も。ただ検討をしておりますということとは申し上げたことがたびたびございます。しかし実施をしようと言つたことはございせんので、それは考へておりませんから、来年やすることを。おりませんから、その点そんなに心配をなさなくても結構だと思つてゐます。

○多田省吾君 印紙税について若干お尋ねをいたします。

今回の改正に伴う印紙税増収見込み額は、初年度で三千六百九十億円、平年度で四千二百十億円となつておりますけれども、このうち税収の多い順に上位四番まで、号別の文書名とその割合を簡明に御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 今回御提案しております改正後の税収額で申し上げますと、一番大きいと見込まれますのが二十二号の受取書でございます。二千八百三十億円。それからその次が、二番目が三号の約束手形、為替手形、これが二千三百億円を見込んでおります。請負契約書——これは二号文書、これが九百四十億円。それから第四番目が第一号の不動産の譲渡契約書等でございます。その収入見込み額は七百八十億円。その余の

二十一文書で合計千八百十億円とこうなりまして、トータルは八千三十になるのでございしますが、印紙の売りさばき手数料がこれから二百二十億円差し引かれますので、税収見込み額としては七千八百十億円でございします。

○多田省吾君 一番多いのが二十二号文書、一般的な領収書ということでございますが、最近では商品の売買にいわゆるクレジットカードがかなり頻繁に使われるようになってきております。直接個人の銀行口座等から引きおろされるために領収書が発行されないケースが相当あるのではないかと考えられます。今後さらにはこのような傾向は拡大するのではないかと考えますけれども、税の捕捉という観点から、この点をどう認識されておりますか。

○政府委員(高橋元君) 文書を作成した場合に文書に張っていただくのが印紙税だ。そういう意味で、経路取引そのものに対する課税ではなくて文書税であるということとをたびたび申し上げております。クレジットカードというものの取引は文書が作成されませんので、したがってクレジットカード設定契約とか、それからクレジット組織と加盟店との間の契約書とか、そういうものには定額の印紙税が課せられるわけでございしますが、クレジットカードそのものに張りつけるというところに現在の制度ではなっております。そこでクレジットカードの取引について適正な負担を求めることができるかどうか、これはもういま御指摘のように検討課題であると思ひます。取引の実態に即して課税が実現されるように印紙税の課税範囲全体として研究をしてまいりたいと考えております。

○多田省吾君 今回は階級定額税率の最高価格帯の見直しを行ったわけでございますが、これも一応の理がありますけれども、低い方の価格帯についてもそれらの配慮があつてよろしいのではないかと思います。いかがでございしますか。

○政府委員(高橋元君) 一号文書、二号文書、三号文書、四号文書、五号文書、二十二号文書、以

上の六種類につきましては最高価格帯の見直しをやつておりまして、初年度で九十億圓ぐらゐの増収を見込んでおるわけでございします。で、従前の最高価格帯を見直すことによって税率が四倍になるといふようなケースがございします。下の方も見直ししたかどうかということもございしますが、今回は階級定額税率につきましても、従前と異なりまして全部二倍の引き上げということをお願いいたしておるわけでございします。そうなりますと、階級定額税率の一番下でありますところの免税点というものをどう考えるかという問題が起つてまいるわけでございします。昨年の夏にサンプル調査をいたしてみまして、昨年の夏にサンプル調査をいたしてみまして、昨年の夏にサンプル調査の割合は四十八年当時と同様一割でございまして、格別その免税点を上げて階級定額税率の下限であります免税点の手直しをする必要がないというふうな判断をいたしまして、階級、定額を通じてすべて二倍という税率の引き上げをお願いし、最高価格帯については合計九十億に上る増収を図るという案を御提出をいたしましたので、御理解をいただきたいと思います。

(理事藤井裕久君退席、委員長着席)

○多田省吾君 それから有価証券取引税関係で、いわゆるキャピタルゲインの課税についてお尋ねしておきたいと思ひます。

先ほどからもいろいろ質問があつたわけでございしますけれども、有価証券の譲渡所得に対する課税につきましても、現行では年間二十万株以上の売買が五十回以上の売買回数を超えなければ非課税ということになっております。しかし幾つかの銘柄を一日に何回売買しても一回とみなされたり、また家族の名義で行えば別口座となるなど、資産者にとつてはきわめて優遇された措置になつておるわけでございします。しかもこの有価証券の譲渡所得というものは、明らかに不労所得でございします。ですから財政再建を掲げている今日、またかなりの増税法案を提出されている現在において、この有価証券の譲渡所得に税負担を余り求め

ていないということは私は問題だと思ひます。で、いつも政府はキャピタルゲイン課税につきましても、環境が整備されていない、こういう理由で回避されておりますけれども、この環境整備のためにどのような努力をされているのか。たとえば本人に確認した上で税務署に必要資料を集め、所得捕捉が行われるようにするための作業を証券会社に義務づけるというようなことができないのかどうか。それが無理であると思へば、せめて現行の非課税措置を改めて、年間十萬株とか二十五回程度に条件をもつと厳しくしていかなければ、不公平税制の改善というものは私は行われなれないと思ひます。その点についてどのように考えておられますか。

○政府委員(高橋元君) たとえば二十五回、十萬株というふうな基準については、たびたびそういうお示しがございまして、私も十分検討いたしておりましたが、私どもも十分検討いたして所得の把握の方法につきましても体制を整備いたしませんければ、規定を改正をいたしまして課税のケースをふやしてもかえつて混乱が起つてまいらぬということに終わつてしまふわけで、先ほど来お示しのいろいろな方法等も念頭に置きまして、証券業界の人々も加わりまして大蔵省それから国税庁、それから大蔵省の中でも証券局、それからいろいろと具体的な方法の検討を急いでおります。先ほど大臣からもお答えのありましたように、所得税の総合課税というものが利子・配当について五十九年から実施されるわけでございしますから、そういうこともこれからの作業のめどとしてぜひ精力的に詰めてまいりたいというふうな考えております。

○多田省吾君 最後に、先ほど塩出委員からも質問いろいろありましたけれども、株式市場というものには大証券、中証券、大口、小口の投資家いろいろな注文が集まつて初めて公正な市場機能が生まれていくと思ひますけれども、私は大証券もまじめにこうした問題に対応するように明確な措置を講ずべきだと思ひますけれども、どのような

な対策を考えておられますか。

○政府委員(吉本宏君) 先ほどから申し上げましたように、株式の機械化現象というふうなことをぜひ何とかしなさいかぬと、これに関連しまして個人の株主づくりということについて一層工夫をこらさなさいかぬと、このように思つております。

しかしいづれにしても、この問題の基本的にはやはり証券会社自身が正さなさいかぬと。大証券に対するいろいろな御批判もありません。証券会社、特に四社は現在株式市場において大体五割ぐらゐのシェアを持つております。それから公社債については七割ぐらゐのシェアを持つております。特に公社債については最近年間二百八十兆というふうな相当の売買が行われておりまして、これを証券会社が一生懸命仕事をして、商売をやつておるわけであります。こういうことで、大証券は大証券なりにそういう特性を發揮して仕事をやつてもらう。それから中小の証券会社でございしますけれども、これは大体株式を中心に営業をやつておるわけでありますけれども、特に地場証券としてきめの細かい顧客に対するサービスもやつてもらふと。こういうことで大証券、中小証券それぞれの特性を生かした業務をやつてもらひたいと、こういうことで私も日ごろ指導をしておるところであります。今後証券会社に対する世間の批判、こういったものに十分注意を正してやつていかなさいかぬ、このように考えております。

○近藤忠孝君 物品税を中心に質問をする予定でしたが、キャピタルゲイン問題に大臣も並み並みならぬ決意を示されましたので、さらに二、三追加して質問したいと思ひます。

大臣としても利子・配当等の関係でキャピタルゲインは非課税とはいかないかというところで、いろいろの問題があるかと思ひますが、一つは所得をどう捕捉するかという問題です。午前中からの主税局長の答弁でも、証券会社が顧客の取引を税務署に見せる制度になつていないかということで、それを制度的に改善しようということですが、

う提起した顧客資料の提出義務を課す。しかもそれを課税対象だけじゃなくてもう一段低い一定株式以上の取引については報告をさせるという提起をしたわけであり。それについて大臣としては、技術的な問題として積極的に受けとめるという事です。これは主税局長も言われた源泉の問題ともあわせてひとつ取り組んでほしいと思うんです。そういう積極的な姿勢ですので、もう一つ提起したいと思うんです。

いまま関連して多田委員から指摘がありましたけれども、この課税範囲を拡大する問題、すでに五十回以上、二十万株、それから一銘柄二十万株どこまで進んできたわけですか。この方向は確かに五十回以上、二十万株を二十五回、十万株とする方向が一つと、それからもう一つは一銘柄二十万株、これを外してみたらどうかと思うんです。一銘柄の方ね、要するに二十万株、二十万株といえは大変な数になるわけで、それを課税対象とするというのを私は新たな問題としてひとつお考えいただけるかどうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は個人株主は優遇したいと思っております。私の基本的物の考え方は、ですから株に個人がなじむということはいはいいことだ。しかし幾らぐらいいいことなのか、回数というのは実際抜け道があるんです。ね、これは、一株ずつ売りに出すという場合もあるし、まとめて出すということもございいますからね。ですから問題は、回数制限ということがたまたに騒ぎになることはあります。私も実際にそういうことを知っています。ありますが、やはり規制をするとなれば、それでは取引の株数かなという事になります。これは一銘柄二十万株ですから、それは十銘柄だったら何百万、何十万株になったっていいことなので、もし累計ということになればそれは二十万株では足らぬという話になってくるでしょう、恐らく。何十万株になるか百万株になるか知りませんが、そこらの実態が一体どうなっているのか、そこらのところもつかんでみないといま直ちにどうだということは数字

は申し上げられませんが、ひとつまじめに検討してみたいと思っています。

○近藤忠孝君 私必しも二十万ということだけにはこだわらざるつもりはないので、この機会にやっぱ一銘柄というやつを一つ外しますと、またあるいは五十回以上というその辺を一つ外していいという、そういう方向を積極的に考えてほしいと、こう思います。

それから今回も、いろいろ不正問題の關係で大蔵省としても証券会社の指導強化をする、そういう方向が打ち出されておるわけですね。そこでたとえば大阪の証券信用、これが誠備グループの投機株に融資を行った際に証券会社が紹介したケースがなかったかどうか、各社から事情を聞く予定だとか、さらに証券業界周辺の資金業者と証券会社の關係についても広範な調査をしていく、そういう方向が打ち出されておるわけですが、そういう方向にはこれ間違ったのかどうか、大体どんな方向で調査をしていくのか、この点いかがですか。――証券局長いらないんです。じゃそれはまた後で答えてもらうことにしまして……

これは国税当局になるんですが、今回の誠備グループの關係でいろいろ人が関係したと。たとえば日経新聞によりますと「政治家十数人含む」というようなことも出ておるんですね。それからサデー毎日を見ますと具体的に顔写真入りで大分多くの政治家も入っておるんですね。けれども、この辺の課税問題はどうかおるのか、いかがでしょうか。

○政府委員(小幡俊介君) 誠備グループにつきましての問題でございしますが、私も各種の情報、資料の収集に努めておるということをおし上げておるわけでございますが、さらにその情報、資料の収集に努めますとともに分析、検討も行いまして、またあわせて今般税務署に五十五年分の確定申告書も提出をされたわけでございますので、これらの内容との照合をしていくというふうなことを進めまして、株式の買い集め等によります課税すべき所得があるというふうなことが認められる

ような場合には、調査の上厳正な処理をしてみたい、こういうふうな気持ちでございます。

お尋ねのどういふ人が対象にあるかとかあるいはまたいつ調査をするか、こういうふうなことにつきましては個別問題でもございしますので、答弁を差し控えていただきたいと思います。

○近藤忠孝君 私もここで具体的な政治家の名前を言ってもおもうと思っておりますけれども、ただ、いまままで国税庁の方が収集した情報や資料から新聞に出てくる「政治家十数人」、この辺の数字はこれは間違いないのかどうか、否定はできませんでしょうか。

○政府委員(小幡俊介君) 私どももいたしましてはあらゆる資料、情報の収集に努めておるわけでございますけれども、その一つ一つの内容につきましては答弁を差し控えていただきたいと思います。

○近藤忠孝君 新聞の大体の数字が間違っているかどうか、その辺まで言ってもらってもいいんじゃないかと思っておりますけれども、そのこと自身、これ以上今回は、いまま時間の關係で追及はいたしません。

そこで物品税の問題に入りますが、物品税については創設期、それから戦時中の増徴期、戦後の軽減期、それからシャープ勧告以後の調整期、さらに全面改正後現在に至る時期、そういういろいろな時期がありますが、戦前はまさに増徴期、これは戦費調達のためだったわけですね。戦後は調整期が大変多かったわけですが、そういう経過の中で昭和三十七年以降最高税率の引き下げ、免稅点の大幅引き上げ、あるいは多くの物品税の課税廃止、そういう方向があったと思うんです。そういう中で特に昭和四十一年の改正、四十九年の改正、ここで税率引き下げ、免稅点引き上げ、あるいは免稅点の新設、そういうようなことが行われたんですが、この時期にこういう措置をとったのは、これはどういう理由だったのでしょうか。

○政府委員(矢澤富太郎君) まず昭和四十一年度の改正でございますが、昭和四十一年度の税制改

正はいま御指摘がございましたように所得税や相続税の負担軽減が行われまして、間接税もこれに並んで減税をしようという減税時代でございます。

減税の方法といたしましては税率を引き下げる、あるいは免稅点を引き上げること、結果的に見ますと大体どちらでも好きな方をとってくださいうこととお話を進めていたようにでございます。

なお、改正の基準といたしましては、税率を引き下げることに適しているもの、いたしましては国民生活水準の向上に密接に関連する物品で、これらの物品の消費の拡大が国内の生産拡大に通じ、コストダウンを通じて輸出振興に役立つものを選んでいくということと自動車、家電、写真機、楽器等十四品目の税率の引き下げが行われております。それから免稅点の引き上げにつきましては、主として零細企業で生産される物品を中心にしたしまして原材料の値上がりで取引価格の上昇を招いているもの、こういったものを中心に免稅点の引き上げが行われております。

それから昭和四十八年の改正でございますが、基本的な考え方といたしましては従来の奢侈品課税、これを重課するという考え方を少し緩和していかうじやないか、これは恐らく国民生活が高級化あるいは平準化してきたことに伴うものであるかと思っております。ということで貴石製品、貴金属製品等、毛皮も入りますが、こういったものにつきまして最高税率の引き下げが行われております。それから免稅点の引き上げにつきましては、免稅点のあるものほとんどすべてにつきまして昭和四十一年度改正以来の原材料価格の値上りを反映いたしまして、特に零細企業あるいは中小企業製品に重点を置いて免稅点の引き上げを行っております。

それから四十九年の改正でございますが、これは四十八年の改正後、御承知のように四十八年末にオイルショックで狂乱物価が起りまして、各物品を通じて原材料価格が暴騰いたしまし

た。これに対応するために改正いたしたものでございます。

○近藤忠孝君 昭和四十年が高度経済成長の後を受けて経済不況に見舞われたと、それに対応するもの、それから四十九年が物価上昇に対応するものと、要するに経済状況に合った措置をとったと思うんです。

先ほど減税の時期と申しましたけれども、減税が増税かまたは政策の問題であつて、時の経済情勢とは直接関係ないわけですね。経済情勢を見てみると、私はこの昭和四十一年あるいは四十九年の経済情勢とむしろ似ている、どちらかというところ、四十一のときに似ていると思うんです。だからこの物品税を本当に国民のためという事で考えれば、経済状況から言えばむしろいまは増税の時期じゃなくて減税もしくは免税の引き上げの時期じゃないかと、こう思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(高橋元吉) 税制は各種の税目を組み合わせてできるだけ合理的でかつ財政全体の需要に見合う税負担を国民にお願いをするものであります。その中で物品税は比較的可処分所得と申しますか、収入と申しますか、それに比例的な税負担、それを求めているということだと思います。

物品税またその間接税の共通の特色として、比較的安定的な歳入を上げていくということも重要な役割を担つておると思います。法人税のように非常にフラクチュエートする税金ばかりで国の財政を支えるわけにもいきません。そこでやはり間接税の持つてゐる意味があると思うわけでございます。

イギリスのようにレギュレーター制度を持つておりまして、好況の場合には間接税の税率を引き上げ、不況の場合には政令でそれを引き下げるといふような制度を持つておる国もありますけれども、日本の場合にはそういう考え方をとつておりませんで、すべてたとえば何と申しますか、買いやすくするために物品税の税率を引き下げをするという考え方をとらずに、やはり消費行為そのもの

のに対して適正な負担を求めるという形で税率全体の構造を見直すことはございますけれども、税率を景気の局面に応じて上げ下げをするというふうには考えておらないわけでございます。余りに間接税の比重が高い、または支出弾力性の低いもので課税の対象品に入つておる、そういう場合の訂正が先ほど審議官から申し上げました三十七年なり、四十一年の改正であつたわけでございます。不況の段階だからそれを引き下げたということではないわけでありまして。

○近藤忠孝君 主税局長そう言いますけれども、歴史を見れば増税になつた時期というのはやっぱりあの戦争中のことなんです。あとは大体調整から下がつてゐる。いろんな関係で調整した関係で新たに加つたものはあるかもしれないけれども、大体は下がつてきてゐる。それに対して上がるというのはいやばり戦争の時期あるいは軍備増強の時期なんですね。

それで大蔵大臣、いま物品税をふやすのは戦前と比べてみると、戦前はやっぱり戦費、軍備増強の時期ですね。だから大蔵大臣の腹の中にはやっぱりそういう問題、戦費との関係、これはあるんじゃないですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私の腹の中に軍備増強があるんじゃないか……

○近藤忠孝君 そのための物品税増強……

○国務大臣(渡辺美智雄君) 物品税増強、防衛費の増強とが一緒になつてゐるんじゃないか。——

いやいやそんなことはないです。それはむしろ御承知のとおり、いま一番お金のかかるのは社会保障なんですよ。ともかく自衛隊が伸びた伸びたと言つておりますが、増加額は千七百億円で、そこが社会保障費の方は六千六百億円で、いふてゐるわけですから、昔は軍備、今は福祉じゃないですか。私の頭の中にあるのはむしろその福祉費調達をどうするかということの方が頭の中でいっぱいなんです。

○近藤忠孝君 頭にはいまはそうかもしれないけれども、腹の中はどうですかね。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 腹の中も同じです。

○近藤忠孝君 質問をちよつとがらつと変えました。ここに「蹴られたカンはどこへ行く?」という本があるんです。(資料を示す)ちよつと質問が急に変わつて申しわけないです。

そのかんはどこへ行くと思ひますか。物品税と関係があるんですよ。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これを考えていると時間がなくなりましてから教えてもらつた方が早いと思ひますので、どうぞ教えてください。

○近藤忠孝君 いま京都市で空きかん条例をつくらうというので、これはかんジュースとか、それから大蔵省の管轄で言いますとかんビール、特に観光地ではほとんどかんビールで、もう観光場所へ行つたらどうしようもないんですわ。仕方がないから市がやるんだけれども、これは本当に大変だ。また一般市民あるいは観光客の協力も得ないかぬということ、この空きかん条例をつくらうとしておるんです。いろいろな問題があるんですが、その一つの問題としてこの条例をつくらう。そしてこの条例をつくらう、それが全国的に波及していった場合には物品税の税収に影響しやしないか。大蔵省管轄で申しますと、酒税の税収に影響しやしないかと、こういう問題が言われてゐましてね、そういう面から大蔵省、こういう方向には反対するんじゃないかと、こういう意見もあるんですが、大臣そういうお考えは腹にも頭にもありませんか。

○政府委員(高橋元吉) ちよつと御質問の御趣旨がよくわからないんですが、かん入りのジュースには物品税をお願いしておりますし、かん入りのビールには酒税が入つておるわけでございますが、空きかん条例が施行を開始されたらとすると、デポジット制度で、メーカーからかんに対応する負担金が取れる、それで値段が上がつて売れ行きが下がるんじゃないかと、こういう御指摘でございます。

○近藤忠孝君 はい。

○政府委員(高橋元吉) まあそれが、現在私も

が伺つておるところでは一部の市民、特に販売業者の御理解がまだこの制度には得られていない。したがつて継続検討問題にされておるというふうに向つておりました、具体的な内容がわかりませんと、私どもの方もどのような価格弾力性を通じてどういふふうな税収に回つてゐるかということとがわかりませんが、いまそういう仮定のもとでどういふふうな税収に影響するかという御質問にはちよつとお答えするだけの知識がないわけでありまして。

○近藤忠孝君 そういうことを考えていただくために、ちよつと環境庁来ていますので、この空きかん問題について、時間ないので簡単にひとつ対処を報告してほしいと思ひます。

○説明員(浅野橋悦君) 空きかん問題につきましては、いま先生御指摘のように京都市で対策を御検討中でございますけれども、国といたしましては地方の問題ということばかりの認識ではございませんで、関係省庁が集まりまして国として取り組むべき対策についていろいろ検討していかねればならないということ、ことしに入りまして関係十一省庁で空きかん問題連絡協議会をつくりまして、いろんな問題につきましてたゞいま検討中でございます。

環境庁といたしましては、問題を多角的に各省それぞれの立場から御検討いただいて、できるものから対策面でも国としても手をつけていきたいというふうな考えでおるところでございます。

○近藤忠孝君 京都市ではデポジット制度だけじゃなくて、むしろメーカーの方に責任を負わして、いこうという方向も対策が進んでゐる。ただどういふものが出てくるかわかりませんが、私がここで要望したいのは、本当に実際大変なんです。そういう問題が出てきた場合酒税の取入が減るとか物品税の税収が減るとかという、そういうけちなこと言わないで、ひとつそういうことに対してはむしろ積極的に受けとめ、特に業界などに対しても指導してほしいということを望みます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私も観光地でやたらに物を捨てたりなんかすることは非常にいかにぬことだと思っております。したがってまずは、これは公衆道徳教育が一番大事なんだろうが、それでもだめだという問題については私は大賛成でございまして、決してじゃまはいいたしません。

○近藤忠孝君 キのう西陣の話もあつて、最近京都の話が多いんですから、いまの大臣の話はぜひ京都の人に伝えておきたいと、こう思うんです。そこで、次は免税点の問題ですが、今回幾つかの免税点が引き上げになりました。その理由はどのようなことでしょうか。

○政府委員(高橋元君) 今回は課税対象の拡大、税率の引き上げということを中心とした内容として物品税の改正の御提案をしておるわけでございまして。全体としての厳しい財政事情に対応いたしました物品税改正でございますから、課税範囲の縮小となりますような一般的な免税点の引き上げというものは一切考慮しておらないわけでございまして、主要な原材料が海外から入ってくる。しかも海外要因で異常に原材料が高騰しておる。そのためにコストが上がつておるというようなものにつきまして、これはベッドを除く木製の家具と貴金属製品でございますが、今回例外的に免税点の引き上げを考慮いたしております。

○近藤忠孝君 物品税法施行令の別表第一で課税最低限が決められていますが、それで問題は、金額がずつと出ているのですが、この全物品について共通する基準のようなものがあるんですか。

○政府委員(高橋元君) それはもう法律の中に書いてございまして、同種の物品の中で、「その価格の同種の物品に係る価格体系のうちに占める位置が低いこと」、これが主たる理由であります。また、そのことによって「一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して物品税を課さないことが適当であると認められるもの」として政令で定めるもの、これが基準でございまして。

○近藤忠孝君 そうしますと、それぞれの物品についてずつと免税点の金額が出ておるのですが、それはそういう立場から個々に決められたと、こう聞いていいわけですか。

そうしますと、それぞれの物品について免税点以上と以下があるんですね。それが数量にしてどれくらい、あるいは金額でもいいんです。数量の方がいいんでしょうね、数量がどれくらいかというのはいくつかの物品ごとに調査ができておるんでしょうか。

○政府委員(高橋元君) 免税点以下のものは、実は税法が及ばないので記帳義務も申告義務もございしません。したがって非課税割合はつまびらかにしたいわけではございませんが、業界がいろいろ資料を出しておられますし、また私どもの方もサンプル調査などをやってみました。たとえば貴金属の製品ですとデパートで大体六割は税金がかかつて、四割は課税されていらないようだと。それから、じゅうたんですとたしか二万五千円ですか、かなり高い免税点がございまして、課税されているものは二割くらいではないか。それからスピーカーでございまして二割くらい課税で、非課税が八割ではないか。たぶんは五割くらい課税ではないかというところがわかっております。全体を通じて課税対象物品の中で、幾ばくが現実には物品税を納めておられるかということはいまのところ数字を持っておりません。

失礼いたしました。じゅうたんの免税点は一平米九千円でございます。

○近藤忠孝君 私はその資料を事前に要求したんですが、実際はないということと全然資料もえなかつたんですが、いま局長言ったのは何ですか、調査したものだけですか、それともほかの物品についてもその調査ができておるのですか。

○政府委員(矢澤富太郎君) 免税点以下の資料につきましては、いま局長からお話いたしましたように、税金をかけてないものから、税務署を通じて数字を集計するというわけにはまいりません。そこで、ただいま申し上げましたのは、何かいろいろな機会を通じてサンプル調査をして

たものの数字をお見せしたわけではございまして、資料で御提出しなかつたのはつきり印刷物にしてお出しできるほど確たるものでないわけで、御答弁でお許しただきたいと思つたわけではございしません。

○近藤忠孝君 私は何も印刷でなくても、メモでもそれはいいわけ、そうしたら全体がわかつて、そして全体の中でそれが妥当性があるかどうかというところが議論できたと思うのです。そういう意味では本当に残念ですね。

そこでもう一つ伺いたいのは、いまの調査は全品目についてできておるのですか。

○政府委員(矢澤富太郎君) 全部の品目ではございません。いろいろ必要のあるときにサンプル調査をしたものを、幾つか手元にあるものを御紹介するところになったということでございます。

○近藤忠孝君 私はこれは全品目についてやるべきだと思つたんですね。そういう中で物品間の問題で公正かどうか。そしてその免税点が妥当かどうかということは先ほど言われた基準に合致して検討すべきだと思つて、免税点もいろいろ動いておられますから、私はそういう点の中で初めて正確な免税点が出てくると思うのです。ですから私は、全品目についてやるべきだと思つたのですが、どうでしょうか。

○政府委員(高橋元君) 業界が比較的まとまつておりまして、しっかりした調査能力があります場合には、いま二、三の品目について申し上げたようにわかるわけですが、これは私ももととして内容がそのとおりであると思つて申し上げておるわけではないので、確実性の点ではどうかというものがかなりあります。そういうものを含めて、全体こで、国会で免税点の適否を御審査いただくには、やや資料としての正確性を欠くという点を御了承いただきたいと思います。ですが、私どもとしては免税点以下のものと以上のものの割合と

いうのはできるだけ、これは現実には政令を決めていきます際にも参考になることですから、勉強は

いたしておりますけれども、こういう公の席で記録に残るような形で申し上げるほどの確実なものがないかな得られないのが残念であるというふうな私どもは思つております。

○近藤忠孝君 それは大ざっぱな資料を出すとして野党議員に足をとられて、いろいろまたしかられるというようなことなんですか。私はそういうことじゃないと思うんだけれども。

○政府委員(高橋元君) そういうふまじめな気持ちではございませんで、税制全体の運用として御審議の参考になるほどがっちりした資料であつて、それが生産統計でございまして流通統計でございまして、そういうもののマクロの数字から見ておるほどと思つたところまでいってないものが多いわけではございません。ゴルフのボールとか手袋とかいうものが一体どのくらい、どういうふう

に流通しておるのか、生産されておるのか、必ずしもはつきりわかりません。公的につかまつた数字との突き合わせというものをやらない場合には、こういう立法の御審査というものをいたしたくには、大変かえつて誤解——私どもも誤解しておるかもしれませんし、先生方にも誤つた情報をお伝えすることになるといふことをみづから戒めておるわけでございまして、決して野党の方々には何も教えないというふうな気持ちをもつておるわけではございませんので、御理解いただ

きたいと思ひます。

○近藤忠孝君 大臣、これはきのう以来、物品税全体としまして、物品税の対象になつていゝ中にも不公平、いろいろこれはおかしいやないかというのがあると。大臣に言わせれば、別に議論も何もないんだというふうな話なんですね。私は免税点もつかりするところという問題がやつぱりあるんじゃないやなからうかと、こう思うわけですか。そういう点で、この資料を私はもつと的確に見ていくべきだろうと、こう思うんです。この問題は本会議でも、またこの大蔵委員会でも、税制問題を的確に審議するための資料を出せと、こういう要求に対してはもう出しますと、こういう積極

的な答弁を得ておるんですが、ただ、いままで見てみますと、資料を出すか出さぬかの以前に、そういう大事な資料自身ができていない、こういう問題がたまたまあるわけですね。これは予算委員会でも指摘をいたしましたけれども、所得階層別の分離課税の割合とか、あるいは税を免れている割合というふうなものは、やっぱりできていないわけですね。私はその一環としてこの問題も、いま局長はまだ正確なものだと言ったけれども、より正確にし、それを国会に出して審議できるような、そういう状況をつくるべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(高橋元君) できるだけそういうふうな努力をしたいと思いますが、いまお話のありますものの中にも、とうてい作成不可能なものもあるわけでございます。どれだけの所得が免れておるかというふうな統計というのは、これは実はつくりにくいわけでございます。そういうことからもなるべく私どもとしては把握できる範囲で勉強をしてみたい、これは確信の得られたものから逐次、大臣の御答弁もございまして、私どもは国会にお出しができるものからお出しをしていくというつもりでございます。

○近藤忠孝君 一問だけ。
これはむしろ出したくないのでしたけつくるまいとしている節もあるんじゃないかと思うんですね。私が予算委員会指摘した問題は民間の学者がやっぱりつくっているわけですから、それはできるわけだと思ふんです。そういう点で、より一層の御努力を要望して質問を終わります。

○三治重信君 まず、きのうちょっと残した問題から入りますが、印紙税の問題でございますが、これは四十九年、五十二年、今度は五十六年と、倍々の課税をするようになっておるんですが、しかもこの印紙税というのは非常に古い税なんです。またこれは考え方としては流通税で、非常に幅広く取ろうと思えば相当取れる税金であり、しかも日本人のからいくという、自分の取引なり資産なり所得なりというものがみなわかるという

うことを非常にきらいなわけなんです。これは個々の取引、また個々の流通にこの証紙を張れというわけですから、わりあい個人的な、また会社別の個性がわからぬから、流通税としては何か非常にいいような気もしないわけでもないんだが、その点はどういうふうにお考えになつてゐるのか。

また、これは明治時代から始めて、着想はこうやつてゐるんだけれども、そんなに税の、流通税としてあんまり大して大蔵省が目してこなかった理由は何かだろうか。

○政府委員(高橋元君) 経済取引に基づいて作成されます課税文書、こういうものが民間経済の運営の基礎でありまして、そういうものから印紙税の納付をお願いをするという制度は百八年来続いております。私どもは印紙税は単に古い税金であるとか外形標準の税金であるということだけで決して軽んじていいものではないと思つております。印紙税の負担がより適正に行われ、印紙税について国の財政に寄与していただくような役割りというものを適正に位置づけていきたいということを常々念願をし、努力をしておるところでございます。

○三治重信君 そうすると、四十九年、五十二年、五十六年と倍々にしてきたわけですが、これはどうなんですか、担税力からいくというところまで非常に軽いと思つてゐるんですか、この程度で、今後はこれ以上というのは非常にむずかしいと思つてゐるのか一つ。

それから過怠税というのは、これ何と言ふんですか、印紙税の中で特別この統計資料にも載つてゐるわけなんです。これの中身と、それから五十四年なんか急に、まあ金額は大したことはないんですが、非常にふえてゐるんですね、過怠税が。そういう過怠税というものの中身と、それから、こういう問題から印紙税というものがなかなか問題があるのかどうか。

○政府委員(高橋元君) 印紙税を数年を置かずして倍々上げてきたではないかと、こういう御指

摘でございますけれども、印紙税には定額税率というものが税収の中で四割を占めております。定額税率は国民所得水準が上がつてまいるといふのに伴ひまして、これはどうしても従量税でございますから負担が下がつてまいります。

そこで、四十九年と五十二年と二回にわたつて定額税率の手直しをお願いしたわけでございまして、今回の改正はそれとはややその考え方を異にしておりまして、国民所得水準の上昇に伴つて負担が相対的に下がつてゐるという面もありますけれども、むしろこういう軽度の流通税の税率が万分の一ないし万分の二というふうな設定されておられますので、むしろこういう財政事情のもとで、流通税段階でももう少し負担をお願いをいたしたいという趣旨から出しておるわけでございます。したがつて定額税率、階級定額税率を一律に二倍にし、最高価格帯を見直しを行うというのが今回の改正の内容でございます。

それから、過怠税についてお尋ねがございましたが、これは四十二年の改正以来国犯法——国税犯則取締法というもののから印紙税は外しておるわけでございます。したがつて仮装、隠蔽によつて税を免れた場合の罰則というのはございまして、けれども、印紙税は自主納付を基礎とする税金でございますから、納付を仮に怠つていた、つまり印紙の貼付をしなかつたという文書が発見された場合には、印紙税額の三倍相当額の過怠税というものをいただくことによつて印紙税法の執行が確実になるようにいたしておるわけでございます。

印紙税法の過怠税の執行面、税収面につきましましては、国税庁から引き続き御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(小泉忠之君) 過怠税の執行面の御質問でございますが、現在過怠税につきましては正確に件数等報告は徴しておりますが、大体申し上げられることは、調査対象の選定方針——私ども点検調査をいたしておりますが、そこで重点として取り上げておりますのは、金融機関あるいは商社、不動産業、建設業、そこで作成されてお

ます代金の受取書あるいは物品の売買契約書、土地売買の売買契約書、請負契約書、これらにつきまして点検調査の結果、過怠税を徴収するというケースが多いわけでございます。

したがしまして、全般的には主税局長からお答えをいたしましたように、明治以来の古い税でございます。自主納付、自主貼付によつて課税関係は完結するということでございますので、残念ながらその全貌につきましては正確に私どもは把握しておりませんが、点検調査については、申し上げましたように、大口の作成者あるいは従来から調査上問題があるといった業種等につきまして、重点的に点検調査を厳密にいたしておりますので、その関係でいま御指摘の過怠税の税額が、五十四年度は年間九億円でございまして徴収されておる、こういう状況でございます。

そこで、五十四年度急増したではないかという御指摘でございますけれども、御指摘のように五十三年度はこの過怠税の税額は三億二千万円でございます。年次を追つて申し上げますと、五十四年度が五億六千万円、五十五年度が十億、五十六年度が四億二千五百万円、五十三年度三億、五十四年度九億というところでございまして、たとへば五十一年度等は十億円の過怠税を徴収したときもございまして、これはいろいろその時期時期におきまして、特別調査等の結果、過怠税を徴収するというような状況もございまして、たとえば五十一年度でございまして、銀行の預かり証等の特別調査で、これにつきましましては、五十四年度の事業につきましましては、私ども税負担の、何といひますか公平をこの際図る必要があるということでも、大口の作成者等につきまして厳密な調査を行った結果、九億円というふうな過怠税の追徴が行われた、こういう状況でございます。

○三治重信君 それからきのうの続きで、物品税についてちよつともう少し追加させていただきます

す。

きのう、何というんですか、法律上、小売価格と別に税額率を書けど、こういうふうな法律が全然行われていない。しかし日本の実情から言つて、これは生産者も小売業者も、また消費者も非常になじみにくい結果、これは注意規定でありながら実際行われていない、こういう御説明で、非常にその間の相互関係、あるいはこれをどういうふうに、こんなことは日本でできぬからやめた方がいいという結論を出すのか、あるいはこれは非常にいいことだから進めていこうと、いくべきだと、こういうふうな思ふかは、まあここでちよつと議論にならぬからやめておきますが、この中でやはり一つだけ確かめておきたいのは、国際通商上日本の国内における価格が非常に不当に安いのか安くないのか、そういう向こうの、ことにアメリカや今後E.C.が関税統一した場合に、日本の実際の販売価格というものを基準にして関税をかける、またそこに対して不当な、いわゆる貿易外障壁というやうな問題に出てきた場合に、それを二十六年という早いときにそういうために予防措置としてつくつたということなんですが、もしもこれが、今後こそ本日本がやはり国際摩擦を解消していく場合に助けになる立法だと思ふんですが、そういういわゆる日本の国内価格におけるのを基準にして外国が関税なり貿易摩擦の交渉をやられるというときに、日本はそれに対してどう対処していくか。ことにヨーロッパでは、貿易外障壁というところで消費税の問題や何かこれから問題になると思ふんですが、それに対する考え方もた対処の仕方というものをどういうふうにお考えになつてゐるか、これだけ一つ聞いておきます。

○政府委員(天澤富太郎) 御承知のようにこの四十二条の規定ができましたのは昭和二十六年でございまして、恐らく国際貿易の関係では、戦後より貿易が開始したところではなかつたかと思ひます。で、当時の提案理由説明を読みますと、外国において外国の関税の課税標準が物品税抜きの価格であるということを明示するためにこの規定

を設けたんだと、またもう一つは消費者に対して税額を明らかにするために設けたのであるという二点が書かれております。そういう意味で、これは想像でございすけれども、当時まだ日本の慣行なりあるいは国際市場における日本の物品税というものがよく知られてないときに、実は日本の価格というものはこの中に物品税が入つてゐるんだから、税抜き価格はこれこれでありまして、これを国際的に明示するためにこの四十二条の規定ができたんだではないかというふうな考へております。

その後の推移でございすが、その後御承知のやうな国際経済あるいは国際交流の発展に従ひまして、大体日本の市場価格というものは物品税が入つてゐるんだからと、したがひまして、日本から出ていくときの価格というものは税抜きで考へるべきだというのが国際的にも定着をしてきたと、そういうことが一つにはこの四十二条が死文化している一因ではないかというふうな考へております。

○三治重信君 それじゃその次に、この間の参考人の意見聴取のときにこれは質問があつたかと思ふんですが、課税標準を決める場合の控除率、俗に一定率と言つてゐるものが、しかしこれは現在、家電製品にはまあ業者余り好まぬで使つてないんだというやうな説明が参考人の意見の聴取のときにあつたわけなんです、それからもう一つ、いわゆる実際の税務調査による課税標準をつくるとなると、資料や何かたくさん要求されてなかなか大変なコストがかかるんだと。もう少し簡便などいいますか、まあもしも控除率、一定率でやるならば販売マージンというものをこの際もう少し実情に合つたものに変えてもらいたい。十二品目加わつたことによつて、また経済情勢も違つてきたんだから、ひとつ一定率のやつで、販売マージンをまた参考人の意見だと五%の引き上げ、三三%を三八%という五%の引き上げ、そうしてもうと非常に簡便に一定率のやつで課税標準が決めるのに対応される、こういうふうなことだつ

たと思ふんですが、まあ私は現場の個々の実情は余りつまびらかにしないわけなんですけれども、ひとつそれをお願いしたい。

それから、これは今度の新しい税ではないんですけれども、この大蔵委員会で関西の方へ今度の物品税の関係で実情を見に行つたときに、あるゴルフボールの製造会社、これは大会社なんです、これのときにはゴルフボールは三〇%の高いのを低くしてくれと、こういう陳情が一つと、どうしても低くできなかったならば、せめて不良品で売れないボールまで三〇%取られるのだけやめて、正規に売れるものだけにしてほしいと、こういうやうな陳情があつたわけなんです、ひとつその二つの点についてお願いします。

○政府委員(小泉忠之君) 最初の課税標準の確定につきまして一定率控除方式というものがございすわけですが、これについての適用の度合いについての現状についてまずお答え申し上げます、かなりの業種が一定率の適用の選択をいたしております。で、全国的に申し上げますと、一定率、これは製造場単位ではございせん、製造者単位ということになつておりますので、そこら辺の問題がございすわけですが、全国でこの一定率の適用を受けておるものは千七百五十四社、こういうことになつております。たとえば自動車におきましては全国で十社ございすが、そのうちの八社が一定率の適用を受けておるというやうな現状でございまして、物によりまして五割を超えておる——この適用率を受けておる業者の数が、場数で推定いたしましても五〇%以上が適用率を受けておるというやうな業種も多々ございす。たとえば化粧品、飲料等につきましてはかなりのこの業者数になつております。

御指摘の電気器具、この電気器具関係でございすが、これにつきましてもやはりたとえば電気器具類、ガス器具類及び液体燃料器具類、これにつきましては百を超す業者が一定率の適用を受けておる、こういう状況でございすが、なおやは

り執行上あるいはこの納税者の側からいたしましても、その適用を受けない場合には個別にこの課税標準を確定しなかならぬということとでございまして、かなり事務的な負担もございすわけでございますので、私もいたしましては、できる限りその他の面につきましてこの法令の許す範囲内においてこの簡素化を進めておるということとでございす。たとえば電気製品については多いわけですが、二つ以上の物品を一括販売するといふ場合が多々ございすが、その場合には原則に戻りますと、物品の課税標準の確定をする場合には原価まで調べまして、原価によつてそれの積み上げをいたしましてこの課税標準を確定するといふことになるわけですが、この場合には簡便法を適用いたしまして、それぞれの販売価格、この案分によつて全体の課税標準を決めるといふやうなことをいたしております。

それから製造場が——大分長くなりますけれども、製造場がこの一税務署管内に二以上あるというやうな場合にはそれぞれ未納税移出が行われるわけでありすが、未納税移出につきましても多大な手続が要るわけなのでございすが、これはその同一管内の製造場は一つと見るといふやうな簡素化の措置をいたしておるのが現状でございす。

それから御指摘のゴルフボールの関係でございすが、これは私も御指摘の点は多々伺つたわけですが、第二種物品につきましては製造場を移出する段階で課税されるわけですが、その製造するだけでは課税されないといふことになるわけですが、この製造した課税物品が不良品である場合あるいは廃棄等される場合はこれは原則としては課税されない、私どもも課税いたしておりません。ただ不良品あるいは欠陥品でありまして、それがまた別の需要が出る場合がございす。二級品等の商品として社員あるいは関係取引先に販売するといふことがあり得るわけですが、そういう場合には適度の値段がついて出ると、こういうことになり

ますので、私もとしてはそれに応じた課税をいたしておる、こういう状況でございます。この製造場から出ていかない、移出されないものについて課税をするというふうなことはいたしておりません。

○政府委員(高橋元君) 一定率は政令をもって定めておるわけでございます。それでこれは製造者ごとにマージン率など実際の流通段階の調査をして政令で決めておるわけでございますので、中にはいまお尋ねのように実態に合わないという御指摘のあるものもあることはよく承知しております。で、新規物品のうちの一部の物品で、既存物品とのバランス上今回十二品目追加をいたすわけでございますが、一定率制度を設ける必要があるものもあると思いますので、既存物品の中で実情に合わないという御指摘の多いものもこの際あわせて取り上げて、一定率制度について見直しを必要を限り行いたいというふうに考えております。

○三治重信君 それから消費税の課税に対して、ことに中小企業なんか今度売れ行きが悪くなった何かになると、ただですらこのいわゆる手形が百日とか百二十日手形と、こういうふうなことがなつたりすると、蔵出し課税になつてくるということになると、そこにいわゆる滞納関係が出てくると思ふんですが、こういう消費税や間接税で、製造業者の方はまだわかりにくい、自分でつくつたものに対する課税をされるわけですからいいわけなんです、これがいわゆる小売課税になるといふようなことになると、まあ間接税でも、非常に何と申しますか、申告漏れとかそれからいわゆる滞納税、利子税、滞納処分と、こういうふうなことに非常に自分の責任でないように納税義務者としては感ずるわけなんです、こういうことについて、まあ間接税を多くしていくということになつていくと、こういう消費税あるいはまたこの物品税でも蔵出しというふうなことになるにつれて、各算加算税や滞納処分、こういうものについて非常に一般の所得税や法人税のこ

う問題についてのやつと考え方が同じかあるいは若干変えてゐるのか、その点はどういうふうになつてゐますか。

○政府委員(高橋元君) 物品税法では、納期は翌々月末となつておりました、場合によりまして延納を一月分認めるという制度でございます。それはなぜかと申しますと、蔵出し課税でございます。小売課税のものは翌月でございます。小売課税のものは消費者からの預かり金という性格がかなりはつきりしておりますから、納期限が余り長くて、使い込まれてしまつてまた延納が起るというところでは両方とも問題がありますので、これは翌月というところでいいと思うのでございますけれども、製造場蔵出し課税の場合には、それが製品として売られて初めて全体として回収ができるわけですから、その辺の期間を勘案いたしまして、現在延納期間を含めて三ヶ月というのを限度としてゐるわけでございます。その制度の中で、現在のところ円滑に物品税の納税が行われておると思ふのでございますが、まあ非常に代金の回収が悪くなつてきたときには延納制度を活用していただくというところで対処していくというのが現状でございます。

○三治重信君 一時大型間接消費税というふうな問題が出たときに、これは大臣ちよつとひとつ聞いておつていただきたいのですけれども、大臣いですが、大型間接税また大型消費税の起きたときの問題で、販売業者なんか、いわゆる商人なんかが言うのが、一番これに対して大きな抵抗で、それなら理由は何ですかと言つたときに、やはりこの滞納というものが、いろいろ調査されて滞納になつたときに、これをいわゆる刑事被告人扱いされると、ちゃんと自分のもうかつた中で滞納しているとか払わなかつたということについてならまだ自分が悪いと思うのだけれども、それをまあ消費税というのは、元来から言えばお客さんが払ふべきやつなんだ。それだから預かつてゐるだけのやつをまあいかにともそういう犯罪人扱いをされるといふことについてはがまんならぬと、そ

ういう預かつてゐるんだから、それはひとつまあそれで預かつてくれと、御苦勞さん、返してくれと、それがうまく納まらぬでも、それはどういふ事情かと、また別途配慮があつてしかるべきだと、ここが非常につかえてゐると、こういうふうな話があつたのですが、いまの御説明では、いまの物品税程度では余りそれほどなさそうなんです、その点についての国税当局や何かやはり間接税と直接税とはその取り方や税に対する、支払いに対する納税義務者の感覚がどうも非常に違ふというところで私は感じて、一度政府当局や大蔵大臣にここで質問しておこうと、こう思つております。ひとつこの際大臣のお考えと税務当局の考えと、簡単に結構でございますが、御説明を願ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) この前大型間接税という話が太平内閣で出ましてね、非常にこれにやつぱり反対したのは私の年よりも上の人なんです。それはなぜかといふと、かつて昭和二十何年でしたか、取引高税といふものができてまして、二十三年ごろですかね、私も実務をやつておりましたから、當時は、これはやかまして、それでみんな一般の商店などは間接税になつてないわけなんです。ところがこの物品税といふものは、庫出税とかあるいは小売屋さんにしても、もうなじんじやつてゐるわけですよ、この人たちは、ですから余り文句が出ない。ところがそういうなじまない人に間接税をかけたものだから、国税犯則取締法という法律を適用しまして、帰ってくるお客さんのところに証紙張つてゐるかどうか聞いて、張つてないことがさつとすぐ入つて家宅搜索とかやつたわけですよ、片っ端から。そうでもないしと間接税の場合には罰則の適用がむずかしいんです。そのこのために非常に税務署とあつちもこつちもトラブルが絶えないで、それで評判がうんと悪くなつてしまつた、これが一番の原因じゃないか。

この方は何でやらぬかといふと、酒屋さんにしても間接税ですね、これは、テレビ屋さんにしても何十年もやつてゐますからなれてゐるわけですよ。で、このまま抵抗がない。初めての人のにぶつ

かけたから、素人に。それで騒ぎになつたというように私は記憶をいたしております。

○政府委員(小泉忠之君) 各種加算税の関係につきまして、若干国税庁の方からお答え申し上げますが、御存じのように、物品税等は申告納税に現在なつております。したがつて、申告につきまして過少申告があれば通則法に基づきまして五%の過少申告加算税、それから無申告であれば一〇%のこれも通則法に基づきまして無申告加算税という制度がございますが、直税と比較いたしますと、重加算税とかあるいは不納付加算税、これは源泉徴収等による国税についての加算税でございますが、そういった加算税は消費税についてはございません。

全体の状況でございますが、五十四年度の実績で申し上げますと、消費税全体につきましての過少申告加算税は現在一億四千万、それから無申告加算税は二億六千四百万といふことで、兩者を合

○野末陳平君 きのうの続きで、ちよつと間接税法から離れますけれども、郵便局と民間金融機関の競争について、三感ずるところをたゞしいきたいと思ひますが、郵便局はいま貯金勧誘のためにダイレクトメールを大分出してゐるんですね。

まず、大蔵省に聞きますけれども、銀行などの民間の金融機関というのはダイレクトメールで預金集めをすることができるとか、あるいは現にしているのかどうか。その辺を簡単に。

○政府委員(吉田正輝君) まず、この預金獲得あるいは預金勧誘行為については大蔵省の立場でございますけれども、私も似たしたしましては、金融機関に対してはこういう余り預金獲得競争をいたしましては過当競争の弊害が生じるといふことで、元来金融機関が持つべき堅実、厳正な運営に対する配慮がなせらるゝといふような観点から、行き過ぎた預金獲得競争の自衛を指導を行つております。これは通達も出ておるところでございますけれども、これを受けて全

行協会では広告等の合理化措置というのを自主規制で定めておきまして、これによりまして広告用の印刷物の内容について細かい自主規制を行っております。

で、それですと、ダイレクトメールなどの広告用印刷物につきましては銀行の営業案内——営業の中身の解説でございますとか、業務の解説とか、それから店舗案内等のPR用の印刷物等に限定されております。したがって、そういうダイレクトメールの内容が過当な預金獲得運動につながるようなものについては自主規制の対象になるというふうになっております。

○野末陳平君　そうしますと、郵便局がダイレクトメールで預金獲得あるいは預金勧誘行為をやっているというのは事実なんです、これは郵政省に聞きますが、郵政省の方針でやられているのか、それとも郵便局が独自に勝手にやっているのか、その辺はどうなっているんですかね。

○説明員(山口憲美君)　御説明を申し上げます。郵便貯金の使命は、簡易で確実な貯蓄手段を広く国民の皆様に提供をいたしまして、そして御利用いただくことによりまして経済生活の安定あるいは福祉の増進を図るというふうな役割を持っているわけでございますけれども、こういった役割を果たしていくためには、国民の皆様方に対して制度の内容等をお知らせ申し上げるということがどうしても必要なことでございますし、そういった意味におきまして、私ども、ダイレクトメールについてもそういった手段として有効であるということでこの活用をするようにしております。

なお、郵政省としてというお話でございますけれども、直接ダイレクトメールに触れてはおりませんけれども、先生御存じのように、設置法におきまして周知宣伝活動を行うことということが法的には一応認められているものと承知をしております。

○野末陳平君　説明はわかりましたけれども、たとえばこの中身に、いまの趣旨とは大分違って、

あれが入っているんですね、この定額郵便貯金預入申込書なんというのを入れているわけだね。ここに、うちはいま貯蓄増強やっていると頼むよと、銀行が言いそうなことを書いてきて、送ってくるわけですね。そうすると、これはやっぱり預金獲得、預金勧誘のみをねらっているわけで、しかも切手張つてないでしよう、これは「通信事務」という判こ一つでやっているんで、こればんばんばらまいているかどうか、その辺のことは後で聞きますが、こういうお金はどこから出ているのか、郵便局から出しているのか、それとも郵政省の方からちゃんとその費用を見ているのか、その辺がわからなかったんですが、それはどうですか。

○説明員(村田一巳君)　ダイレクトメール等、郵便局が出します郵便料金につきましては、郵便特会の中から郵政事業特会の方に繰り入れられているわけでございます。郵便局が直接切手を張つて出しているわけではないわけでございます。

○野末陳平君　じゃ、そういうダイレクトメールは年間どのくらいの費用に上っているか、それは特会の方で出しているわけですね。

○説明員(村田一巳君)　通数でございましょうか。

○野末陳平君　ええ、どのくらいの費用が年間かかっているかね。

○説明員(村田一巳君)　為替貯金事業全体といたしましては一億五千六百万通、金額にいたしまして百七十八億円でございます。

○野末陳平君　ちよつと、全体と言われますと、ほくの言つたのはいまの預金獲得、預金勧誘を特にねらったダイレクトメールがいまの金額全部ですか、それはその一部だということですか、ちよつとはつきりしなかったから。

調査はいたしておりますので、それについてはわからないということでございます。

○野末陳平君　そうすると、大分出すときもあれば出さないときもあるのか、それとも負けちゃいけないというのできつと出すのか、その辺はわかりませんが、何しろぼくは、やはり民間の金融機関と郵便局が公平に競争できるということが一番大事だと思うんですね。で、銀行などでは、さつきの大蔵省の答えでは自衛をしようというところですね。そうすると、それは民間の中だけでも過当競争にならないように自衛している。しかしながら、預金者から見れば今度は、郵便局は一種の官業になりますね。そうすると、その銀行と間に結局競争が必ずしも公平でなくなってしまうと思うわけですよ、こういうものをどんだん出せば、際限なく。ですからやめるべきだ。効果はどの程度かそれは知りませんが、少なくともどれだけ金がかかっているんだというところからかんではないというんだしたら、これはやはりやめるのが当然じゃないかと思ひますが、どうですか。

○説明員(山口憲美君)　御説明申し上げます。先ほどお答えを御説明申し上げましたように、私もどなたもいたしましては、郵便貯金を広く国民の皆様方に利用していただくのが使命であるというふうな考えでございまして、そういった意味におきまして、やはり制度の内容等を広く国民の皆様方に知らせして、そして貯蓄の働きかけをしていくということは必要なことであるというふうな考えでいるわけでございます。ただ具体的な内容につきましては、たとえば非常に訴求力の強いものを求め余り、いわゆる利回り等あるいは税制上の問題等について誤解を与えるというふうなそういったものにならないよう、そういった注意はしつつやはり実施をしてみたいということでございます。

○野末陳平君　まあそういう答えは実態とは大分違うんだけれどもね、こつちはこんなの入っているんだからね、利回りから。それだけだものね。幾ら利息がつくというこんなふうなことだけで、

それだったら、こういうダイレクトメールでなく、もつとしかるべき方法があるんじゃないかと思ひますが、ともかくこのダイレクトメールも、ぼくはもう時代的役割は終わったんだというふうな考えでおります。というのは、郵便貯金の有利さが、これも後から触れたんですが、もう非常に浸透したんだから、別の角度のPRならともかく、預金獲得、預金勧誘だけをねらうというのは、もうここにお金がかかるということ自体どうも解せないんですね。

ついでに言ひますけれども、競争の公平を欠く点として、いつかこの委員会でもちよつと触れたんですが、金を集めてくると手当が出るわけですね。で、銀行では、あるいは信用金庫を含めてどうなつていいますか。集めた額に応じて手当が出ているんですか。

○政府委員(吉田正輝君)　私もが全国銀行協会、地方銀行協会、相互銀行協会から聴取した結果でございますけれども、銀行の職員の給与体系は固定給制度になっておりますので、先生が御指摘になりますように、この預金の勧誘度合い、あるいはその獲得度合いに応じたような歩合制度を取り入れている銀行はないと承知しております。

○野末陳平君　そうしますと、去年の委員会でもグリーンカードのときに大分ぼくが質問したのでわかつていますが、郵便貯金には貯蓄奨励手当があるわけですね。で、もちろん公務員ですら正當な給料もあるわけ、そのほかに金を集めてくれば手当が出るわけ、で、これを百万円集めて五千四百円の貯蓄奨励手当、まあこれは事実ですね。それから窓口で座っている職員のところにお金が集まってきた、つまり預け入れにきたと、その場合の手当も出て、それは中でもって大体うまく分けると、これもどうも事実らしい。ということ、外でもって勧誘してきたのも手当が出る、それから窓口で待っていて集まったお金に対しては勧誘手当が出るということなんですね。そうすると、いまの民間の金融機関と集め方の迫力が違ってくるからね。ですから、集めるだけが目的だ

つたらば何やつてもいいかもしれませんが、民間は少なくともそれなりに過当競争にならないように大蔵省が言うから自粛しているとなると、同じようなことをする官業である郵便局もやはりやり過ぎちゃいけない。事実去年の質問で限度額オーバーして減額措置を講じられた金額の半分は外務員が集めてきたという数字が出たわけですよ。どうもそのときにやるべきだと言ったんだけど、ちつともやめない。そこでぼくらはもうやめろということなんです。郵政省に聞きますけれども、五十五年、五十六年度でもこの貯蓄奨励手当は大体どのくらい出ていたんですか。

○説明員(山口憲美君) 御説明申し上げます。

これは予算額でございますけれども、五十五年度につきましては四百一十一億七千八百万円、それから五十六年度につきましては、これは現在御審議をいただいているわけですが、三百八十七億九千九百万円でございます。

○野末陳平君 その一人がどのくらい手当をもらつてとか、そういう細かいことは言いませんけれども、やはりこういう何百億かの金が勧誘の報奨金のような形で出ているというのは、やはりこれを今後も続けることが望ましいとはどういえないんですか、どうなんですか、内部でそろそろ見直すというか、これに対する検討なんというのはあるんですか。

○説明員(山口憲美君) 御説明申し上げます。

募集手当につきましてはいろいろ御指摘をいただいたわけでございますけれども、御存じのように、職員の給与というのはその職務の内容とその責任の度合いに応じて、かつその職員の発揮した能力というものが考慮されなければならないというふうになっているわけでございますが、この貯金の募集の事務というのは積極的、意欲的な努力を伴う非常に大変な仕事でございますので、そうした努力に対してやはり報いる、あるいは上げ得た実績に対して報いていくということは、これは人事管理上どうしても必要なものではないかというふうに考えているわけでございます。した

がいまして、この募集手当というのはいわば上げ得た実績に対して温かく報いてやるという趣旨でございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○野末陳平君 お金が集まりにくい時代においては、それは温かく報いるのもいいけれども、いまはもう定額貯金などの有利性というのは非常に一般化しましたから、そんな努力して、温かくお金まで出して集めてきてくれという仕事じゃないんです。ですから、時代が変わっているわけですから、やっぱりそういう時代認識のもとにこの手当を考へるべきだとぼくは思うんですね。ましてやその手当が出る、郵便局は手当をつけてお金を集めてくると。片や民間の方はそつちは出ないもので必死でやると。現実にはお客にとつては郵便局の評判がいいですよ、はつきり言つて。それはもうお金になるから、手当が出るから親切なのか、サービスがいいのか、それは知りませんが、少なくともいいんですから、ぼくは勧誘そのものが問題になるというんじゃないかと、やはりいまこの時期において手当を出すことが時代に合わないかと、むしろ弊害を生みつつあるんじゃないかと。

その弊害は要するに郵便局の方に金が行き過ぎるわけですよ。それはお客が金利選好でそうなんだから、そんなことにまであれこれ言うこととありませんよ。しかし黙つていても有利な商品を持つた郵便局が、いまさら手当を出してまでせつせと集めるかと。やはりもう時代が変わつたことを知るべきではないかと。いまのような、実績に温かく報いてあげたいという、公務員の待遇そのものがあれこれ問題になっているときにそういう感覚はおかしいと思うんだな。どうですか、重ねて。

○説明員(山口憲美君) 私、奨励課長でございますけれども、郵便貯金が非常に何か有利で、しかももう大した努力もなしに自然に入ってくるというふうなものは決してございませんで、やはりこれは郵便貯金をしていただくためにはかなり積極的な働きかけというのが必要でございます。そういう意味で、私どもといたしましてはこうい

った職員に対してやはり報いていくということは現在でも必要なことだというふうに思う次第でございます。

○野末陳平君 それは大分認識不足で、別にぼくは銀行の肩持つてやっているわけでも何でもありませんで、本當を言えばお客にとってはいまの定額貯金のような有利な商品があると、高金利時代から下降していくときにはもう当然そちらに食いついていく。そんなわけで、決してマイナスじゃないからいいんだけれども、しかしながら、郵政省のように入座つていて金が集まってくるんじゃないかというのには大分現実を知らない意見だと思ふんです。それは見方の問題で、あなたの立場だったら苦勞して集めているんだと思いたいでしょうけれども、実際にはお客の方がはるかに進んでいて有利なものにはすぐ飛びつく、不利なものは避けると。それだったら、有利な商品を持つてはいる郵政省が、何もダイレクトメールは出さず、手当はつけるわという集め方をしても民間の金を別に奪つたわけじゃないけれども、結果的にそうなつただけだけれども、少なくとも競争をもう少し公平にすることにやはり少し神経を使うべきじゃないかとぼくは思つています。問題はこういう細かいことよりも一番大事な、郵便局がそんなにお金集めることはやさしくないんだという話ですが、例の定額貯金ですね、正直言えどこれが一番有利な商品ですよ、長く預ける場合はね。郵便局はそれがいいと言つて宣伝しているんだから、あなたの方がそんな簡単じゃないと言つたつてそうはいかないんだよ、わかつているんだから。そうすると、この商品はお客の立場に立てば実はあつた方がいいですよ。だけれども、今後どうなるかわかりませんけれども、やはり郵便局ばかりに金が集まっていってしまうことになれば非常に好ましくない。少なくとも高金利から金利が下がっていくときはそうなっている。それから今度はもし低金利になつてそれから上がるときにも預けかえをしていけば、結果的には定額貯金の方が有利になるというふうにぼくは思うわけです。

そこで、この有利であると思う定額貯金なぞ十年になつていくんですね。ちよつと十年は有利過ぎると思つていくんですよ。その辺のことをちよつと説明してください。

○説明員(山口憲美君) 御説明申し上げます。

先生にいろいろお助けをいただきまして私どもも非常に助かっている部分もあるわけでございませうけれども、定額貯金につきましてはやはり現在収益性と流動性を備えた貯金ということで、広く国民の皆様にご利用いただいている商品でございます。私どもといたしましては、何とか企業努力等をいたしまして、そうして少しでも魅力のある商品を国民の皆様へ提供していくのが務めだというふうに考えておりました、そういう意味ではいまのこの定額貯金というのは、そういった国民の皆様への御要望におこたへしているものではないかというふうに考えておりました、ぜひ続けさせていただきたいというふうに考えているわけでございます。

○野末陳平君 そう、まさしく国民の要望にこたへちやつていくわけですよ。だから有利なんで、こたへている商品を持つていくんだから、あなた金集めるのむずかしいなんと言つては理屈に合わないんだよね。あなた自身が郵便貯金ともいいと。ぼくだつていいと思つていますから、十年の定額は、それは民間のたとへば二年の定期などに比べていいんです、はつきり言つて。そこで、いいんだけれども、それをじゃこのまま今後もずっと持ち続けていくことが果たしていいかどうかをいま考えたいわけなんです。

そこで大蔵大臣、これは郵政省の問題ですから第三者の意見になつてやむを得ないですがね、ぼくはやはり銀行が五年や十年の複利定期をとてもつてくれない事情がある以上、郵便局に幾ら長い伝統でこの十年の定額貯金があつても、せめて五年ぐらゐにして差を少し縮めて、商品としての有利性を余りにも認め過ぎていくいまの状態から少し差を縮めるぐらゐにしないと思ふんじゃないかと思ふんです。ですから定額貯金五年という

ぐらいのことにしないといろい弊害が出てくるように思うし、五年になつたからといって、じや郵便貯金がさつとお金が多かへ行くとは思いませんが、どんなものでしょうか。いままでの話は、ダイレクトメールとか貯蓄の奨励手当とかいふのは全部その一環で、有利な商品を持ち過ぎていくことの弊害を考えると、何か十年の定額といふのは長過ぎるというか有利過ぎると、そう思います、大臣いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄) 郵便問題は私は主管大臣じゃありませんから、余りそんなことは言いたくないんだけど、非常に皆さん一生懸命動いてくれていることは大変ありがたいと私は思います。

大蔵省は二つの顔持っておりましてね、一つは財投資金という顔と、それから銀行局の顔と二つ持っているわけです。で、郵便局に金がたくさん集まるというときは、こういう国債いっぱい発行しているときには、ある意味では助かっている点もある。だが問題は十年間という長いにだつ、この間のように最高の八%幾らという金利になつたときにみんなそこで書きかえちまうと、十年間政府のコストが八%になつちゃうんですね、大部分のものが。一般の民間の資金は公定歩合の値下げとともに下がつても、すでに預け込んだやつはもう十年間動かないと、何十兆という金が。そうすると、国のコストが一番高くて、三年たつたら民間のコストが安いという話になるわけです。国民経済上の問題が一つ確かにあります。したがってこういう大きな問題、個人の利便の問題と国全体の経済政策の問題とでぶつちかちやっているわけですよ、いま。金額が小っちゃいときはネグリジブルで大了たことはないが、六十兆円からの金になるといふと、国の経済全体に大きな影響を及ぼすところから、この問題は大きな政治問題になつたといふふうに私は見えています。ですからこれは郵便等、内閣でどういふふうにするか、学識経験の中立的な、利害のどちらもない方が大所高所からいま御検討をいただいております。

ますから、その結果に従いたい、そう思っております。

○野末陳平君 ばくは郵便貯金の複利で十年といふのは有利になり過ぎちゃつて、どうも弊害を生んだといふふうに分析していますから、あえてそれをこのままずっと続けるというよりも、こらで見直さないとまずいことになるんじゃないかと、そんなこと言つて確かめたわけですか。しかし郵政省の方は別にそれについて何という考えもないようですから、それはそのままにしておきますけれども、あえて大蔵省の方に、銀行を監督する立場の大蔵省に聞くんですが、このままで行きますとやはり非常にまずいと思うんですね。ですから、お金が偏り過ぎると、少なくともそれは官業に偏り過ぎると、これはまずいですから、その辺で、今後金融界における民間の金融機関とそれから郵便局との、何といひますか役割りの分担といひますか、それは言つてもグズるところも出てくるんですが、今後どういふふうにしていくというふうな構想をお持ちなのか。それは、いまの郵便とあつたところがあるでしようけれども、ともかく銀行局がどんな考えを持っているか、それを念のために聞いておきたいと思ひますので、それだけをお答えいただいて、きょうは終わります。

○政府委員(吉田正輝君) ただいまの御質問でございますけれども、やはり私も自由主義経済体制といふのがいまの日本経済の根幹だと思ひます。そこにおける資金の需給といふのは、やはり基本的には民間の金融機関がこれを担つていくべきであつて、それに従ひまして産業資金を供給するなり個人の資金を供給するなりする。そういうことでございまして、全体といたしましてはやはり民間金融機関が産業資金なり資金供給の基本といふことでやつていくべきだと思ひております。

なおそれ以外に、いまの問題といたしましては、個人の資金吸収面で国民のサービスという面があるといふことが一つの問題として提起されておる

わけでございますけれども、それにきまして、民間といたしましてはやはりいろいろ新商品の開発などに努めながら国民のニーズにこたえていく面があると思ひます。しかしその点におきましても、やはり私企業であるといふことでございまして、どうしてもコスト面で限度がございまして、そこら辺はなお効率化といふことに努めながら、サービス面での充実といふことに努めていかねばいかぬと、こういうふうと思ひております。

大体そういう意味で、全体といたしましては金融部門での資金供給面では円滑な資金供給を行い、それから吸収面でも効率化に努めながら国民のニーズにこたえていくべきだと、かように考えておるところでございます。

○橋山篤君 最初総論的な部分について大蔵大臣にお尋ねをします。去年の十一月に、税調から財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申」といふ文書が出ました。一通り読ましていただきました。その中で強調している点が二つあるわけです。その一つは歳出の問題ですが、「歳出の節減合理化、行政改革については、昭和五十五年度から本格的な努力が始められてきている」と指摘をしております。それからもう一つは、「いわゆる不公平税制の是正は、昭和五十一年度以来の連年にわたる整理合理化によつて、おおむね一段落したものと認められ、こゝいう表現があちこちに出てくるわけですが、この分析に対して、大蔵大臣としてはどういふ評価をお持ちになつておられるのか、まず最初にお伺ひします。

○国務大臣(渡辺美智雄) 歳出削減については、いろいろ努力をいたしております。私は五十五年度の予算編成には直接タッチしてございせんが、五十六年度の予算編成、これを願ひますと、こゝいうことでおわかりいただけるんじゃないだろうか。ともかくいゝわゆる当然増、つまり年寄りがふえれば年金がふえる、子供がふえれば学校の教室がふえる、先生がふえるといふたぐいのものが各省からのなをとつてみると約一兆九千億円

あつたんです。一方自然増収は、四兆五千億円ぐらい五十六年度は見込めるだろうという想定のもとで、そのうち二兆円を国債減額の財源に充て、あと二兆五千億円を国債費及び地方交付税に充てますと、これはなくなるわけです。単純計算でさぐわかる。そうすると、一兆九千億の財源をどうして取るか。この一兆九千億の歳出に見合う財源を調達するとなれば、二兆一千億程度の増税をしなれば追つつかないわけです。それはなぜか。増税したものが全部国に入るわけじゃありませんから、自動的に市町村等に三二%は三税で戻つていってしまふということになりますと、今回一兆四千億円しか増税しておりません。しかも国に入るものは大体一兆一千億円です。一兆一千億円の財源で一兆三千億円の歳出増になつておる。しかも一兆九千億円の当然増はほとんど吸収をいたしておるわけです。ほとんど、少し切りましたけれどもね。ということになると、どうしても一兆一千億で一兆九千億歳出のじやつて、しかもそのほかエネルギーとか何とかといふような新政策経費があるわけですから、それも賄つておると。何か手品がどこかにあるわけですよ。ということは結局、歳出削減にかなり力を入れてきたということがお認めいただけるんじゃないか。

例の一つは、たとえば文教で公立学校等の助成費を四百数十億円現実に切つておるとかあるいは農業関係でも転作補助金を反当五千円ぐらゐ減らしているとかいふことをやつて五百億円とかね、そういうものは幾つもあつておるわけです。でありますから、やはり歳出削減にはかなり努力をいたしてきておるといふ点はお認めいただきたいと思ひます。

二番目の不公平の是正の問題、おおむね一段落といふ件につきましては、これは要するに何を指しているのか、いゝわゆる特別措置法の中ですでに目的を果たしたものである必要以上につけていゝると思はれてゐるもの等についてはぜひおん整理をしてまいりましたといふことを私は言つておるんでないかと、そう思つております。約一兆円近

い特別措置がありますが、その大部分は個人関係のもので、マル優とかいろいろ住宅関係の何とか、医師税制も少しありますよ、千数百億円ありますが、そういうようなものでございまして、大体そういうことを指しているんじゃないかと。ただ一般に言われますのは、退職給付引当金もつと残っているではないかとあるいは債務性のいろいろな引当金等がございしますが、そういうようなものはこれは当然債務性のものであつて、それは私は特別に恩恵的に政策奨励のためにやっておるというものではございませんので、やはり債務性のものまでもそれはそんなに認めてやる必要はないということになれば、まだ私は残っているものもあるだろうと、そう思っております。

○磯山篤君 この歳出の問題について、大蔵省を含めてそれぞれの所要機関が節約に努力をしてきたという一定の部分は評価してしかるべきだと思ふんです。しかし今日になってみますと、第一次の臨調の答申につきましたも、まあ食えるものだけ食って食えないものは残してきたわけですね。それから国民世論、国会の討議などもあつて、いやおうなしに第二臨調を発足せざるを得なかった、そういう状況を踏まえてみますと、この税調の答申というのは甘い、もつと厳正な分析をする必要が私はあるというふうに思います。

それから、いわゆる不公正税制の問題、いろいろあると思うんですね。現行税制の中でどういふふうな均衡をとるかというふうな問題もあるでしょう。それから、現行税制にはないけれども、長年国民からあるいは野党から提起をされた、あるいは税調の中の特別専門委員会でも本場に長年審議をしてきた問題も相当部分残つたままです。そういうことや、それから相当議論がきく、ききようもあつたわけですが、目的税にしましてもあるいは特定財源制度にいたしましても、これほど窮屈な国家財政の中でこれだけは別枠ですよというふうにあぐらをかいておつて果たしていいかどうかという問題が当然指摘をされなければならぬと思うんです。いまは大蔵大臣も、残っている

ものもあるというふうに言いましたので、私もある意味では了解をいたしますが、少なくともそういう問題についてこれはよく掘り下げてみなければならぬと、こういうふうに向うわけです。

そこで、一、二の例で申し上げてみますと、長年問題として提起をされた中には、いわゆる一般消費税とかあるいはEC型付加価値税とか、いろいろの問題もありましたけれども、たとえば例です、土地の増価税の問題、それから富裕税の問題、ギャンブル税の問題、広告課税の問題あるいはパスポートに関する出国税に関する問題といふものが長年議論をされてきたわけですね。そこで賛否両論が審議会にあるのは当然であります。が、少なくともそれは最終的に政策として決断をしなければならぬ問題だというふうに向うわけですね。私はそういうふうに向うわけですが、税調から答申がなければ手がつけられないというものでないと思ひますので、この辺の問題についての考え方、これをひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 歳出の問題につきましては私ももつと切りたいと思ふ点もございしますが、なかなかいままでの情性というものがまだあり、また法律事項等で保護されているものもあるというふうな点で、やはりこれは第二臨調等でも一巡法律、制度の見直しというもので打ち出していただかないと、大蔵大臣だけで法律違反のことはできないわけですから、そういう点においてわれわれは民間の会社が苦勞をして今日不況から立ち直つた経過を見ますと、まだまだやれるところがあるんじゃないかという点は私も同感でございします。

なお、歳入問題でございしますが、いままでいろいろな広告税の問題等も自民党の中でもいろいろ議論がございまして、やるべきだという意見とやっても総反響を食つて前にもつづけた経験があるから、途中でつぶれるならばやってもしょうがないんじゃないかという話等もありまして、これはなかなか個人個人になるとむづかしいんですよ。

これはマスコミがついているものですから、広告税というやつは実際問題として、非常にこれは問題がある。またいろいろな理屈もあるわけですから。しかしわれわれとしてはこの問題はこういう時勢でございしますから、真剣にやはりあきらめな

いで検討する必要があるだろうと。ギャンブル税の問題についても、これは競馬の問題とかあるいは競艇とかいろいろございします。競馬につきましては、現実にある一定の上納金は納めておるわけですね。七五か幾らかの歩戻しをして、後は取つておつて、そして経費に充てて、さらに残つた場合二分の一納める。これも七五じやなくともつと、返すのは七〇でもいいじゃないかという議論もありますが、一方今度はファンその他からすると、こんなに巻き上げておる国はなんじゃないかという反論も実はあるわけであつて、なかなかむづかしい。そのために結局は今回は五百億円—約二百億円ぐらいふやしたいと思つてゐるんですが、いざにして五百億円ことは働き出した中で納めてもらおうというようなことはやつておるわけでありまして。

土地増価税の問題については、これはちよつと毎年、何年に一遍かずつ固定資産税の見直し、評価がえといふものをやつておりますから、値上がついたものについてはやはり固定資産税を引き上げておるということでもございしますので、それとダブリという問題も一つありますし、そういうような関係もあつてこれが検討はいたしておらないわけでございますが、今後ともいろいろと御提案のある問題、たとえばいまキャピタルゲインの話が出ておりますが、いろいろそういうような問題について税の公平と収入の確保という点については、やはり常に研究はしていかなければならぬ。幅の広い大型間接税は頭の真ん中から隅の方へ行つちやつてなくなつちやつたかも知れませんが、入と歳出との関係でございしますから、今後とも御指示のとおり勉強を続けてまいりたいと思ひます。

○磯山篤君 一般消費税は率直に申し上げて選挙の洗礼を受けてこれはだめだという結論になつたわけですね。その話はまた別にしますが、そうしますと、税調で研究しております、いま幾つか言われました私も申し上げました問題というのは、もうこの辺で税調も答えを出さなければいけないし、財政当局としても政策的に判断をしなければ国民に納得をしてもらうということに私はならぬと思ふんですよ。

後ほど申し上げますが、今回は現行税制の中でというお話でありましたが、国民の間にも、ギャンブルについてもあるいは広告税あるいは広告取入税といひますかね、そういうものについてなせもつと積極的に勉強して取り入れをしないのか、この声は多いわけですね。なかなか技術的に議論もあることは承知をしますけれども、もはや一般消費税とかあるいは大型間接税という話が出る前に、歳出のカットと同時に、長年議論されている問題についてまず着手をしていく、あるいは野党が不公正税制といふことを申し上げてゐるわけですから、そういうものに着手をしていかなければ、あと大型、小型の話をしてみても、これはつまらぬことだと思ふんです。そういう意味で私は、できれば、今回の税制改正には間に合わないにいたしまして、少なくとも五十七年度の税制改正に向けて急速な検討を進めるべきではないか、そのために大いに国民の間で議論してもらつて差し支えないというふうな考えますけれども、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 非常に各党とも現実的になつてまいりまして、私は広告税やギャンブル税の問題についてそれぞれの政党が御提案いただければ自民党においても当然それは取り上げて、私はやつていかなければならぬ。政府においてももちろんでございします。今後ともそれは誠心誠意そういうことが実現できるように勉強しますから、何分の御協力をお願いしたいと存じます。

○磯山篤君 さて、二十五日の竹田四郎委員の質問に対して大蔵大臣幾つかお答えをしております

が、それにもう一度中身を確認するという意味でお尋ねをしますが、竹田委員はこういうふうに出ていますね。鈴木首相は五十七年度には大型消費税を導入しないと云っているが大蔵大臣の見解は、大蔵大臣は、要旨、鈴木内閣の閣僚としてその方針が決まればその方針でやる。要旨そういうふうに出ています。

それから二つ目は、五十七年度は現行税制の枠内で増税を考えているのか、こういう質問に対しては、増税を考える前に歳出カットを考えておられ、それで間に合うならば増税の必要はない。歳出カットの状況を見ないと五十七年度は一切の増税はやらないと断言できない——お間違いないですね。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そのようでございます。間違いないですね。

○磯山篤君 そこで、歳出カットについてはいろいろな角度で研究もされるのだからというふうに思いますが、財政当局の最高の責任者として歳出はこの程度に抑えたい、言いかえてみれば増税をしないために歳出はこういうふうになりた、増税をしないというのを前提条件にしよう。これは数字の問題はいろいろあるでしょう。しかし政治政策の問題ですから物は考え方で、ね。どんなことがあっても増税はやりたくない、したくないという立場に立つならば歳出の方について厳しく見直しをしていくのは当然だと思ふんですね。大蔵大臣は歳出カットの状況を見ないとわからないと、こう言っているわけですが、私はその逆をお尋ねしているわけですね。いかがでしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私はやっぱり財政を直接預かっておりますから、結論から言うと歳出カットの状況を見ないとわからないんです、正直な話。それは御承知のとおり、中期財政展望というのを大蔵省が積算をいたしました。それにありますと、要するに歳出の伸びというものが一兆九千八百億、約二兆円弱のものがござります。そのほかに七千九百億程度の予備費というものが

見込まれております。これは本当に漫然と出したものでなくて、現在の制度、法律をそのままだにしておけばこの程度出るということですから、もちろんこれはある程度カットできる、法律がなくとも、なくともある程度はカットできるものもありましよう。ありましようけれども、その約二兆七千億圓ぐらいのものを結局カットしなければ、これよりも予算規模がそれだけふくらむわけですから、したがって、その分を全部歳出カットでできるかということになりますと、これはやってみないことにはわからない。で、私がなぜ増税を頭に置かないかということをお聞き願う。増税の数字が頭にありますと、やはり歳出の切り方についてもこれくらい別にあるんだからということになるけれども、歳出カットが緩んでしまふということもござりますので、まず増税は考えないということに歳出の抑制、カットというところに向かいたい。できるならば、それは予算規模が増税しなくとも歳出に合う程度になればよいわけですから、だから数字的なことはここで申し上げられませんが、ふえる分だけ歳出カットができるかどうか、そうすればふえないで済むというところになるわけですね。

○磯山篤君 中期財政展望について大蔵省が発表したものに続きまして、私もあるいは矢野公明党の書記長も指摘をしております。きょうは時間ありますからその点やめますが、この五十六年度の予算編成の過程を見ておると、これだけ——ざつとばらんな話です、一兆四千億圓に近い増税をしているんだからといつても取り合えず最後には起きたわけですね。非常に安易に流れやすいわけですね。その意味では大蔵大臣は慎重に物を言われているわけですが、私は物の考え方として増税をしない、苦しいけれどもそれは歳出の方で調整をする、こういう政治家でなければならぬというふうに思っています。お答えは要りません。さてそこで、今回の増税は、まあ国民的な批判もありましたので現行税制の中でというふうな断り書きがついて、直接部分六千二百七十億、間接税

部分で九千七百七十億、こういう増収を見込んでいたわけですね。

そこで御伺いをしますが、間接税で九千七百七十億圓、直間の比率は約七〇・九対二九・一。間接税の方は九兆八千四百七十二億圓です。その一割程度というものが今回増収の対象になって、いま法律を審議しているわけですね。具体的に数字を調べてみますと、酒税、かつて昭和五十年ごろその割合が六・三であつた、それが最近では五・四の構成比率に落ちてきた。物品税は四・七が四・一%に落ちる。印紙税は取引が多くなりましたので、三・三から四・一に拡大をした。有価証券も同じように取引が多くなりましたので、〇・五が一%に倍に拡大をしている。それから揮発油税が五・七%が四・五%になり、関税が二・六が二・三になつてゐる。この二九・一の割合の中で、私がいま申し上げましたものを全部合計をいたしますと、七兆圓を超えるものになるわけですね。

そこで、現行税制の中でやるんだと、こうは言われておりますけれども、わりあいに取りやすくボリュウムのあるところ、こういうところを目をつけたわけですね。だれも考えそうなことだと思ふんですね。その他の間接税を全部調べてみますと、ボリュウムは非常に小さいわけですね。そこに手を付けてもどうにもならないということかどうかはわかりませんけれども、大蔵大臣は先ほど、まあおれの頭の中にはいわずに大型間接税というものはないと、こうおっしゃつておられますけれども、多少でも増税が必要だということに、増収を図らないうやならぬという場合に、自然増収のことは別にいたしまして、いま私が申し上げました六種類以外のものについてどんなふうな御感想をお持ちですか、その点をお伺いします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 先生から御指摘されたように、間接税には細かいものずいぶんござります。しかし法案の数ばかりふえちゃつてとても審議期間中に間に合うかどうかという問題もござりますし、いろいろなこともありまして、われわれといたしましては今回提案したことが会期内に

国会審議をいただけるとすれば、もうぎりぎり最大限これ以上は物理的にも無理じゃないかというようにも実は思つたわけでございます。

それから、先ほど私が発言いたしました中で、要調整額一兆九千八百億圓と言つたことと並んで七千九百億圓の予備費と言いましたが、これは予備費ではなくて投資部門の要調整額の誤りだそうでございますから、訂正をさせていただきます。

○磯山篤君 直間の比率が七〇・九対二九・一、こうなつてゐるわけですが、間接税の比率が低いというふうにしれば本席でも言われているわけですね。しかしこれは間接税の比率が低いんでなくて、所得税を含む直接税の割合が急速に高まつたというふうにはこれは理解をしないと大変なことになると思ふんです。間接税の比率が二九ないし三〇では低過ぎる。こうなりますと、これを引き上げようじやないかという、そういう発想に立つわけですね。そうでなくて、本来ならば指摘しておりますように、所得税の伸びが非常に強いんです。したがつて直間の比率がそうなるわけでありまして、低いのは間接税の分野が足りないんですというふうな理解では私は困ると思ふんです。

そこで、もう一回お尋ねをしますが、今回これだけの九千七百七十億圓の間接税の増収を図ろうとしているわけですが、やはりその他のものについては余力がない、努力の割には余り増収にならない。今回も手をつけなかつたけれども、次回も手をつけような品物ではない、こういうふうにお考えですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは大物もあるんですよ。たとえばそれは自動車重量税だ、揮発油税だという大物もござりますが、これは目的税のよいうなものであつて、公共事業をここでいふやうなやつならば別なわけでございますが、いまの状態の中ではなかなか取り込めないというやうな段階でございます。大きなものがあつてもこれは果たしてうまくこちらで利用できるかどうかという疑問も一つあるわけですね、そういうやうなことでは手をつけなかつたという理由の一つに

もなつておるわけです。またそのほか、トランプ税とか取引所税とか通行税とか入場税とかございしますが、とん税とか、こういうようなのはもう非常にネグリジブルな、十億とか百七十億とかいう小さな金額になつてしまふものですか、先ほど言つたように法案の数ばかりふえちやつて、そして現実に物理的に間に合わないという問題もございしますし、また今後はまあ検討はいたしますが、今回はそういうわけでお願いしなかつたということでございます。

○磯山篤君 今回お願いしなかつたというのは次回お願いすることもあり得るという余韻が残つてゐるような感じがしますが、しかしいまも指摘がされておりますように、目的税みたいなものは別枠になりますので、それから見ますと率直に申し上げて、全体のボリュームから見ればその他のもの、細かいたくさんのはそれほど魅力のある税ではなさそうな感じがするわけです。しかし手をつけるかもしらぬというようにお話があつたことはよく記憶をしておきます。しかしそれは言つてみても、いずれ膨大な歳出を賄うわけですから何らかの方法をとらざるを得ない、歳出カットには努力するけれども、歳出カットに努力をしてみる、それから大型間接税の導入ということはいまのところ頭の中にない、こういうお話ですけれども、昭和六十年までの中期展望を考えてみた場合に、やはりそれだけの話では竹に木を接いだような話であることは間違いないですね。何らかの工夫をしなければ収支財政のつじつまが合わない、これは素人が考えてみてもそのとおりだと思ふんです。

そこで、大型間接税の導入は考えないといひましたも、つじつまを合わせるための努力、方向というのは国民の前にある程度お示しをしなければ将来全く心配でしようがないわけです。そういう意味で、何も私は税目をお伺いをしたりあるいは税率をお伺いをするわけではなくて、物の考え方として、どういふふうに財政上のつじつまを合はしていくのか、その点についての考え方

を明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 問題は、財政運営ができればいいんです。ということとは、結局国民のいろんな要望がございしますから、やはり財政に余裕があつたときと余裕がないときは、これもやつてあげたい、あれもやつてあげたい。やつてあげたいこといっぱいあるけれども、増税をたくさんしてまでならば、この際はもうこれはちよつと、去年までなら別だがことしから御遠慮いただきたいとか、そういうふうな政策判断の問題でございまして、私としてはなるべく、予算規模をふやさなければいいわけですから、ところが現実にはふえるやつがあるわけですから、そのふえ方にプレッシャーをかけて、ふえるカーブをなだらかにすると、あるいは今回はやめてもらうとかいうことをやつて、予算規模がふくらまなければ新しい増税は要らないわけです。ですから、まづいま言つたようなことで、もう増税は考えないということをやるといふことになれば、どれだけのつぎがまんとしたいただけるか。結局は出すお金を減らす話でございしますから、それをやつてみないと、すでにいろんな補助金や何かにいたしましてわからぬわけです。もうもつてゐる人がゐるわけですから、利権化しているわけです、ある意味では。先ほどの郵便局の何か募集手当みたいな話でしてね。そいつを切るということとは簡単なことではあります。現実には非常に大英断を要するし、国民の理解と御協力がなければできない。国民は全部相談できませんから、国民の代表である国会と相談をする以外に方法ないわけです。したがつてわれわれはそれまでになるべく早く原案をこしらえて、こんなことでやりたいんだけれども御承認願ひたいといつて、けんけんがくがくの議論をまづ一遍やつてみる必要がある。そんなむちゃくちゃなこと言ふなと、じゃあもう十のうちの七つは認めるけれども三つは切るのはだめだということならば、じゃあその部分はどうしましようか、また別な相談ということになるわけですが、なるべくそういうことは別な相談をしないで済むよう

に皆さんの御理解を広く得たいと、こう思つておるわけでございします。

○磯山篤君 総論の最後になりますけれども、この税調の答申の中に歳出カットの問題ですが、高度成長期に生じた歳出の増加傾向そのものを是正をしていく、このことが何回となく指摘をされてゐるわけですが、その対象ですね、増加傾向を抑えなきゃならないと言つてゐるその対象物は何か、どういふふうにとその点はお考えですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは具体的にやれば私いま申し上げられませんが、一つの例を申し上げますと、やはり国会なんかで一番議論の多いのは、要するにいま案のむだが多いじゃないかと、それから非常に脱税をする不心得の医者がたくさんゐるじゃないかと、三年間で十六億も税額で脱税したとか、それからきょうの質問なんかにもあつたけれども、トンネル会社をこしらえて経費をよけい高く見積もつてゐるとかいうようなこと、たくさんあれだけ言われるわけがございしますから、そういうようなものは、やっぱり要求をしたならば本当に要求どおりぞろぞろ、ぞろぞろみんな払つちまうというのはいいかどうか。これは一つの例ですよ、こういうようなものもやはり高額所得が片一方では社会保障の名においてどんなできやうと、それで保険料を上げてもらなかつたか上げ切れないという話になつてくれば、やっぱり見直しの対象の一つにはなるんじゃないかというふうなことで、その他私はたくさんあると思ふんです。これはただ一つだけ――余り言うなというふうな事務局から言われたんですけれども、一つだけじゃわからぬものですから例示的に申し上げたのです。

○磯山篤君 そこで、私は十九時までしか持ち時間ありませんので、以下具体的な問題についてはごく簡略に御答弁をいただきたいんです。最初に物品税の問題です。自動車の問題について、外務大臣が帰つてまいりました、日米の折衝といひますか協議といひますか、その結果は大蔵大臣お聞きになつていま

すか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は詳しいことは聞きません。伊東さんのきょうの報告の中で、自動車交渉というものがやっぱり避けて通れない問題だといふようなお話がございました。しかしこれについてもこういうことを言つてゐた。要するに自由貿易体制をアメリカはぜひ守つていきたいと、レーガンの対談で、守つていきたい。そのためにはともかくこの自動車問題というのは大変な問題である。このまゝいくと議会で結局自由貿易を守るのに困つたような別な現象が起きかねない。それはアメリカにとつても困るんだと。しかし自動車産業というのはアメリカの失業問題やあるいは景気の問題にも非常に重大な影響があるアメリカの基本産業である。したがつてそういうことについてやはり何かしなければならぬのでというふうな話だつた。特別に規制をどうするか、数量をどうするかという具体的な話はなかつた。したがつて自動車の問題ならばアメリカから日本に便所を送つてアメリカで交渉するよりも、日本に来て直接交渉した方がいいんじゃないかという提案をしたら、それには同意されて喜んで使節団を日本に送りたいといふことをレーガン大統領が言つた。会談のうち約半分以上のものはこの自動車に係つた話であつたと、防衛の話などは非常に少なかつたという話であります。

○磯山篤君 時間がありませんのではしりませんが、ニュアンスとしては日米で十分に協議するといふことではやうが、やや日本に自主規制を期待をするような話がしばしば出る。それから外務大臣は、私確認したわけではありませんが、多分日本では目下関税についてアメリカの自動車の部分、タイヤなどについても十分配慮をしておりますと、あるいは日本の自動車につきましても新たに税金をぶつかけて競争力がアメリカができるように目下努力をしております多分法案も通過するでしようという程度の話はしたかどうかはよくわかりませんが、まあそういうものもいろいろ

る加味されているんじゃないかというふうに思うんです。

そこで、自動車でも空調でもその他でもそうでありますが、大手企業は大体組み立ての仕事ですね。ほとんど部品その他のものは中小零細企業が皆つくっていることとはもう明確なんです。けさのテレビで東洋工業の自動車の問題が出ておりましたが、全くそうです。そういうことを考えてみますと、税の問題も当然ありますけれども、中小零細企業に対します経営の補強をしていくあるいは要員の問題についても十分政治的な配慮をしていくことがなければ、再びここで新しい問題を生ずることになるわけです。その意味では、今回の物品税の引き上げという問題の背景にはそういった問題があるということに十分に認識をしていただかなければならないし、またそれに対応して、いま私がよく短く申し上げましたが、中小企業の体質強化、改善、補強という問題について特段の努力を払ってもらわなければならぬというふうに思いますが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私もさように存じます。

○磯山篤君 それから次は、有価証券の問題に関連をしてちょっと申し上げておきますと、先月でしたか、香港の実業家王増祥という方でしようか、片倉工業株式会社との問題をめぐりまして三つ問題が提起されております。大蔵大臣もその仲間に入っているわけですが、新しい外為法によります審査対象企業の指定からこの片倉工業を外すべきだという行政訴訟が一つは出ておりますね。それからもう一つは、片倉工業を相手取りまして、取締役の忠実義務違反、言いかえてみれば商法に抵触するということで争いが提起をされております。それから三つ目の問題は株の問題ですが、浮動の株づくりについて、単に名義貸しというよりもっと手の込んだ名義貸しをやっているという意味で、証券取引法違反でこれも東京地検に告発をしているわけです。

この内容は私は法人税のところで別にやります

けれども、いま私がここで申し上げたいと思ひますのは、先ほど大蔵大臣からも答弁がありましたように企業のあり方、それから株主の擁護という問題について外人の方と日本の商慣習が非常に食い違っているというところをここでは指摘をされているわけですね。言いかえてみますと、個人の株主を尊重してもらわなければ困ると、こういうふうな指摘をされているわけです。

そこで、先ほど塩出委員の質問に対して大蔵大臣から、株主は優遇しなければならぬけれども過剰なことは困ると。そこで総ざらい検討してみたいというふうに御返事があつたわけです。これについての基本的な考え方ですね。こんなふうな方向で考えてみたいというお考えがあるならば、改めてお示しをいただきたいと思うんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は先ほどお答えをいたしましたように、日本を中堅階級が非常にいっぱい広がった安定した自由主義社会にするというためには、農家のようにみんな土地を持たせるといふわけにもいかないことですから、都会の人には何らかの財産を持つてもらふことがいいのであつて、それは預貯金でもいいし、社債でもいいでしょうし、安定した株式でもいいんじゃないかと。まして会社に勤めている人がその会社の株を持って株主でありながら従業員であるという姿も決して悪いことではないし、私は非常にいいことではないかと。そういうような意味において、一般大衆の株主というものをやはり保護したり育てたりということは大切だということを申し上げたわけでございます。

○磯山篤君 不十分ですけども、時間の関係でやむを得ないです、それは。

それから、再三お尋ねするわけですが、誠備グループなり十全会の証券取引、一連の不祥事件というものは、改めてこの種の問題について勉強をいやおうなしにせざるを得ないという、そういう場面に直面をしたわけです。そこでやっぱり正常な株の取引あるいは株主というものを育てていかなければならないし、証券市場というものを健全に

していかなければならぬということは当然だというふうに思うんです。

そこで、幾つか改善策をお考えでしようけれども、今回の事件に照らして再発防止のために緊急に手を打たなければならぬ、あるいは当面手を打たなければならぬ問題が幾つかあると思うんです。またやつてもらわなければならぬと思うんですが、その点についての考え方を伺ひします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) きわめて技術的な問題でございますから政府委員から答弁をさせます。が、やっぱり会社の姿勢や外務員の姿勢、その他一般の投資家の方もやはり甘言に踊らされて、そんなにばるもうけなんというの世の中にごろごろないわけですから、そういう点も知ってもらわなきゃならぬし、いろいろあるうかと存じます。証券局長から委細は説明をいたさせます。

○政府委員(吉本宏君) 誠備事件でございますが、こういった特定の外務員が投資グループを主宰いたしました過度に投機的な株式投資を行ったと、これによつて証券市場並びに証券会社に対する社会的信用を傷つけたということについて、私もとしては深く憂慮しておるところでございます。

で、当面の対策でございますけれども、第一に、誠備グループというのは投資顧問業と申しますか、投資顧問会社という看板を掲げてやったわけでございます。したがって、投資顧問業というものの対して一体規制を行う必要があるかどうかという問題が一つござります。それから第二に外務員制度、これは歩合外務員と申しますが、加藤という外務員が実質的に投資グループを主宰をして、一括して受注を行つておつた。その間投資者の個人の意思が一体尊重されたかどうかという点にもかなり疑問があるわけでございます。その辺をどう考えるか。それから、そもそも発注を受けたのは証券会社でございますが、やはり証券会社の営業姿勢ということにかなり問題があるのではないかと。このような問題につきまして現在関

係の証券会社を調査をいたしております。この辺の実態も踏まえて今後対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

○磯山篤君 印紙の問題であります。相当委員会でも議論されました。時間があるからで幾つか質問は省略せざるを得ないと思うのですが、現行の制度の中で非課税の法人なり文書というものは列挙されているわけです。しかしよくよく調べてみますと、その法人なり列挙されております文書というものがいかなる基準で、いかなる定義で除外をされているかについても相当の疑問を私どもとしては持つております。

それからもう一つは、最近クレジットカードというふうなものがかなりの量が出てくるわけでありまして。そうしますと、節税と脱税の境界といひますか、なかなか微妙な問題が現存しているわけですね。現にあるわけですが。その意味ではもう一遍、最近新しいニーズに基づいて出された品物について中身を再検討する必要があるう、また再検討しなければならぬというふうに私は考えるわけですが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(矢澤富太郎君) まず非課税の規定の点でございますが、別表一に「非課税物件」という欄がございます。これは大別いたしますと、まず免税点がありまして、その免税点以下のものを非課税とするということが第一点。第二点は主として営業に關しない文書、これは非課税とするという考え方できておるようでございます。

それから今度は非課税法人でございますが、これは別表第二というのがございます。国、地方公共団体はもちろん非課税になります。主として国、地方公共団体が出資した法人につきましては非課税団体としておられるのが現在の取り扱いでございます。

第三点のクレジットカードの問題につきましては、先ほど来御指摘もござりますので、今後実態に合わせて検討を続けてまいりたいと思つております。

○磯山篤君 全体に関する問題ですが、すでに衆議

院ではこの物品三税、間接三税が採決をされて通

つたわけですね。それに対しては附帯決議もついで

に安易に考えてもらつては困る。少なくとも税率

を上げるとかあるいは範囲を拡大するというよう

な問題よりも、現行それぞれの税制の中で非常に

アンバランスになつてゐる、整合性がないという

問題について指摘が附帯決議でたくさん行われて

いるわけですから、衆議院の附帯決議というもの

について正確に理解をしていただかなければなら

ないと思いますが、その点はいかがですか。

○政府委員(天澤富太郎君) ただいまの御趣旨を

体しまして常時研究を続けてまいりたいと思つて

おります。

○磯山篤君 大蔵大臣、最後になります。先ほ

ども指摘をしましたが、私もこの物品三税につ

いては事柄はよく承知をいたしますけれども、今

年度の財政の組み方あるいは歳出のカットその他

全体の情勢を踏まえて、この種の税制改正には賛

成しがたいということをや前々から指摘をしてい

るわけですね。したがって今回の審議の中で相当指

をされて、検討をいたしますというふうな大蔵大

臣が答弁したことが幾つかあるわけですね。その問

題についてはできる限り早急に検討していただい

す。

○委員長(中村太郎君) 他に御発言もないよう

ですから、三案に対する質疑は結局したものと思

ます。

なお、三案の自後の審査は後日に譲ることとい

たします。

○委員長(中村太郎君) 次に、所得税法の一部を

改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律

案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以

上三案を便宜一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は前回聴取いたしましたので、こ

れより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大木正吾君 時間も夕なべから夜なべに入つて

おりますので、なるべくしぼつて、また月曜日に

ゆつたりやらしていただきますので、一つだけ伺

つておきますが、実は大臣がこの委員会で御答

えになった中で、いずれはこの所得税の減税もし

なぎやならぬ、こういう発言もあつたわけでご

ざいます。それについて大臣、まあ私の主張とし

ますのは、五十六年、五十七年、五十八年等にも

早くしてもらいたいわけですね。いつの時期か

問ひませんが所得税減税をしなぎやならぬ、こ

います。こういうことであります。

○大木正吾君 いま磯山委員からも話がございます

したとおり、間接税の比重が下がつてゐるとい

うな見方をされる立場の発言が多いんですが、

むしろ逆に直接税の比重が高まつてゐる、特に所

得税の比重が高まつてゐる、こういうことにつ

ては大蔵当局否定しないと思ひますけれども、そ

れについてはどうでしょうか。

○政府委員(渡辺美智雄君) 下がつてゐるとい

うことは所得税がふれば片一方が減るということ

でもございましょうが、所得税の比重を少なく

して間接税の比重を多くするということがあつて

わけでございますから、そういうような点等につ

いて、何か国民の理解がイギリスやフランスやド

イツみたいなあんなにたくさんでなくともいいか

ら、もう少し得られないものかなあということ

私は話したばかりでございます。

○大木正吾君 多様な形での所得税のあり方につ

いてお考えのようなお答えが返つてまいりました

ので、念のために事務当局に伺ひますが、日本の

所得税の累進度が世界一高いというお話の中で出

てまいりますけれども、たとえば五千万円という

ような所得の方は何人ぐらいおられるか、あるいは

でございます。

○大木正吾君 それから中間層の問題についてお

伺ひたいのでございまして、年取五

百万、大体四百万から一千万程度の方々のウェ

ートはどれぐらいになつてゐますか。

○政府委員(高橋元君) 一千万円以下、五百万円

超という方が申告所得税でございまして、人員で

五十八万人、税額で三千六百一十一億円ございま

す。

○大木正吾君 それは所得税全体に対してです

か、申告の分だけですか。

○政府委員(高橋元君) 申告でございます。

○大木正吾君 申告だけですね。

○政府委員(高橋元君) 源泉の方を申し上げます

と……

○大木正吾君 源泉もあわして言つてくださ

い。

○政府委員(高橋元君) 源泉の方を最初に申し上げ

ますと、源泉で二百七十六万人、税額で一兆三

千六百六十六億円でございます。両方を足しま

す、一千万と五百万の間の方が三百三十四万人

おいでになります。

○大木正吾君 幾つか例を伺つたのでございま

す。

○大木正吾君 大蔵大臣、幾つか例を伺つたのでございま

すけれども、大変累進度が高い高いとおつしやられ

まして、頭数、同時に所得税全体に占めるウェ

ートそれ自身はそう高くはないという感じなん

ですけれども、そこで私は予算委員会でもいろいろ

伺ひましたから余り重複して御質問避けませんが、

本年の、去年、ことしにおける自然増収に占める

所得税の割合は非常に高いわけですね。去年の場

合ですと大体自然増収四兆五千九百八十億円の

四三%が所得税ですね。さらに本年に至りますと

四兆四千九百億円の六一・五%ぐらいで二兆七

千六百九十億円で、この状態でもつていま審議

いたしておりますたとえば物品税、印紙税あるいは

酒税等含めて、これでは来年の税の動向等見たとき

に、国税の自然増収のウェートは若干所得税が下

がることはもちろん考えられますが、まず五〇%

を割ることはないというふうに見えてゐるんで

す。

○大木正吾君 法律を直すのは国会

を開かなければ直せないわけでございますから、

いろいろ検討をした結果、しかるべきときにまた

直すべきものについては直していきたいと考えま

が、その辺の大体事務当局の見通しについてはどうでしょう。

○政府委員(高橋元君) いま六二%という数字をお話ございましたが、実はこれは五十六年度の税収見積り上、また税収上の一つの特徴でございまして、源泉所得税の中の利子分が非常に大きくなったわけでございます。したがって、給与にかかる源泉所得税の自然増収だけを取り出して申し上げると、五十五年度は九千八百二十億円で、全体の自然増収四兆五千九百八十億円の二・四%。五十六年は給与分が一兆二千四百四十億円の自然増収でございまして、四兆四千九百億円に対して二七%でございまして、五十五と五十六だけ比べますと五十六が伸びているようでございますが、この給与の自然増収に占める割合だけという点で過去にさかのぼって比較いたしますと、高い方ではないわけでございます。

○大木正香君 私は別に給与の關係のことだけでけちくさい話をしてゐるわけじゃないんでしてね、おたくの資料に基づいて、予算委員会へ出された資料を拝見しながら国税の自然増収に占めるところの所得税の金額を出して、そしてまだ五十六年度、これは決算が済んでいませんから六〇%、六一・五になるのか、五九になるのかはつきりしませんけれども、そういう意味で申し上げてゐるわけですから、誤解ないようにしていただきたいんです。

さて、時間もあれですから大臣、一つだけこれはきょうはどうしても聞いておきたいんですが、こういう状態ですけれども、いまもまあ申告なりあるいは源泉の分を含めて所得税がどんどんと増高していきまると、税制の姿がどうしてもこれはいびつになっていくことは避けられぬと思うんです。

そこで、私自身の一つの考え方でもって大臣の御意見を伺いたいんですが、ランクアップが非常に激しいですね、税率の刻みが小さいです。そういう關係についてたとえば二%刻みのところあるいは三%刻みのところにつきまし

て、もう少し階段を、歩幅を広くする、そういうふうな政治体系を変えるような考え方は持てないでしょうか、どうでしょう。その点ちょっと伺いたいんですが。

○政府委員(高橋元君) 大臣からお答えがあります前に一つだけ申し上げておきたいと思ひますのは、日本の所得税の累進度が高いという理由が二つあります。一つは、課税最低限が大きいということなんです。一つは、ゼロの税率から十の税率に移るわけでございまして、たとえば三百萬円の年収の方が一割月給がふえますと三百三十萬円になります。その場合の課税所得は六十五萬円から八十八萬円にふえるわけでございまして、一・三六倍。それから五百萬の方の年収が一割ふえますと五百五十萬円ですが、課税所得として見ますと二百二十一萬円が二百六十一萬円ですから一・一八倍。こうなりますと低い方がたくさん税金がふえるようになります。したがってこれは全体としての弾性値を押し上げておるわけでありまして、もう一つは、たゞいま大木委員のお話にもございまして税率の刻みの数が非常に小幅であるということですが、六十萬円ふえるたびに二%上がるというのを、五%刻みの税率表を持つてゐる国と比べてその一千万円までの非常に微分的なところを見ますと、日本の場合には給与収入に対して大体比例的に伸びてゐるということになるのではなからうか。弾性値が大きいということはむしろ課税最低限が相対的に大きいというところに起因してゐるところが大きいというふうに思つております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は税率の話をする前に、先ほど大木さんからお話があったが、高額所得者であつたら少数ないんだからまあ九三%召し上げちゃつてもいいじゃないかということば言わなかつたけれども、言わなかつたけれども、高額所得者はいづつば税金払つていいんだというふうなニュアンスではなかつたかと私は思つたんです。私もそれはそのとおりだと思つたんです。そのとおりだと思つたんですが、問題は程度問題ではな

いかと。みんな自由社会では欲望で働いてゐるわけですからね。ですから、かせいでも九割近くも、八割も取られちゃうということになると、余りかせぐ気がしなくなつちゃう。私はともかく、みんな事業家などはそれはもう金を残すことが楽しみな人がいますよ、しつかり。そういうことで悪いことをしないで正當なことで夜昼働いて、そして所得があつたらやっぱいいうちにでも入りたいと思つてしようし、私はそういうところに自由社会の活力というものがあるんじゃないかと。だから松下さんがいま何億の所得者か知りませんが、あれまでになるためには結局いろんな苦労をしてやつてきて、じゃ高額所得者だからというけれども、しかしそのためには非常にたくさん従業員のその中で多くの生活もしておる、それからいろんな關係の資材も購入するということですから、私はやっぱり問題はどの程度か、程度問題というのには學問的には余りありませんけれども、世界の水準というものはおのずからあるんじゃないか、世界の水準というものが。したがってそういうところに大体合わせた方がいいんじゃないかということをお願いいたします。

それからランクが細か過ぎるという問題については、率から言つて先生のおっしゃるようなことがあるんです。あるけれども、たとえば若い人で子供二人で二百萬しかもらわない中小企業の従業員が、一割月給上がればイギリスだったら三〇%最初からかかるわけですから、二十萬で六萬円取られると、ところが日本では二萬円で済むと。来年また一割上がつて今度は二十二萬月給が上がつたと、日本では二萬二千円で済みますが、イギリスだったら六萬六千円と、こうなるわけですから、だからどちらがいいかという問題について、も、そこらのところは日本のやつは細かく刻み過ぎてゐると言へば刻み過ぎてゐるかも知れませんけれども、要するに一千万以下の階層については非常に細かい税率にしてあるということも言えるんじゃないかと、そう思うわけでございます。

○大木正香君 高橋さんは課税最低限のことをお

つしやつたけれども、私はそういう議論を何遍でもするんだつたら、やっぱあなただとロイトへ行つて、大臣がおつしやつたみたいにな、みそ汁飲んだりラーメン食つたり、そういうことをしたいと思つていませんけれども、アメリカはアメリカなりにたとえばコーヒートとパンと、それでエッグか何かちよつとつくぐらいの朝食なんです。だからそういう形でも物を考えなきゃならぬし、やっぱ日本には日本人並みでもって物を考えなきゃならぬし、同時に急激な変化ということとは余り好まないわけですよ。だからやっぱ課税最低限の論争をしようというんだつたら、お互い一緒にバリ行つたり、ロンドン行つたり、あるいはベルリン行つたりしてみたい、こういうふうな思ふんです、本當にやるんだつたら。一体どれぐらい物が買えるかとやらなきゃだめなんだから。同時に、去年のいまごろは円が一ドル二百四十円ぐらゐつておつたわけですからね。この資料いただと、二百十七円かで計算してありますけれどもね。こういうものでも動くんでしよう、結局。そういつたことで余りここでへ理屈を言つて数字を言つてもいらないんであつて、現実に日本の所得税納税者がこれほどにランクアップされてゐて、そして増税感、不公平感を増大してゐることについて、私は日経連の前の会長みたいに乱暴なことは言いませんよ。反税闘争なんということは言いませんけれども、やっぱ気持ちよく税金を納める人は少ないかもしれません、まあまあしょうがないという気持ちぐらゐになつてもらいたい。こういうことにするために、やっぱりいまの税収の構造ということ、私の頭の中にずつとあります戦後三十六年間のものでは、間接税三〇%、直接税七〇%、これいいところだな、こういう見方をしてみましたので、そういう形をずつと保とうとすれば、どこを押えるかと言つたときに、私はやっぱり、それは大臣がずつと三年間大臣やつておられまして、毎年毎年課税最低限いじくつていくなんという議論はなかなかできないと思ふんですよ、私は。となりますと、ある程

度税率構造の刻み方を少し工夫することの方がむしろ事務的な面の高橋さんおっしゃったことはわかります。わかるけれども、もうちょっとそこを工夫していけば、増税感というやつと不公平感というものはぐつと少なくなっていく、私はこういう感じがするんです。だから一つの提言として私が申し上げていることは、やはり税率構造について——どんな高成長時代にはどうしてもやらなければ自然増収があつて困つちやつたわけですから、当時は七千億もあつたこともありまふ。ずつと余つたんです。だからそういうことこの時代とは時代が変わつてきているし、同時に毎年度の課税最低限による調整減税できませんから、一方法としてこの税率構造について考えるべき時期じゃありませんか、こう申し上げていくわけなんです。もうちょっと税金を納める側に立つて——やつぱりマスコミなんかでも別にでたらめのことを新聞記事、雑誌に書いてあるわけじゃないと思ふんです。自然増収の議論を私は去年やつた、予算委員会。当時は竹下さんがたしか大臣でした。そのときに、自然増収か自然増税かの議論したときに、新聞はどつちだろうかというクエスチョンマークでもつて、なるほど考えればそういうものもあると書いたけれども、これは全部が自然増税、自然増収、こういうふうに書いてあるじゃありませんか。そういうったキャンペーンがあることは事実なんです。同時に、中身としてそういうものがあることも、またこれ所得税に相当なウェイトが高まつていて、これも間違いないわけだから、だから私はむしろそういうことを要するに重税感の偏るとか不公平を余り拡大しないためには、一つの方法論として税率構造をいじくることも必要だろうし、もつといい知恵があつたら私はぜひ、渡辺さんなんか頭がいいんだから、教えてもらいたいと思つていけるわけですね。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはいろいろこ

で論争しても、なかなか三十分、一時間で片づかぬ問題でございまして、やはり月給が毎年上がるんならばある程度税率はずつと、三年分月給上がったも変わらぬくらいにしてくれと、月給が上がれば二割ずつしか税金は上げないと。そうなんです、それは、間違いない。したがつてそれも一つの方法だと私は思います。でございまして、これは所得税体系というもののについてやつぱり財政再建の見通しが立つと、経費の削減ができるというこにあれば、私は取り組まなければならぬ時代に来ているんじゃないかと、そう思つておりますので、貴重な御意見として承つて十分参考にさせていただきます。

○大木正吾君 まだ終わらないんですよ、ありがとうございましたと言つても。

もう一言最後に、これはもうちよつと大臣にまじめに真剣に取り組んでもらいたいために申し上げておきますが、私は別に所得税の税率の果進をやめちまへと言つていわけじゃないんです。要するに、平面的に税率にしてしまへという乱暴なことを言つていわけじゃないんです。ただ今後の税金のあり方からしまして、まあ幸いに大型間接税はだんだん消えてきてそれは恐らくないでしょうね。同時に現状からすれば、まあこれからあつてですか、にも議論がありましようが、恐らく所得税なり法人税等の特別措置をどうするかという議論もどんどん出てくると思ひます。そういう意味でもつて税制の公正化、公平化問題等中心にした議論が展開されていくと考えるわけですよ。そうすると、やつぱりまあ三年ぐらひはほとんど動かないで、四年ぐらひ動かないとか、そのときに所得が上がつたんだから、おまえ上がつた分は納めろと、こういうふうなことの説得がなきゃだめでしょう。どんなことを言つたつて、あんた二百一十五千円でもつて、課税最低限でもつて満足しているという方いいません。新聞をちよつときよう参考にとつてきたけれども、洋服一着が買えない衣料費、何ですかこれ、

三百何万の標準世帯の方が、五十三年の表でいきますと、これは大蔵省が出した資料じゃないと私は信じたいんですが、三百三十六万の年収の方が一万八千二百九十二円の衣料費衣料費しか見られていない。こういう関係の数字が出ていますよね。それはいまここで議論するつもりはありませんよ。ありませんけれども、こういうことですから、二百一十五千円という最低限ということとは厚生省が考えるところの寡婦の方とか、いろいろな非常に困つていの方、生活保護の方と比べてときにむしろ低いということであつて、国際的に高い高いと言つても意味がないと思ひます。ですから、そういうこと等含めて考えたときに、私たちはむしろ皆さん方の税の徴税の仕方に対して、国民に対する立場からしても、なるべく大蔵省が仕事しやすいという立場で提言しているわけですから、ぜひこれは委員長、さらにもう一押し、大臣のお答えをいただいたら私終わりますけれども、どうぞひとつお願いします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 先ほども申し上げましたように、それも一つの考え方なんです。ですから、月給が二年続けて上がつても税率が変わらない。ですから月給が上がつた分のその二割がふえるだけだというやり方も、私はいいやり方じゃないかと思ふんです。したがつてこの段階のようなものについて見直すことも、私は含めて検討させていただきます。

○大木正吾君 終わります。

○委員長(中村太郎君) 三案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十三分散会

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(衆)

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、昭和五十五年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(衆)